

昭和二十二年運輸省令第二十三号

船員法施行規則

船員法施行規則を次のように改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 船長の職務及び権限(第二条の二―第十五条)
- 第三章 雇入契約の成立等の届出等(第十六条―第二十七条)
- 第四章 船員手帳(第二十七条の二―第三十九条)
- 第五章 給料その他の報酬(第三十九条の二―第四十二条)
- 第六章 労働時間、休日及び定員(第四十二条の二―第四十八条の四)
- 第七章 有給休暇(第四十九条―第四十九条の三)
- 第八章 食料及び衛生(第五十条―第五十七条)
- 第九章 年少船員(第五十七条の二・第五十八条)
- 第九章の二 女子船員(第五十八条の二・第五十八條の三)
- 第十章 災害補償(第五十九条―第六十八条)
- 第十一章 就業規則(第六十九条―第七十条)
- 第十一章の二 登録検査機関(第七十条の二―第七十一条の六)
- 第十二章 監督(第七十一条―第七十四条)
- 第十三章 雑則(第七十五条―第七十九条)

第一章 総則

(適用船舶の範囲)

第一条 船員法(以下「法」という。)第一条第一項の国土交通省令で定める船舶は、日本船舶以外の次の各号に掲げる船舶とする。

一 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条第三号及び第四号に掲げる法人以外の日本法人が所有する船舶

二 日本船舶を所有することができる者及び前号に掲げる者が借り入れ、又は国内の港から外国の港まで回航を請け負った船舶

三 日本政府が乗組員の配乗を行なっている船舶

四 国内各港間のみを航海する船舶

(適用除外小型船舶)

第一条の二 法第一条第二項第四号の国土交通省令の定めるものは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット又はモーターボートとする。

第二条 法第三条第一項の国土交通省令で定める他の海員は、次に掲げる海員とする。

- 一 運航士
- 二 事務長及び事務員
- 三 医師
- 四 その他航海士、機関士又は通信士と同等の待遇を受ける者

第二章 船長の職務及び権限

(発航前の検査)

第二条の二 船長は、法第八条の規定により、発航前に次に掲げる事項を検査しなければならない。ただし、当該発航の前十二時間以内に第一号に掲げる事項のうち操舵設備に係る事項について発航前の検査をしたとき並びに当該発航の前二十四時間以内に第一号(操舵設備に係る事項を除く)、第四号及び第五号に掲げる事項について発航前の検査をしたときは、当該事項については、検査を行わないことができる。

- 一 船体、機関及び排水設備、操舵設備、係船設備、揚錨設備、救命設備、無線設備その他の設備が整備されていること。
- 二 積載物の積付けが船舶の安定性をそこうなう状況にないこと。
- 三 喫水の状況から判断して船舶の安全性が保たれていること。
- 四 燃料、食料、清水、医薬品、船用品その他の航海に必要な物品が積み込まれていること。
- 五 水路図誌その他の航海に必要な図誌が整備されていること。
- 六 気象通報、水路通報その他の航海に必要な情報が収集されており、それらの情報から判断して航海に支障がないこと。
- 七 航海に必要な乗組員の乗組員が乗り組んでおり、かつ、それらの乗組員の健康状態が良好であること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、航海を支援なく成就するため必要な準備が整っていること。

第三章 遭難船舶等の救助義務の免除

第三条 法第十四条ただし書の国土交通省令の定める場合は、次のとおりとする。

- 一 遭難者の所在に到着した他の船舶から救助の必要のない旨の通報があつたとき。
- 二 遭難船舶の船長又は遭難航空機の機長が、遭難信号に応答した船舶中適当と認める船舶に救助を求めた場合において、当該救助を求められた船舶のすべてが救助に赴いていることを知つたとき。
- 三 やむを得ない事由で救助に赴くことができないうとき、又は特殊の事情によつて救助に赴くことが適当でないか若しくは必要でないこと認められるとき。

前項第三号の場合においては、その旨を附近にある船舶に通報し、かつ、他の船舶が救助に赴いていることが明らかでないときは、遭難船舶の位置その他救助のために必要な事項を海上保安機関又は救難機関(日本近海にあつては、海上保安庁)に通報しなければならない。

(異常気象等の通報)

第三条の二 法第十四条の二の国土交通省令の定める船舶は、無線電信又は無線電話の設備を有する船舶とする。

船長は、次表上段に掲げる船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常な現象に遭遇したときは、当該異常な現象が存することについて海上保安機関又は気象機関があらかじめ予報又は警報を発している場合を除き、当該異常な現象の種類及び同表下段に掲げる事項を附近にある船舶及び海上保安機関(日本近海にあつては、海上保安庁)に通報しなければならない。ただし、当該異常な現象について、港則法(昭和二十三年法律第七十四号)第二十四条、航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第二十五条、水路業務法(昭和二十五年法律第一百二号)第二十条、気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)第七條第二項又は海上交通安全法(昭和四十七年法律第十五号)第四十三条第一項の規定による報告を行なつたときは、海上保安庁に対する通報は、要しない。

異常な現象の種類	通報すべき事項
1 熱帯性暴風雨イ	日時(協定世界時による)
又はその他のビュ	以下本表において同じ。
1 フォート風力階及び位置	
級十以上(風速毎口 気圧(補正の有無を明らかにし、かつ、同法第三条の規定による満載喫水線の標示をしている旨及び当該船舶に係る航行上の条件が、船舶安全法施行規則第十三条の五第二項の規定により記入された船舶検査証書を受有する船舶(以下「特定高速船」という。))	
ハ 風向(真方位による)	以下本表において同じ。
風力(ビュフォート風力階)	

2 構造物上にはげしく着水を生ぜしめる強風	イ 日時及び位置 ロ 気温 ハ 表面水温 ニ 風向及び風力又は風速	級による。以下本表において同じ。又は風速ニうねりの進行方向(真方位による。)及び周期又は波長その他の海面の状態 ホ 船舶の針路(真方位による。)及び速力
3 漂流物又は通常の漂流海域外における流水若しくは氷山	イ 日時及び位置 ロ 形状及び位置	
4 沈没物	イ 日時及び位置 ロ 形状及び深度	
5 その他船舶の航行に危険を及ぼすおそれのある異常な現象	イ 日時及び位置 ロ 概要	

法第十四条の二の規定による通報は、電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第五十二条第三号に定める安全通信により行なわなければならない。

(非常配置表)

第三条の三 法第十四条の三第一項の国土交通省令の定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

- 一 旅客船(平水区域を航行区域とするものにあつては、国土交通大臣の指定する航路に就航するものに限る。)
- 二 旅客船以外の遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶
- 三 船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第一条第十四項に規定する管海官庁が千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第十章第一規則に規定する高速船コード(以下「高速船コード」という。)に従つて指示するところにより当該船舶が船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一項に掲げる事項を施設し、かつ、同法第三条の規定による満載喫水線の標示をしている旨及び当該船舶に係る航行上の条件が、船舶安全法施行規則第十三条の五第二項の規定により記入された船舶検査証書を受有する船舶(以下「特定高速船」という。))

四 専ら沿海区域において従業する漁船以外の漁船
 非常配置表には、次に掲げる非常の場合における作業について海員の配置を定めなければならない。

一 水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するために必要な閉鎖装置の閉鎖、排水その他の防水作業及び旅客船にあつては、復原性計算機の利用、損傷制御用クロス連結管の操作その他の損傷時における船舶の復原性を確保するために必要な作業

二 防火戸の閉鎖、通風の遮断、消火設備の操作その他の消火作業

三 食料、航海用具その他の物品の救命艇、艇及び救命いかだ（以下「救命艇等」という。）並びに救助艇への積込み、救命艇等及び救助艇の降下並びに救命艇等及び救助艇の操縦

四 救命索発射器、救命浮環その他の救命設備の操作

五 旅客の招集及び誘導、旅客の救命胴衣の着用の確認その他旅客の安全を確保するための作業

六 船倉、タンクその他の密閉された区画（次条において「密閉区画」という。）における救助作業

前項の規定により定める海員の配置は、次に掲げる海員の配置を含むものでなければならない。

一 前項第一号、第二号及び第六号に掲げる作業の現場における指揮者及びその代行者

二 救命艇等及び救助艇ごとの指揮者及び副指揮者（端艇、救命いかだ、救助艇及び沿海区域又は平水区域を航行区域とする旅客船に搭載する救命艇にあつては、指揮者）

非常配置表には、第二項に定めるものほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 非常の場合において海員をその配置につかせるための信号

二 非常の場合において旅客を招集するための信号

三 前号の信号が出された場合に海員及び旅客がとるべき措置

四 船体放棄の命令を表す信号

五 非常の場合において旅客の乗り込むべき救命艇等

六 非常の場合において救命艇等及び救助艇に積み込むべき物品の名称及び数量

七 救命設備及び消火設備の点検及び整備を担当する職員

前項第二号の信号は、汽笛又はサイレンによる連続した七回以上の短声とこれに続く一回の長声としなければならない。

国内各港間のみを航海する旅客船以外の旅客船の非常配置表の様式は、当該船舶の運航管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）の承認を受けたものでなければならない。

（操縦）

第三条の四 前条第一項各号に掲げる船舶における法第十四条の第三第二項の非常の場合のために必要な海員に対する操縦は、非常配置表に定めるところにより海員をその配置につかせるほか、次に掲げるところにより実施しなければならない。

一 防火操縦 防火戸の閉鎖、通風の遮断及び消火設備の操作を行うこと。

二 救命艇等操縦 救命艇等の搬出し又は降下及びその附属品の確認、救命艇の内燃機関の始動及び操作並びに救命艇の進水及び操縦を行い、かつ、進水装置用の照明装置を使用すること。

三 救助艇操縦 救助艇の進水及び操縦並びにその附属品の確認を行うこと。

四 防水操縦 水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するために必要な閉鎖装置の操作を行うこと。

五 非常操縦操縦 操縦機室からの操縦設備の直接の制御、船橋と操縦機室との連絡その他操縦設備の非常の場合における操縦を行うこと。

六 密閉区画における救助操縦 保護具、船内通信装置及び救助器具を使用し、並びに救急措置の指導を行うこと。

七 損傷制御操縦 旅客船にあつては、前各号に掲げるところによるほか、復原性計算機の利用、損傷制御用クロス連結管の操作その他の損傷時における船舶の復原性を確保するために必要な作業を行うこと。

八 特定高速船にあつては、前各号に掲げるところによるほか、次の表に定めるところにより実施すること。

防火操縦	火災探知装置、船内通信装置及び警報装置の操作並びに旅客の避難の誘導を行うこと。
救命艇等操縦	非常照明装置及び救命艇等に附属する救命設備の操作並びに海上における生存方法の指導を行うこと。
防水操縦	ビルジ排水装置の操作及び旅客の避難の誘導を行うこと。

前項の船舶のうち、旅客船（国内各港間のみを航海する旅客船及び特定高速船を除く。）においては少なくとも毎週一回、旅客船である特定高速船においては一週間を超えない間隔で、旅客船以外の船舶である特定高速船においては一月を超えない間隔で、これら以外の船舶においては少なくとも毎月一回、海員に対する操縦（膨脹式救命いかだの搬出し及び降下並びにその附属品の確認、救命艇の進水及び操縦、救助艇操縦、非常操縦操縦、密閉区画における救助操縦並びに損傷制御操縦を除く。第六項において同じ。）を実施しなければならない。

海員に対する操縦のうち、膨脹式救命いかだの搬出し又は降下及びその附属品の確認は、少なくとも一年に一回（乙区域又は甲区域（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）別表第一の配乗表の適用に関する通則12又は13の乙区域又は甲区域）以上の漁船（次項及び第六項において「外洋大型漁船」という。）以外の漁船においては、少なくとも二年に一回）実施しなければならない。

海員に対する操縦のうち、救命艇の進水及び操縦は搭載する全ての救命艇について少なくとも三月に一回（国内各港間のみを航海する船舶（特定高速船及び漁船を除く。）及び外洋大型漁船以外の漁船（以下この項及び第七項並びに第三条の九第二項第二号及び第三号において「国内航海船等」という。）においては、少なくとも一年に一回）、救助艇操縦及び非常操縦操縦は少なくとも三月に一回（国内航海船等の救助艇操縦にあつては、少なくとも一年に一回）、損傷制御操縦は少なくとも三月に一回、それぞれ実施しなければならない。

海員に対する操縦のうち、密閉区画における救助操縦は、少なくとも二月に一回実施しなければならない。

第一項の船舶のうち、漁船以外の船舶（国内各港間のみを航海する旅客船を除く。）及び外洋大型漁船においては、発航の直前に行われた海員に対する操縦に海員の四分の一以上が参加していない場合は、発航後二十四時間以内にこれを実施しなければならない。

第一項の船舶のうち国内航海船等以外の船舶（国内各港間のみを航海する特定高速船を除く。）であつて、出港後二十四時間を超えて船内においてが予定される旅客が乗船するものにおいては、当該旅客に対する避難のための操縦を当該旅客の乗船後最初の出港の前又は当該出港の後直ちに実施しなければならない。ただし、荒天その他の事由により実施することが著しく困難である場合は、この限りでない。

第一項の船舶以外の船舶においては、海員に対する操縦のうち、第一項第五号に掲げる操縦は少なくとも三月に一回、同項第六号に掲げる操縦は少なくとも二月に一回、それぞれ実施しなければならない。

（航海当直の実施）

第三条の五 次に掲げる船舶以外の船舶の船長は、航海当直の編成及び航海当直を担当する者がとるべき措置について国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、適切に航海当直を実施するための措置をとらなければならない。

一 平水区域を航行区域とする船舶

二 専ら平水区域又は船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令第二号の漁船の範囲を定める省令（令和二年国土交通省令第九十五号）別表の海域において従業する漁船

船長は、航海当直をすべき職務を有する者に対し、酒気帯びの有無について確認を行うとともに、当該者が酒気を帯びていることを確認した場合には、当該者に航海当直を実施させてはならない。

（巡視制度）

第三条の六 第三条の三第一項第一号に掲げる船舶の船長は、船舶の火災の予防のための巡視制度を設けなければならない。

前項に定めるもののほか、同項の船舶のうち船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第二条第四項のロールオン・ロールオフ旅客船の船長は、船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十七号の二のロールオン・ロールオフ貨物区域若しくは同条第十八号の車両区域における貨物の移動又は当該区域への関係者以外の者の立入りを監視するための巡視制度を設けなければならない。ただし、当該区域については船舶設備規程第百四十六条の四十六第一項の規定による監視装置を備えている場合又は同項ただし書の規定により当該監視装置を備えることを要しないこととされている場合は、この限りでない。

（水密の保持）

第三条の七 船長は、次に掲げるところにより、船舶の水密を保持するとともに、海員がこれを遵守するよう監督しなければならない。

一 甲板間における貨物倉を区画する水密隔壁に取り付けた水密戸及び甲板間における貨物倉を区画する甲板に取り付けたランプは、発航前に水密に閉じ、航行中は、これを開放しないこと。

二 機関室内の水密隔壁にある取外しの可能な板戸は、発航前に水密を保つよう取り付け、航行中は、緊急の必要がある場合を除き、これを取り外さないこと。

三 船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第五十条第一項の工用出入口に設ける水密すべり戸は、発航前に水密に閉じ、航行中は、緊急の必要がある場合を除き、これを開放しないこと。

四 船舶区画規程第百二条の十一第一項第一号の水密戸及び昇降口の水密閉鎖装置は、発航前に水密に閉じ、航行中は、通行のため必要がある場合を除き、これを開放しないこと。

五 船舶区画規程第五十四条の水密すべり戸は、航行中は、旅客の通行その他船舶の運航のため必要がある場合を除き、これを開放しないこと。旅客の通行その他船舶の運航のため開放したときは、直ちに閉じ得るよう準備しておくこと。

六 前五号以外の水密隔壁に取り付けた水密戸及び漁船の最上層の全通甲板下の船側の開口であつて、船内の閉鎖された場所に通じるもの（舷窓を除く）は、発航前に水密に閉じ、航行中は、作業又は通行のため必要がある場

合を除き、これを開放しないこと。作業又は通行のため開放したときは、直ちに閉じ得るよう準備しておくこと。

七 貨物を積載する場所にある舷窓その他航行中に近寄ることが困難な場所にある舷窓及びそのふたは、発航前に水密に閉じ、かつ、錠前その他の開くことを防止するための装置（以下「錠前等」という）を付すべきものにあつては、施錠し、航行中は、これを開放しないこと。

八 船舶区画規程第五十八条第二項の舷窓の下縁が発航前の喫水線の上方一・四メートル（満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）別表第一の熱帯域又は熱帯季節期間における季節熱帯区域に船舶があるときは、一・一メートル）に船舶の幅の千分の二十五を加えた距離に最低点を有する隔壁甲板に平行な線より下方にあるときは、当該舷窓のある甲板間のすべての舷窓を発航前に水密に閉じ、かつ、施錠し、航行中は、これを開放しないこと。

九 外板の開口で垂直方向の損傷範囲を制限する甲板より下方にあるもの（第七号及び前号の舷窓を除く）は、発航前に水密に閉じ、かつ、錠前等を付すべきものにあつては、施錠し、航行中は、当該開口の開放が船舶の安全性を損なう状況にない場合であつて、船舶の運航のため必要があるときを除き、これを開放しないこと。

十 載貨扉は、発航前に水密に閉じ、かつ、安全装置を作動させ、航行中は、これを開放しないこと（次に掲げる場合を除く）。

イ 船舶が離着岸する場合であつて、当該載貨扉が船舶の接岸中操作するに適しない構造のものであるために、当該載貨扉を開放する必要があるとき。

ロ 船舶が安全に鑑み、泊し、かつ、当該載貨扉の開放が船舶の安全性を損なう状況にない場合であつて、旅客の乗降その他船舶の運航のために、当該載貨扉を開放する必要があるとき。

十一 舷門、載貨門その他の開口で隔壁甲板より下方にあるものは、発航前に水密に閉じ、航行中は、これを開放しないこと。

十二 灰棄て筒、ちり棄て筒等の船内の開口で隔壁甲板より下方にあるものは、使用した後直ちにそのふた及び自動不還弁を確実に閉じること。

次の各号に掲げる船舶については、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一 船舶区画規程第二編の適用を受ける船舶（第三号において「特定旅客船」という。）以外の船舶 前項第三号、第五号及び第十号

二 船舶区画規程第三編、第四編又は第五編の適用を受ける船舶（次号において「特定貨物船等」という。）以外の船舶 前項第四号

三 特定旅客船又は特定貨物船等である船舶以外の船舶 前項第八号、第九号、第十一号及び第十二号

第一項第七号及び第八号の舷窓並びに同項第九号の開口のかぎ又は暗証番号その他の解錠に必要な情報は、船長が保管又は管理しなければならない。

第三条の八

旅客船の船長は、国内各港間のみの航海を行なう場合を除き、水密戸、水密戸に附属する表示器その他の装置、区画室の水密を保つための弁及び損傷制御用クロス連結管の操作用弁を毎週一回点検し、かつ、主横置隔壁にある動力式水密戸を毎日作動しなければならぬ。

（非常通路及び救命設備の点検整備）

第三条の九 船長は、非常の際に脱出する通路、昇降設備及び出入口並びに救命設備を少なくとも毎月一回点検し、かつ、整備しなければならぬ。

前項に定めるもののほか、船長は、次の各号に掲げる救命設備については、それぞれ当該各号に定めるところにより少なくとも毎週一回点検しなければならない。

一 救命艇等及び救助艇並びにそれらの進水装置（第三号に掲げるものを除く。） 目視により点検すること。

二 救命艇等及び救助艇（国内航海船等に備え付けられているものを除く。）の内燃機関始動及び前後進操作を行うことにより点検すること。

三 旅客船及び漁船以外の船舶（国内航海船等を除く。）に備え付けられている救命艇（船尾からつり索を用いることなく進水するものを除く。）及びその進水装置 当該救命艇を格納位置から移動することにより点検すること。

四 第三条の三五項第二号の信号を発する装置 使用することにより点検すること。

（旅客に対する避難の要領等の周知）

第三条の十 船長は、避難の要領並びに救命胴衣の格納場所及び着用方法について、旅客の見や

すい場所に掲示するほか、旅客に対して周知の徹底を図るため必要な措置を講じなければならない。

（船上教育）

第三条の十一 第三条の三第一項各号に掲げる船舶の船長は、海員が当該船舶に乗り組んでから二週間以内に当該船舶の救命設備及び消火設備の使用方法に関する教育を施さなければならない。

前項の船舶の船長は、海員に対し、当該船舶の救命設備及び消火設備の使用方法及び海上における生存方法に関する教育を少なくとも毎月一回（国内各港間のみを航海する旅客船以外の旅客船においては、少なくとも毎週一回）施さなければならない。

前項の教育のうち救命設備及び消火設備の使用方法に関する教育は、二月以内ごと（旅客船である特定高速船にあつては、一月以内ごと）に当該船舶のすべての救命設備及び消火設備について施さなければならない。

第一項の船舶の船長は、海員に対し、法第十四条の三に規定する非常配置表により割り当てられた消火作業に関する教育を施さなければならない。

前各項に掲げるほか、第一項の船舶の船長は、海員に対し、当該船舶の火災に対する安全を確保するための教育を施さなければならない。

（船上訓練）

第三条の十二 第三条の三第一項各号に掲げる船舶の船長は、海員が当該船舶に乗り組んでから二週間以内に当該船舶の救命設備及び消火設備の使用方法に関する訓練を実施しなければならない。

前項の船舶の船長は、海員に対し、進水装置用救命いかだの使用方法に関する訓練を少なくとも四月に一回実施しなければならない。

第一項の船舶の船長は、海員に対し、法第十四条の三に規定する非常配置表により割り当てられた消火作業に関する訓練を定期的に実施しなければならない。

（手引書の備置き）

第三条の十三 第三条の三第一項各号に掲げる船舶の船長は、当該船舶の救命設備の使用法、海上における生存方法及び火災に対する安全の確保に関する手引書を食堂、休憩室その他適当な場所に備え置かなければならない。

(操舵設備の作動)
第三条の十四 二以上の動力装置を同時に作動することができ、操舵設備を有する船舶の船長は、船舶交通のふくそうする海域、視界が制限されている状態にある海域その他の船舶に危険のおそれがある海域を航行する場合には、当該二以上の動力装置を作動させておかなければならない。

(自動操舵装置の使用)
第三条の十五 船長は、自動操舵装置の使用に關し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
一 自動操舵装置を長時間使用したとき又は前条に規定する危険のおそれがある海域を航行しようとするときは、自動操舵装置を行うことができるかどうかについて検査すること。
二 前条に規定する危険のおそれがある海域を航行する場合に自動操舵装置を使用するとき、直ちに自動操舵装置を行うことができるようにしておくとともに、操舵を行う能力を有する者が速やかに操舵を引き継ぐことができるようにしておくこと。
三 自動操舵装置から自動操舵への切換え及びその逆の切換えは、船長若しくは甲板部の職員により又はその監督の下に行わせること。

(船舶自動識別装置の作動)
第三条の十六 船舶設備規程第四百四十六條の二十九の規定により船舶自動識別装置を備える船舶の船長は、当該船舶の航行中は、船舶自動識別装置を常時作動させておかなければならない。ただし、当該船舶が抑留され若しくは捕獲されるおそれがある場合その他の当該船舶の船長が航海の安全を確保するためやむを得ないと認められる場合又は当該船舶が航海の目的、態様、運航体制等を勘案して船舶自動識別装置を常時作動させることが適当でないものとして国土交通大臣が告示で定める船舶に該当する場合については、この限りでない。

(船舶長距離識別追跡装置の作動)
第三条の十七 船舶設備規程第四百四十六條の二十九の規定により船舶長距離識別追跡装置を備える船舶の船長は、当該船舶の航行中は、船舶長距離識別追跡装置を常時作動させておかなければならない。ただし、当該船舶が抑留され若しくは捕獲されるおそれがある場合その他の当該船舶の船長が航海の安全を確保するため、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、船舶長距離識別追跡装置を停止した場合は、遅滞なく、海上保安庁に通報しなければならない。
(船舶航海当直警報装置の作動)
第三条の十八 船舶設備規程第四百四十六條の二十九の規定により船舶航海当直警報装置を備える船舶の船長は、当該船舶の航行中は、船舶航海当直警報装置を常時作動させておかなければならない。

(作業言語)
第三条の十九 船長は、乗組員が航海の安全に關し、適切な動作を確実にするために使用する作業言語を決定し、その作業言語を航海日誌の第一表の余白に記載しなければならない。ただし、当該作業言語を日本語に決定し、かつ、国際航海(船舶安全法施行規則第一條第一項の国際航海をいう。以下同じ。)に従事しない場合には、当該作業言語を記載することを要しない。

2 船長は、法第十四條の三に規定する非常配置表又は第三条の十に規定する旅客に対する避難の要領等に関する揭示物において、前項の規定により決定された作業言語以外の言語が使用されている場合には、当該作業言語への訳文を付さなければならない。
3 次の各号に掲げる船舶(推進機関を有しない船舶を除く。)の船長は、乗組員が航海の安全に關して船外と通信連絡を行う場合及び航海当直を実施している者が水先人と会話をする場合には、日本語(相手方の使用する言語が日本語である場合に限る。)又は英語を使用させなければならない。ただし、相手方の使用する言語が日本語又は英語以外の言語であつて当該乗組員の使用するものと同一である場合には、この限りでない。
一 国際航海に従事する旅客船
二 旅客船又は自ら漁ろうに従事する漁船以外の船舶であつて国際航海に従事するもの(船舶のトン数の測定に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第四條第一項に規定する国際総トン数(以下「国際総トン数」という。)が五百トン以上のものに限る。)

(航海に関する記録)
第三条の二十 国際航海に従事する国際総トン数五百トン以上の船舶(推進機関を有しない船舶及び自ら漁ろうに従事する漁船を除く。)の船長は、航海に関する記録を作成し、船内に保存しなければならない。

2 前項に規定する航海に関する記録の作成について必要な事項は、国土交通大臣が告示で定める。
(クレーン等の位置)
第三条の二十一 船長は、クレーン、デリックその他これらに類する装置を航海の安全に支障を及ぼすおそれのない位置に保持しなければならない。

(水葬)
第四条 船長は、次のすべての条件を備えなければ死体を水葬に付することができる。
一 船舶が公海にあること。
二 死亡後二十四時間を経過したとき。ただし、伝染病によつて死亡したときは、この限りでない。
三 衛生上死体を船内に保存することができないこと。ただし、船舶が死体を載せて入港することを禁止された港に入港しようとするときその他正当の事由があるときは、この限りでない。
四 医師の乗り組む船舶にあつては、医師が死亡診断書を作成したこと。
五 伝染病によつて死亡したときは、十分な消毒を行ったこと。

第五条 船長は、死体を水葬に付するときは、死体が浮き上らないような適当な処置を講じ、且つ、なるべく遺族のために本人の写真を撮影した上、遺棄その他遺品となるものを保管し、相当の儀礼を行わなければならない。
(遺留品の処置)
第六条 船長は、船内にある者が死亡し、又は行方不明になつたときは、遅滞なく、その船舶に乗り込む本人の親族、友人その他適当な者二名以上を立ち会わせて、その遺留品を取り調べた上、遺留品目録を作らなければならない。
遺留品目録には、次に掲げる事項を記載し、船長及び立会人がこれに氏名を記載しなければならない。
一 本人の氏名、本籍、住所並びに死亡し、又は行方不明となつた位置及び年月日時
二 遺留品の品名及び数量
三 遺留品の目録を作つたときの年月日
四 売却その他の処分をしたときは、そのてん末

第七条 船長は、遺留品を相続人その他の利害関係人の利益に適する方法により管理し、遺留品目録と共に相続人その他の権利者に引き渡さなければならない。

船長は、遺留品目録及び遺留品の管理及び引渡を船舶所有者に委託することができる。
船長又は船舶所有者が、遺留品の権利者の存否又は所在が分らないときは、もよりの地方運輸局長にこれを遺留品目録と共に提出しなければならない。
第八条 船長又は船舶所有者が、前条第三項の規定によつて遺留品目録と共に遺留品を地方運輸局長に提出したときは、遺留品目録の写に地方運輸局長の証明を求めることができる。
(仮船舶国籍証書等)
第九条 法第十八條第一項第一号の国土交通省令の定める証書は、次に掲げるものとする。
一 船舶法第十三條、第十五條又は第十六條の規定により仮船舶国籍証書の交付を受けた船舶にあつては、当該仮船舶国籍証書
二 小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二十号)の適用を受ける船舶にあつては、次に掲げる証明書
イ 小型船舶の登録等に関する法律第二十五条第一項の規定により国籍証明書の交付を受けた船舶にあつては、当該国籍証明書
ロ イに掲げる船舶以外の船舶にあつては、小型船舶の登録等に関する法律第十四條の規定による登録事項証明書等のうち、小型船舶登録規則(平成十四年国土交通省令第四号)第二十九條第一号の一部事項証明書又は同条第二号の全部事項証明書(現に小型船舶の登録等に関する法律第三条に規定する小型船舶登録原簿に登録された事項を証するものに限る。)
次に掲げる船舶にあつては、法第十八條第一項第一号の書類を備え置くことを要しない。
一 船舶法施行細則(明治三十二年通信省令第二十四号)第四條の規定により航海を行う船舶
二 総トン数二十トン未満の船舶(漁船を除く。)であつて次に掲げるもの
イ 小型船舶の登録等に関する法律第二条第二号の国土交通省令で定める船舶
ロ 小型船舶の登録等に関する法律第三条ただし書の規定により臨時航行する船舶
ハ 小型船舶の登録等に関する法律第六条第一項の規定による新規登録又は同法第九条第一項の規定による変更登録を受けた後に、前項第二号に掲げる証明書を備え置くため航行する船舶

船長は、次に掲げる事項を備えなければならない。
一 船舶が公海にあること。
二 死亡後二十四時間を経過したとき。ただし、伝染病によつて死亡したときは、この限りでない。
三 衛生上死体を船内に保存することができないこと。ただし、船舶が死体を載せて入港することを禁止された港に入港しようとするときその他正当の事由があるときは、この限りでない。
四 医師の乗り組む船舶にあつては、医師が死亡診断書を作成したこと。
五 伝染病によつて死亡したときは、十分な消毒を行ったこと。

第十條 海員名簿のの様式は、第一号書式とする。

船長は、船員の雇入契約の成立等があつたときは、遅滞なく、船員の氏名、船内における職務、雇入期間その他の船員の勤務に関する事項を海員名簿に記載しなければならぬ。ただし、法第三十九条の規定により雇入契約が終了した場合において、海員名簿が滅失し、又は毀損したときは、この限りでない。

船長は、海員名簿が滅失し、又は毀損したときは、前項ただし書の場合を除き、遅滞なく、海員名簿を作成しななければならない。

第二十二條 第一項の一括届出の許可に係る船舶にあつては、海員名簿は、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長(当該事務所が本邦外にあるときは、関東運輸局長(船舶貸借の場合であつて当該船舶の所有者の住所地(法人にあつては、主たる事務所の所在地。以下この項において「住所地等」という。)が本邦内にあるときは(住所地等が二以上ある場合であつて、これらが二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときを除く。)にあつては、当該住所地等を管轄する地方運輸局長。以下「所轄地方運輸局長」という。)が指定した場所に備え置かなければならない。

海員名簿は、船員の死亡又は雇入契約の終了の日から五年を経過する日まで、なお船内又は前項の場所に備え置かなければならない。ただし、船舶を譲渡したときその他のやむを得ない事由があるときは、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置くことができる。

(航海日誌)

第十一條 航海日誌の様式は、第二号書式とする。ただし、国内各港間のみを航海する船舶又は第一種の従業制限を有する漁船にあつては、同書式中出生、死亡及び死産に関する第六表から第八表までは備えることを要しない。

航海日誌には、航海の概要を第四表に記載するほか、次に掲げる場合にあつては、その概要を第五表に記載しなければならない。

- 一 第二条の二の規定により操舵設備について検査を行ったとき。
二 法第十四条ただし書の規定により遭難船舶等を救助しなかつたとき。
三 法第十四条の三第二項の規定による操練を行い、又は行うことができなかつたとき。

四 第三条の七第一項第一号から第十一号までの規定により水密を保持すべき水密戸等を開放し、若しくは閉じ、又は第三条の八の規定により点検したとき。
五 第三条の九の規定により救命設備の点検整備を行ったとき。
六 第三条の十二の規定により訓練を行ったとき。

七 第三条の十六ただし書の規定により船舶自動識別装置を動作させておかなかつたとき。
八 第三条の十七ただし書の規定により船舶長距離識別追跡装置を動作させておかなかつたとき。

九 第十五条から第十七条まで又は法第二十二條から第二十九條までの規定により処置したとき。
十 法第十九條各号のいずれかに該当したとき。

十一 法第二十条又は商法(明治三十二年法律第四十八号)第七百七條の規定により船長以外の者が船長の職務を行ったとき。

十二 船員労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十号)第四十五條第二項の規定により自衛式呼吸器、送気式呼吸器及び空気圧縮機の点検を行ったとき。

十三 船員労働安全衛生規則第七十一條第二項第八号の規定により検知を行ったとき。

十四 危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十三年運輸省令第三十号)第九十八條第三項の規定により貨物タンクの圧力逃し弁の設定圧力の変更を行ったとき。

十五 危険物船舶運送及び貯蔵規則第三百八十九條の五の規定により燃料タンクの圧力逃し弁と当該タンクとの間の空気管の流路の遮断を行ったとき。

十六 船内において出生又は死産があつたとき。
十七 海員その他船内にある者による犯罪があつたとき。

十八 労働関係に関する争議行為があつたとき。
十九 国際航海に従事する船舶において事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物の他の理由による例外的な船舶発生廃棄物(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十条の三第一項に規定する船舶発生廃棄物及びその排出を行ったとき(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年政令第二十二号)第十二條の二(以下「運輸支局」という。))及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年政令第二十二号)第十一條の七の表第一号上欄に掲げる海域に入域し、若しくは当該海域から出域するときは又は当該海域内において原動機を始動し、若しくは停止するときは。

二十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九條の二十一第一項の規定により、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第十一條の十の表第一号上欄に掲げる海域に入域する場合であつて、同号下欄に掲げる基準に適合する燃料油の使用を開始するときは。

二十二 国際航海に従事する船舶が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一の五に掲げる南極海域又は北極海域に入域し、若しくは当該海域から出域するとき又は当該海域において海水の密接度が増化するときは。

航海日誌は、外国語によつて作成することができる。
航海日誌は、最後の記載をした日から三年を経過する日まで、なお船内に備え置かなければならない。

第十二條 削除
(積荷に関する書類)
第十三條 法第十八條第一項第四号の積荷に関する書類は、積荷目録とする。
船積港又は陸揚港が外国にある物品運送を行なう船舶以外の船舶においては、前項の書類を備え置くことを要しない。

(航行に関する報告)
第十四條 船長は、法第十九條の規定により報告をしようとするときは、遅滞なく、最寄りの地方運輸局長等の事務所(地方運輸局(運輸監視部を含む。))並びに運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二第一号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。))を除く。)、海事事務所及び内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七條第一項の規定により沖繩総合事務局に置かれる事

務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百十二條第二項に規定する事務を分掌するもの(以下「運輸支局等」という。))以下「地方運輸局の事務所」という。))並びに法第四百四條の規定に基づき国土交通大臣の事務を行う市町村長(以下「指定市町村長」という。))の事務所をいう。以下同じ。))において、地方運輸局長又は指定市町村長(以下「地方運輸局長等」という。))に対し第四号書式による報告書三通を提出し、かつ、航海日誌を提示しななければならない。ただし、滅失その他やむを得ない事由があるときは、航海日誌の提示は、要しない。

前項の規定により航海日誌を提示する場合において、航海日誌が外国語(英語を除く。))によつて作成されているときは、翻訳者を明らかにした日本語又は英語による訳文を添付するものとする。

第十五條 前条第一項の規定により船長が報告をした事実及び船舶所有者が同条の規定に準じて航行に関する報告をした事実については、船長又は船舶所有者は、地方運輸局長に対し航海日誌を提示し、かつ、第四号の二書式による申請書を提出して、当該報告書の写に証明を求めることができる。

第三章 雇入契約の成立等の届出等
第十六條 法第三十二條第一項第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 雇用の期間
二 乗り組むべき船舶の名称、総トン数、用途(漁船にあつては、従事する漁業の種類を含む。))及び就航航路又は操業海域に関する事項

三 職務に関する事項
四 給料その他の報酬の決定方法及び支払いに関する事項

五 報酬が歩合によつて支払われる場合の法第五十八條第一項の一定額及び同条第三項の額

六 基準労働期間、労働時間、休息時間、休日及び休暇に関する事項並びに交代乗船制等特殊の乗船制をとる場合における当該乗船制に関する事項

七 災害補償に関する事項
八 退職、解雇、休職及び制裁に関する事項

九 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)第

二 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
三 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
四 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
五 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
六 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
七 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
八 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
九 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項

十 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
十一 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
十二 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
十三 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
十四 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
十五 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
十六 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
十七 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
十八 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
十九 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
二十 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項

二十一 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
二十二 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
二十三 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
二十四 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
二十五 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
二十六 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
二十七 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
二十八 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
二十九 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
三十 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項

三十一 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
三十二 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
三十三 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
三十四 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
三十五 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
三十六 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
三十七 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
三十八 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
三十九 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
四十 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項

四十一 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
四十二 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
四十三 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
四十四 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
四十五 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
四十六 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
四十七 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
四十八 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
四十九 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項
五十 乗組員及び乗客の乗船手続に関する事項

二条に規定する海賊行為による被害を受けた場合における措置に関する事項

十 送還に関する事項

十一 予備船員制度があるときは、その概要(外国において利用する募集受託者及び船員職業紹介事業者の基準)

第十六条の二 法第三十二条の二第三号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 二千六百年の海上の労働に関する条約(次号において「条約」という。)の締約国である外国において船員の募集を行う募集受託者にあつては、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けていること。

二 条約の非締約国である外国において船員の募集を行う募集受託者にあつては、条約に定める要件に適合していることについて、国土交通大臣の定める方法により船舶所有者の確認を受けていること。

前項の規定は、法第三十二条の二第四号の国土交通省令で定める基準について準用する。この場合において、同項中「船員の募集」とあるのは「船員職業紹介事業」と、「募集受託者」とあるのは「船員職業紹介事業者」と読み替へるものとする。

(貯蓄金の管理)

第十六条の三 船舶所有者は、法第三十四条第二項の規定による貯蓄金の管理に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第五号書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

法第三十四条第二項の協定には、次に掲げる事項を含まなければならない。

- 一 貯蓄金の管理が預金の受入れである場合
イ 預金者の範囲
ロ 預金者一人当たりの預金額の限度
ハ 通帳の発行その他貯蓄金の受入れを証する方法
ニ 管理の方法
ホ 利率、複利単利の別その他の利子の計算方法
ヘ 返還の方法
二 貯蓄金の管理が預金の受入れでない場合
イ 受領書の発行その他貯蓄金の受入れを証する方法
ロ 管理の方法(預入者の名義、預入先の名称、預入れの種類及び利子又は配当金の管理方法を含む)

ハ 通帳、印鑑等船舶所有者の管理すべきものの範囲
ニ 返還の方法
船舶所有者が預金の受入れである貯蓄金の管理をする場合の下限利率(法第三十四条第三項の国土交通省令で定める利率をいう。以下本項において同じ。)は、次に掲げる利率又は年五厘のうちいずれか高い方の利率とする。

一 一の年度(毎年四月から翌年三月までの期間をいう。以下本項において同じ。)における下限利率は、当該年度の前年度の十月における定期預金平均利率(特定の月において全国の銀行が新規に受け入れる定期預金(預入金額が三百万円未満であるものに限る。)について、当該定期預金に係る契約において定める預入期間が一年以上であつて二年未満であるもの、三年以上であつて四年未満であるもの及び五年以上であつて六年未満であるもの別に平均利率として日本銀行が公表する利率を平均して得た利率をいう。以下本項において同じ。)及び同月において適用される下限利率との差が五厘以上であるときは当該定期預金平均利率に端数処理(一未満の端数がある数について、小数点以下三位未満を切り捨て、小数点以下三位の数字が、一又は二であるときはこれを切り捨て、三から七までの数であるときはこれを五とし、八又は九であるときはこれを切り上げる)をいう。以下本項において同じ。)をして得た利率とし、当該利率の差が五厘未満であるときは当該下限利率と同一の利率とする。

二 毎年度の四月における定期預金平均利率及び前号の規定により同月において適用される下限利率との差が一分以上であるときは、当該年度の十月から三月までの期間における下限利率は、同号の規定にかかわらず、当該定期預金平均利率に端数処理をして得た利率とする。

法第三十四条第二項の協定により預金の受入れである貯蓄金の管理をする船舶所有者は、前年四月一日以後一年間における預金の管理の状況を、毎年四月三十日までに、第五号の二書式により所轄地方運輸局長に報告しなければならない。

(雇入契約の成立時の書面の交付等)

第十六条の四 船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、法第三十六条第一項に規定する書面を二通作成し、うち一通を船員に交付し、他の一通を船員の死亡又は雇入契約の終了の日から五年を経過する日までの間、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置かなければならない。

前項の規定は、雇入契約の内容(第十六条各号に掲げる事項に限る。)を変更したときについて準用する。この場合において、同項中「第三十六条第一項」とあるのは「第三十六条第二項」と読み替へるものとする。

本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海に従事する船舶の船舶所有者は、法第三十六条第三項の規定により同条第一項及び第二項の書面の写しを船内に備え置く場合において、当該書面が英語以外の言語によつて作成されているときは、英語による訳文を添付しなければならない。

(教育のための雇入契約の解除)

第十七条 船員は、次に掲げる教育機関における教育を受けようとするときは、法第四十一条第一項第四号の規定により雇入契約を解除することができ、

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校
二 独立行政法人海技教育機構
三 国立研究開発法人水産研究・教育機構

前項の場合においては、少くとも七日以前に船舶所有者に書面で申入をしなければならない。

(雇入契約の成立等の届出)

第十八条 船舶所有者は、船員の雇入契約の成立等があつたときは、最寄りの地方運輸局等の事務所において地方運輸局長等に対し届け出なければならない。ただし、労働協約若しくは就業規則の定めにより又はこれらの変更に伴い労働条件が変更された場合は、当該変更について雇入契約の変更の届出をすることを要しない。この場合において、就業規則は、法第九十七条の規定により届出されたものでなければならぬ。

第十九条 船舶所有者は、前条の届出をしようとするときは、次の書類を提示して、雇入契約が成立又は終了した場合にあつては第六号書式による届出書を、雇入契約を変更又は更新した場合にあつては第八号書式による届出書を提出しなければならない。

一 海員名簿
二 船員手帳
三 海技免状又は小型船舶操縦免許証その他の資格証明書又は小型船舶操縦免許証その他の資格証明書(雇入契約の終了の届出をする場合を除く)
地方運輸局長等は、雇入契約の確認のため必要があるときは、労働協約、就業規則、船員派遣契約の契約内容を記載した書類、妊産婦の船員を船内で使用することができることを証する書類その他の船員の労働関係に関する事項を証する書類、漁船の従業する区域を証する書類又は船舶国籍証書、船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の提示を求めることができる。

第二十条 法第三十九条の規定により雇入契約が終了した場合において海員名簿が滅失し、又は毀損したときは、船舶所有者は、第六号書式による届出書二通を提出し、その一通をもつて海員名簿に代え、雇入契約の終了の届出をすることができる。

第二十一条 雇入契約の成立等の届出をする場合において、船員が地方運輸局等の事務所のない港で下船したことその他のやむを得ない事由があるときは、第十九条第一項の規定にかかわらず、船員手帳を提示することを要しない。

船長は、船員が下船する際に雇入契約の終了の届出をすることができないときは、当該船員の受有する船員手帳の該当欄にその事由を記載しておくなければならない。

(一括届出)

第二十二条 船員の乗組みを同一船舶所有者に属する航海の態様が類似し、かつ、船員の労働条件が同等である二以上の船舶相互の間において変更させる必要がある場合において、船舶所有者が所轄地方運輸局長の一括届出の許可を受けたときは、当該許可に係る船舶に乗り組む船員の雇入契約は、これらの船舶のすべてについて存するものとして、当該雇入契約の成立等の届出をするものとする。

船舶所有者は、前項の許可を受けようとするときは、船舶検査証書又はその写し及び船舶検査手帳又はその写しを提示して第九号書式による申請書を提出しなければならない。所轄地方運輸局長は、第一項の許可のために必要があるときは、航海の態様が類似していることを証する書類又は船員の労働条件が同等で

あることを証する書類の提示を求めることができ。

第一項の許可を受けた場合における雇入契約の成立等の届出は、所轄地方運輸局長が指定した地方運輸局等の事務所においてしなければならない。

第二十三条

船員の乗組みを同一船舶所有者に属する二以上の船舶相互の間において変更させる必要がある場合において、次の各号のいずれにも該当する船舶所有者が所轄地方運輸局長の一船舶に乗り組む船員の雇入契約は、これら船舶の全てについて存するものとして、当該雇入契約の成立等の届出をするものとする。

一 労働協約又は就業規則に定められた労働条件に基づき、適切な船員の労務管理を遂行し得る体制を確立していること。

二 電子情報処理組織（地方運輸局の事務所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該許可を受けようとする船舶所有者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、地方運輸局長が当該届出に係る船員の乗組みに関する事項を速やかに確認することができる措置を講じていること。

船舶所有者は、前項の許可を受けようとするときは、船舶検査証書又はその写し及び船舶検査手帳又はその写しを提示して第十号書式による申請書を提出しなければならない。

所轄地方運輸局長は、第一項の許可のため必要があるときは、報酬支払簿、法第六十七条第一項の記録簿その他の船員の労務管理に関する書類の提示を求めることができる。

第一項の許可を受けた場合における雇入契約の成立等の届出は、地方運輸局の事務所においてしなければならない。

(船長の就退職等の証明)

第二十四条 雇入契約のない船長は、船長としての就職又は退職並びにその乗り組む船舶の名称、総トン数、主機の出力、航行区域若しくは従業制限及び従業区域並びに用途又はこれらの変更について船員手帳に地方運輸局長の証明を受けることができる。

前項の証明を申請しようとする雇入契約のない船長は、もよりの地方運輸局の事務所において次に掲げる書類を呈示して第十一号書式による申請書を提出しなければならない。

一 海員名簿

二 船員手帳
三 海技免許又は小型船舶操縦免許証（退職又は船舶の名称の変更について証明を申請する場合を除く。）

地方運輸局長は、第一項の証明のため必要があるときは、漁船の従業する区域を証する書類、船舶国籍証書、船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の提示を求めることができる。

(解雇制限の除外認定)

第二十五条 船舶所有者は、法第四十四条の第二項の規定により認定を受けたようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書二通を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

一 解雇しようとする船員の氏名、性別、職務及び雇用年月日
二 最近の雇入契約の成立の年月日及び雇入契約の終了の年月日
三 認定を受けようとする事由

(解雇の予告)

第二十六条 船舶所有者は、法第四十四条の第三項の規定により予告の日数を短縮しようとするときは、次に掲げる額の予告手当を支払わなければならない。

一 一日によつて給料を定めるときは、その日額に、短縮しようとする日数を乗じた額
二 二月によつて給料（法第五十八条第三項の雇入契約に定める額を含む。）を定めるときは、その月額を三十で除した額に、短縮しようとする日数を乗じた額
三 前二号以外の期間によつて給料を定めるときは、前二号に準じて算定した額

第二十七条 第二十五条の規定は、船舶所有者が法第四十四条の第三項の規定により認定を受けたようとする場合について、準用する。

第四章 船員手帳

(船員手帳への記載)

第二十七条の二 船長は、雇入契約の成立等があったときは、遅滞なく、船内における職務、雇入期間その他の船員の勤務に関する事項を船員手帳に記載しなければならない。

(船員手帳の交付)

第二十八条 船員となつた者は、遅滞なく、最寄りの地方運輸局等の事務所（外国人にあつては、地方運輸局若しくは運輸監理部又はその運輸支局若しくは海事事務所のうち国土交通大臣

が指定するもの。以下本章において同じ。）に出頭して地方運輸局長等（外国人にあつては、地方運輸局長。以下本章において同じ。）に船員手帳の交付を申請しなければならない。ただし、日本国外において船員となつた者については、最初の航海においてその乗り組む船舶が国内の港に入港するときは、当該港に到着した後申請すればよい。

船員として雇用されることを予約された者は、もよりの地方運輸局等の事務所に申請して地方運輸局長等に船員手帳の交付を申請することができる。

前二項の規定にかかわらず、次に掲げる者が船員手帳の交付を申請する場合には、地方運輸局等の事務所に申請することを要しない。

一 日本国外において船舶に乗り組む者（第一項ただし書の規定が適用される者を除く。）
二 本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む外国人であつて出入国に係る当該者の身分証明を希望しない者
三 本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組まない外国人

有効な船員手帳を現に受有する者は、船員手帳の交付を申請することができる。

第二十九条 前条の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添付して第十二号書式による申請書を提出しなければならない。

一 船舶所有者の発行する船員としての雇用関係（雇用の予約を含む。）を証する書類
二 戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づく住民票の写しであつて、氏名、性別、本籍及び生年月日を証するもの
三 申請の日前六月以内に撮影した自己の写真

(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの単独、無帽、かつ、正面のもので台紙に貼らないもの) 二葉

外国人にあつては、前項第二号の書類の添付に代えて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（以下「在留カード」という。）日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（以下「特別永住者証明書」という。）又は旅券を提示しなければならない。

この場合において、旅券を提示するときは、氏名、性別、国籍及び生年月日を証する当該国の領事官の証明書を添付するものとする。

前条第三項第一号及び第二号に掲げる者（同項第一号に掲げる者にあつては、外国人に限る。）にあつては、前項の規定にかかわらず、同項の書類を提示し、かつ、添付することによって、氏名、性別、国籍及び生年月日を証する書類であつて権限のある機関が発行したもの（その写しを含む。）を添付することができる。

前条第三項第三号に掲げる者にあつては、第二項の規定により当該国の領事官の証明書を添付しなければならない場合においても、当該証明書を添付することを要せず、かつ、在留カード、特別永住者証明書又は旅券を提示することが代えて、当該書類の写しを添付することができる。

地方運輸局長等は、前条第三項の規定により申請した者に船員手帳を交付しようとするときは、船員手帳の写真欄の右横に、当該船員手帳は出入国に係る当該者の身分証明を行うものではない旨の表示をするものとする。

本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む難民（出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第四項の規定により難民認定証明書の交付を受けている外国人をいう。）又は補充的保護対象者（同条第五項の規定により補充的保護対象者認定証明書の交付を受けている外国人をいう。）にあつては、第二項の規定により当該国の領事官の証明書を添付しなければならない場合においても、当該証明書を添付することを要しない。この場合において、当該難民にあつては難民認定証明書を、当該補充的保護対象者にあつては補充的保護対象者認定証明書を提示しなければならない。

第一項第二号の書類、第二項の領事官の証明書及び第三項の権限のある機関が発行した書類（その写しを含むものとし、有効期限があるものを除く。）は、提出の日前一年以内に作成されたものでなければならない。

指定市町村長に前条の申請をする場合において、その市町村に申請者の本籍地又は住所があるときは、第一項第二号に掲げる書類は、添付することを要しない。

(未成年者の船員手帳の交付)

第三十条 未成年者が第二十八条の申請をしようとするときは、前条の規定によるほか、次に掲げる事項を記載し、法定代理人の氏名又は名称

名、性別、国籍及び生年月日を証する当該国の領事官の証明書を添付するものとする。

前条第三項第一号及び第二号に掲げる者（同項第一号に掲げる者にあつては、外国人に限る。）にあつては、前項の規定にかかわらず、同項の書類を提示し、かつ、添付することによって、氏名、性別、国籍及び生年月日を証する書類であつて権限のある機関が発行したもの（その写しを含む。）を添付することができる。

前条第三項第三号に掲げる者にあつては、第二項の規定により当該国の領事官の証明書を添付しなければならない場合においても、当該証明書を添付することを要せず、かつ、在留カード、特別永住者証明書又は旅券を提示することが代えて、当該書類の写しを添付することができる。

地方運輸局長等は、前条第三項の規定により申請した者に船員手帳を交付しようとするときは、船員手帳の写真欄の右横に、当該船員手帳は出入国に係る当該者の身分証明を行うものではない旨の表示をするものとする。

に記載した書類を申請書に添付しなければならない。

- 一 未成年者の氏名及び本籍
- 二 船員となることを許可した旨
- 三 船員となることを許可した年月日
- 四 法定代理人の本籍及び住所並びに本人との続柄

第三十一条 (船員手帳の訂正等)

第三十一条 船員は、船員手帳に記載した本人の氏名、性別又は本籍(外国人にあつては、国籍。以下本章において同じ。)に変更があつたときは、遅滞なく、最寄りの地方運輸局長等に船員手帳の訂正を申請しなければならない。

前項の申請をしようとする者は、その船員手帳を添付し、かつ、訂正すべき事項を証する第二十九条第一項第二号の書類を添付して(外国人にあつては、在留カード若しくは特別永住者証明書を添付して)、又は同条第二項の領事官の証明書を添付して、第十三号書式による申請書を提出しなければならない。ただし、同条第三項及び第四項に規定する外国人にあつては、在留カード若しくは特別永住者証明書の提示又は同条第二項の領事官の証明書の添付に代えて、それぞれ同条第三項の権限のある機関が発行した書類(その写しを含む。)又は同条第四項の書類の写しを添付することができる。

第二十九条第五項から第八項までの規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、同条第五項中「前条第三項の規定により」とあるのは「第三十一条第二項ただし書の規定により第二十九条第三項の権限のある機関が発行した書類(その写しを含む。)'又は同条第四項の書類の写しを添付して」と、「ものとす」とあるのは「ものとす。ただし、既に当該表示が付けられている場合にあつては、この限りでない」と読み替えるものとする。

船員は、船員手帳の写真が本人であることを認め難くなつた場合において、写真欄の右横に余白があるときは、第二十九条第一項第三号の写真二葉を添付して、写真のほり換えを申請しなければならない。

第三十二条 (船員手帳の再交付)

第三十二条 船員は、船員手帳が滅失し、若しくはき損したとき、又は船員手帳の写真が本人であることを認め難くなつた場合において写真欄の右横に余白のないときは、遅滞なく、最寄りの地方運輸局長等の事務所に出現して地方運輸局

長等にその再交付を申請しなければならない。ただし、日本国外にある船員については、再交付の申請の事由が生じた後最初の航海においてその乗り組む船舶が国内の港に入港するときは、当該港に到着した後再交付又は第三十四条第六項の規定による書換えを申請すればよい。

第三十三条

第二十八条第三項及び第二十九条の規定は、前条の申請について準用する。この場合において、第二十八条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第三十二条ただし書」と、第二十九条第一項中「第十二号書式」とあるのは「第十四号書式」と読み替えるものとする。

現に雇入契約存続中の船員にあつては、第二十九条第一項第一号の書類に代えて、海員名簿を提示し、又は第十五号書式による船長若しくは船舶所有者の証明書を添付しなければならない。

船員手帳がき損し、又は船員手帳の写真が本人であることを認め難くなつたことにより再交付を申請しようとする者は、申請の際、もとの船員手帳を返還しなければならない。

雇用関係、氏名、性別、本籍又は生年月日が毀損した船員手帳により明瞭なときは、その明瞭である事項を証する第二十九条又は第二項の書類を添付し、又は提示することを要しない。

この場合においても、外国人(同条第五項の表示が付けられている船員手帳を受有する者を除く。次条第三項において同じ。)は、在留カード、特別永住者証明書又は旅券を提示しなければならない。

船員手帳が滅失したことにより再交付を受けた者は、その後滅失した船員手帳を発見したときは、遅滞なく、これを地方運輸局長等に返還しなければならない。

第三十四条 (船員手帳の書換え)

第三十四条 船員は、船員手帳に余白がなくなつたとき又は船員手帳の有効期間が経過したときは、遅滞なく、もよりの地方運輸局長等の事務所に出現して地方運輸局長等にその書換えを申請しなければならない。

前項の規定にかかわらず、船員は、船員手帳の有効期間が満了する日以前一年以内に最寄りの地方運輸局長等の事務所に出現して地方運輸局長等にその書換えを申請することができる。

第一項又は第二項の申請をしようとする者は、第二十九条第一項第三号の写真二葉を添付

して第十四号書式による申請書を提出しなければならない。この場合においては、もとの船員手帳を返還し、かつ、外国人にあつては、在留カード、特別永住者証明書又は旅券を提示しなければならない。

第二十八条第三項及び第二十九条第五項の規定は、第一項及び第二項の申請について準用する。この場合において、第二十八条第三項中「前二項」とあるのは「第三十四条第一項及び第二項」と、「第一項ただし書の規定が適用される者」とあるのは「書換えの申請の事由が生じた後最初の航海において、その乗り組む船舶が国内の港に入港する者」と、第二十九条第五項中「前条第三項」とあるのは「第三十四条第四項において準用する第二十八条第三項」と読み替えるものとする。

前項の場合においては、第三項の規定にかかわらず、在留カード、特別永住者証明書又は旅券を提示することを要しない。

第一項及び第二項に規定する場合のほか、第二十九条第五項の表示が付けられている船員手帳を受有する船員は、出入国に係る当該者の身分証明を希望する場合には、最寄りの地方運輸局長等の事務所に出現して地方運輸局長等にその書換えを申請をしようとする者は、第二十九条第一項第二号の書類及び同項第三号の写真二葉を添付して第十四号書式による申請書を提出し、かつ、もとの船員手帳を返還しなければならない。この場合においては、同条第二項及び第六項から第八項までの規定を準用する。

(船員手帳の有効期間)

第三十五条 船員手帳は、交付、再交付又は書換えを受けたときから十年間有効とする。ただし、航海中にその期間が経過したときは、その航海が終了するまで、なお有効とする。

外国人の受有する船員手帳にあつては、前項本文の有効期間は、五年とする。ただし、地方運輸局長が五年以内の期間を定めた場合においては、その期間とする。

(船員手帳の返還)

第三十六条 地方運輸局長等は、第三十三条第三項若しくは第五項又は第三十四条第三項若しくは第七項の規定により船員手帳の返還を受けた場合に於いては、これに無効の旨を表示し、本人に還付するものとする。

(船員手帳の保管)

第三十七条 他人の船員手帳を保管する者は、法第五十条第二項の規定により船長が保管する場

合を除き、本人の請求があつたときは、直ちにこれを返還しなければならない。

他人の船員手帳を保管する者は、船員手帳の受有者の所在が明らかでないため、これを本人に返還することができないときは、遅滞なく、その事由を記載した書類を添付して、もよりの地方運輸局長等に提出しなければならない。

第三十八条 (船員手帳の様式)

第三十八条 船員手帳の様式は、第十六号書式による。

第三十九条 (船員手帳記載事項の証明)

第三十九条 船員又は船員であつた者は、船員手帳に記載されている事項であつて、雇入契約の成立等の届出又は第二十四条第一項の規定による証明を受けたものについて地方運輸局長の証明を申請することができる。

前項の証明を申請しようとする者は、地方運輸局長の事務所に於いて船員手帳を提示して第十六号の二書式による申請書を提出しなければならない。

第五章 給料その他の報酬

第三十九条の二 (給料その他の報酬の支払方法) 第三十九条の二 船舶所有者は、船員の同意を得た場合には、給料その他の報酬の支払について当該船員が指定する銀行その他の金融機関に対する当該船員の預金又は貯金への振込みによることができる。

船舶所有者は、船員の同意を得た場合には、退職手当の支払について前項に規定する方法によるほか、次の方法によることができる。

- 一 銀行その他の金融機関によつて振り出された当該銀行その他の金融機関を支払人とする小切手を当該船員に交付すること。
- 二 銀行その他の金融機関が支払保証をした小切手を当該船員に交付すること。

地方公務員に関して法第五十三条第一項の規定が適用される場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「小切手」とあるのは、「小切手又は地方公共団体によつて振り出された小切手」とする。

第四十条 (定期払いを要しない報酬)

第四十条 法第五十三条第二項の国土交通省令の定める報酬は、次に掲げる報酬以外の報酬とする。

- 一 給料(報酬が歩合によつて支払われる場合は、法第五十八条第一項の一定額)

二 家族手当、職務手当、乗船を事由として支払われる報酬及び船舶、航海又は積荷の態様により支払われる報酬

三 前二号に掲げるもの以外の固定給(算定の基礎となる期間が一月をこえるものを除く)(給料その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面)

第四十条の二 法第五十三条第三項の給料その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 給料その他の報酬の総額及びその内訳
二 法第五十三条第一項ただし書の規定により控除する額
三 法第五十三条第一項ただし書の規定により通貨以外の支払方法で支払う額

四 法第五十六条の規定により船員の同居の親族又は船員の収入によつて生計を維持する者に渡す額
(傷病中の手当)

第四十一条 法第五十七条の国土交通省令の定める手当は、第四十条第二号及び第三号に掲げる報酬とする。

第四十二条(報酬支払簿) 船舶所有者は、法第五十八条の二の規定により、第十六号の三書式による報酬支払簿を作成し、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置かなければならない。ただし、報酬支払簿の様式については、同書式に掲げる事項を記載できる別様式のものとする。ことができる。

報酬支払簿は、最後の記載をした日から五年を経過する日まで、なお備え置かなければならない。

第六章 労働時間、休日及び定員
(基準労働期間)
第四十二条の二 法第六十条第三項の国土交通省令で定める船舶の区分は、次の各号に掲げる船舶の区分とし、同項の国土交通省令で定める期間は、当該各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶(国内各港間のみを航海するものを除く)
一年
二 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶であつて国内各港間のみを航海するもの(次号に掲げるものを除く。)及び沿海区域を

航行区域とする船舶(第四号に掲げるものを除く。)
九月
三 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶であつて国内各港間のみを航海するものうち定期航路事業(海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第三項に規定する定期航路事業をいう。以下同じ。)に従事するもの
六月
四 沿海区域を航行区域とする船舶であつて国内各港間のみを航海するものうち定期航路事業に従事するもの及び平水区域を航行区域とする船舶(次号に掲げるものを除く。)
三月
五 平水区域を航行区域とする総トン数七百トン以上の船舶であつて定期航路事業に従事するもの
一月
前項の期間の起算日は、次に掲げる日とする。

- 一 船員が船舶に乗り組む日(当該日がそれ以外の日を起算日とする基準労働期間内にある場合を除く。)
二 船員が船舶に乗り組んでいる間に基準労働期間が終了した場合にあつては、当該終了した日の翌日
前項の規定にかかわらず、就業規則その他これに準ずるものにより、あらかじめ基準労働期間の起算日及び基準労働期間内に与える休日(次条第一項の休日に限る。以下第四十二条の五第一項、第四十二条の十一、第四十五条、第四十八条の二第三項、第四十八条の三第三項、第四十八条の三の二第三項及び第四十八条の四第三項において同じ。)の日数が定められており、かつ、当該日数の休日を与えることによつて法第六十条第二項及び第六十一条の規定を遵守しうる場合にあつては、第一項の期間の起算日は、当該就業規則その他これに準ずるものにより起算日として定められた日とする。(休日の付与)

第四十二条の三 法第六十二条第一項の休日は、陸上休日(船舶に乗り組んでいる期間以外において与える休日という。以下同じ。)又は停泊中の休日とする。ただし、労働協約に特別の定めがある場合はこの限りでない。

船舶所有者は、船員に補償休日を与えるときは、付与の時期及び場所を少なくとも当該時期の七日前までに当該船員に通知しなければならない。ただし、航海の遅延その他のやむを得ない事由がある場合には、船舶所有者は、速やかに当該船員に通知することにより、あらかじめ通知した時期及び場所を変更することができ

る。
第四十二条の四 法第六十二条第一項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由のあるときは、次のとおりとする。
一 遅延その他の航海の状況に係る事由により基準労働期間内に与えるべき補償休日を与えることができないことが明らかになったとき
二 補償休日を与えるべき船員と交代して乗船すべき船員が負傷し、又は疾病にかかり療養のため交代して乗船できないことその他の船舶所有者の責めに帰することのできない事由により、補償休日を与えるべき船員と交代して乗船する船員が確保できないとき
三 補償休日を与えるべき船員が負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間中であるとき
四 補償休日を与えるべき船員が船舶の機関、設備等の故障発生時における応急措置その他の継続して従事しなければならない作業に従事しているとき
(補償休日の日数及び付与の単位)
第四十二条の五 法第六十二条第一項の規定により与えるべき補償休日の日数は、次に掲げるところにより算定される日数とする。
一 船舶に乗り組んでいる期間内に与える場合にあつては、法第六十二条第一項の超過時間の合計八時間当たり又は少なくとも一日の休日を与えられない一週間当たり一日として計算した日数
二 陸上休日として与える場合にあつては、前号に掲げるところにより計算した日数に、五分の七を乗じた日数
基準労働期間内に与えるべき補償休日の日数の合計が一未満の端数を生じる場合であつて、当該端数が二分の一を超えるときは、当該端数に係る補償休日の付与の単位は、一日とする。
法第六十二条第二項の国土交通省令で定める場合は次のとおりとし、同項の国土交通省令で定める単位は半日とする。
一 労働協約に特別の定めがあるとき
二 基準労働期間内に与えるべき補償休日の日数の合計が一未満の端数を生じる場合であつて、当該端数が二分の一を超えないとき。

第四十二条の六 法第六十二条第三項の国土交通省令で定める時間は、四時間とする。(補償休日手当)
第四十二条の七 法第六十三条の国土交通省令で定める補償休日手当は、解雇され、又は退職した日に係る基準労働期間の起算日から当該解雇され、又は退職した日の前日までの期間(次条において「対象期間」という。)における通常の労働日の報酬(第四十条各号に掲げる報酬以外の報酬、家族手当、乗船を事由として支払われる報酬及び船舶、航海又は積荷の態様により支払われる報酬を除く。以下この条、次条、第四十三条及び第四十四条において同じ。)の平均計算額の四割増(その算定の基礎となる期間が一週間未満である報酬に係る部分については、四割)以上の額でなければならない。

第四十二条の八 前条の通常の労働日の報酬の平均計算額は、次の各号に掲げる金額に、対象期間における一日平均所定労働時間数を乗じた金額とする。
一 時間によつて定められた報酬については、その金額
二 日によつて定められた報酬については、その金額を一日の所定労働時間数で除した金額。ただし、日によつて所定労働時間数が異なる場合においては、対象期間における一日平均所定労働時間数で除した金額
三 月によつて定められた報酬については、その金額を月における所定労働時間数で除した金額。ただし、月によつて所定労働時間数が異なる場合においては、対象期間における一日平均所定労働時間数で除した金額
四 前三号以外の一定の期間によつて定められた報酬については、前各号に準じて算定した金額

五 船員の受ける報酬が前各号の二以上の報酬よりなる場合においては、その部分については各号によりそれぞれ算定した金額の合算額(特別の必要がある場合の時間外労働)
第四十二条の九 法第六十四条第二項の国土交通省令で定める特別の必要がある場合は、次のとおりとし、同項の国土交通省令で定める時間は、一日についてそれぞれ当該各号に定める時間とする。
一 船舶が港を出入りするとき、船舶が狭い水路を通過するときその他の場合において航海当直の員数を増加するとき
四時間

二 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶であつて国内各港間のみを航海するもの(次号に掲げるものを除く。)及び沿海区域を航行区域とする船舶(第四号に掲げるものを除く。)
九月
三 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶であつて国内各港間のみを航海するものうち定期航路事業(海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第三項に規定する定期航路事業をいう。以下同じ。)に従事するもの
六月
四 沿海区域を航行区域とする船舶であつて国内各港間のみを航海するものうち定期航路事業に従事するもの及び平水区域を航行区域とする船舶(次号に掲げるものを除く。)
三月
五 平水区域を航行区域とする総トン数七百トン以上の船舶であつて定期航路事業に従事するもの
一月
前項の期間の起算日は、次に掲げる日とする。

一 船員が船舶に乗り組む日(当該日がそれ以外の日を起算日とする基準労働期間内にある場合を除く。)
二 船員が船舶に乗り組んでいる間に基準労働期間が終了した場合にあつては、当該終了した日の翌日
前項の規定にかかわらず、就業規則その他これに準ずるものにより、あらかじめ基準労働期間の起算日及び基準労働期間内に与える休日(次条第一項の休日に限る。以下第四十二条の五第一項、第四十二条の十一、第四十五条、第四十八条の二第三項、第四十八条の三第三項、第四十八条の三の二第三項及び第四十八条の四第三項において同じ。)の日数が定められており、かつ、当該日数の休日を与えることによつて法第六十条第二項及び第六十一条の規定を遵守しうる場合にあつては、第一項の期間の起算日は、当該就業規則その他これに準ずるものにより起算日として定められた日とする。(休日の付与)

第四十二条の三 法第六十二条第一項の休日は、陸上休日(船舶に乗り組んでいる期間以外において与える休日という。以下同じ。)又は停泊中の休日とする。ただし、労働協約に特別の定めがある場合はこの限りでない。

船舶所有者は、船員に補償休日を与えるときは、付与の時期及び場所を少なくとも当該時期の七日前までに当該船員に通知しなければならない。ただし、航海の遅延その他のやむを得ない事由がある場合には、船舶所有者は、速やかに当該船員に通知することにより、あらかじめ通知した時期及び場所を変更することができ

る。
第四十二条の四 法第六十二条第一項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由のあるときは、次のとおりとする。
一 遅延その他の航海の状況に係る事由により基準労働期間内に与えるべき補償休日を与えることができないことが明らかになったとき
二 補償休日を与えるべき船員と交代して乗船すべき船員が負傷し、又は疾病にかかり療養のため交代して乗船できないことその他の船舶所有者の責めに帰することのできない事由により、補償休日を与えるべき船員と交代して乗船する船員が確保できないとき
三 補償休日を与えるべき船員が負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間中であるとき
四 補償休日を与えるべき船員が船舶の機関、設備等の故障発生時における応急措置その他の継続して従事しなければならない作業に従事しているとき
(補償休日の日数及び付与の単位)
第四十二条の五 法第六十二条第一項の規定により与えるべき補償休日の日数は、次に掲げるところにより算定される日数とする。
一 船舶に乗り組んでいる期間内に与える場合にあつては、法第六十二条第一項の超過時間の合計八時間当たり又は少なくとも一日の休日を与えられない一週間当たり一日として計算した日数
二 陸上休日として与える場合にあつては、前号に掲げるところにより計算した日数に、五分の七を乗じた日数
基準労働期間内に与えるべき補償休日の日数の合計が一未満の端数を生じる場合であつて、当該端数が二分の一を超えるときは、当該端数に係る補償休日の付与の単位は、一日とする。
法第六十二条第二項の国土交通省令で定める場合は次のとおりとし、同項の国土交通省令で定める単位は半日とする。
一 労働協約に特別の定めがあるとき
二 基準労働期間内に与えるべき補償休日の日数の合計が一未満の端数を生じる場合であつて、当該端数が二分の一を超えないとき。

二 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業に従事するとき 当該作業に従事するために必要な時間

三 航海当直の通常の交代のために必要な作業に従事するとき 一時間

四 通関手続、検査等の衛生手続その他の法令（外国の法令を含む。）に基づく手続のために必要な作業に従事するとき 二時間

五 事務部の部長が調理作業その他の日常的な作業以外の一時的な作業に従事するとき 二時間

（時間外労働に関する協定）

第四十二条の九の二 船舶所有者は、法第六十四条の第二項の規定による時間外労働に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第十六号の三の二書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

法第六十四条の第二項の規定には、次に掲げる事項を含まなければならない。

一 時間外労働をさせる必要がある具体的事由

二 対象となる船員の職務及び員数

三 作業の種類

四 労働時間の制限を超えて作業に従事させることができる期間及び時間数の限度並びに当該限度を遵守するための措置

法第六十四条の第二項の協定（労働協約による場合を除く。）には、有効期間の定めをするものとする。

船舶所有者は、法第六十四条の第二項の協定を更新しようとするときは、その旨の協定を所轄地方運輸局長に届け出ることによつて、第一項の届出に代えることができる。

（補償休日労働の日の数）

第四十二条の十一 法第六十五条の国土交通省令で定める補償休日の日数は、基準労働期間について、一週間において一日与えられる休日であつて補償休日以外のもの日数及び補償休日の日数を合計した日数の三分の一とする。

（労働時間の限度の適用除外）

第四十二条の十二 法第六十五条の第二項の国土交通省令で定める船舶は、法第七十二条の規定により所轄地方運輸局長が指定する船舶であつて、次に掲げるものとする。

一 海底の掘削に従事するもの

二 海底下に存在する資源の探査に従事するものであつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（第四十八条の三の二第一項において「海底資源探査船」という。）

イ 先端的な技術を用い、慎重かつ細心の注意を払つて探査に従事する船舶であつて、回頭する場合における旋回に長時間を要するものであること

ロ 広範囲の海域において、長期にわたつて物理探査に従事する船舶であること

（休息時間の分割に関する協定）

第四十二条の十三 船舶所有者は、法第六十五条の第三項の規定による休息時間の分割に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第十六号の四の二書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

法第六十五条の第三項の協定には、次に掲げる事項を含まなければならない。

一 特別な方法により休息時間を分割する必要がある具体的事由

二 対象となる船員の職務及び員数

三 作業の種類

四 特別な方法により休息時間を分割することができる期間の限度及び一日についての分割回数の上限又は一日について二回に分割した場合におけるいずれか長い方の休息時間の時間数の下限並びにこれらを遵守するための措置

法第六十五条の第三項の協定（労働協約による場合を除く。）には、有効期間の定めをするものとする。

船舶所有者は、法第六十五条の第三項の協定を更新しようとするときは、その旨の協定を所轄地方運輸局長に届け出ることによつて、第一項の届出に代えることができる。

（補償休日の労働に関する協定）

第四十二条の十 船舶所有者は、法第六十五条の規定による補償休日の労働に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第十六号の四書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

法第六十五条の協定には、次に掲げる事項を含まなければならない。

一 補償休日の労働をさせる必要がある具体的事由

二 対象となる船員の職務及び員数

三 作業の種類

四 労働をさせることができる補償休日の日数の限度及び当該限度を遵守するための措置

法第六十五条の協定（労働協約による場合を除く。）には、有効期間の定めをするものとする。

船舶所有者は、法第六十五条の第三項の協定を更新しようとするときは、その旨の協定を所轄地方運輸局長に届け出ることによつて、第一項の届出に代えることができる。

（特別の安全上の必要がある場合）

第四十二条の十四 法第六十五条の第三項第一号の国土交通省令で定める特別の安全上の必要がある場合は、船舶が港を出入りするとき、船舶が狭い水路を通過するときその他の場合において航海当直の員数を増加するときとする。

（割増手当）

第四十三条 法第六十六条の国土交通省令で定める割増手当は、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に定める額以上の額でなければならない。

一 船員が、法第六十四条第一項若しくは第二項又は第六十四条の第二項の規定により、労働時間の制限を超えて作業に従事した場合 通常の労働時間の報酬の計算額の三割増の額

二 船員が、法第六十四条第一項又は第六十五条の規定により、補償休日において作業に従事した場合 通常の労働日の報酬の計算額の四割増の額

第四十四条 前条の通常の労働時間又は労働日の報酬の計算額は、次の各号に掲げる金額に、法第六十四条第一項若しくは第二項、第六十四条の第二項又は第六十五条の規定により労働時間の制限を超えて又は補償休日において作業に従事した時間数を乗じた金額とする。

一 時間によつて定められた報酬についてはその金額

二 日によつて定められた報酬については、その金額を一日の所定労働時間数で除した金額。ただし、日によつて所定労働時間数が異なる場合においては、一週間における一日平均所定労働時間数で除した金額

三 月によつて定められた報酬についてはその金額を月における所定労働時間数で除した金額。ただし、月によつて所定労働時間数が異なる場合においては、一年における一箇月平均所定労働時間数で除した金額

四 前三号以外の一定の期間によつて定められた報酬については、前各号に準じて算定した金額

五 船員の受ける報酬が前各号の二以上の報酬よりなる場合においては、その部分については各号によりそれぞれ算定した金額の合算額

（通常配置表）

第四十四条の二 法第六十六条の二の通常配置表には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 船員の職名、作業の種類及び作業に従事する時間

二 船員の一日当たりの労働時間の限度及び一週間当たりの労働時間の限度（法第六十四条第一項の規定に基づく労働時間を除く。）

（労務管理記録簿）

第四十五条 法第六十七条第一項の記録簿には、少なくとも次に掲げる事項（第四十二条の十二に掲げる船舶にあつては第四号に掲げる事項、第四十二条の第三項の場合にあつては第五号イ及びロに掲げる事項を除く。）を記載するものとし、その様式は、第十六号の五書式とする。ただし、次に掲げる事項を記載することができる別の様式を使用することができる。

一 船員の氏名及び職名

二 基準労働期間並びに当該期間の起算日及び末日

三 乗り組む船舶の名称及び当該船舶に乗り組む期間

四 労働時間に関する次の事項

イ 作業の開始及び終了の時刻並びに当該作業の種類

ロ 一日当たりの労働時間及び一週間当たりの労働時間（法第六十四条第一項の規定に基づいて労働した時間を除く。）

ハ 一日当たりの法第六十四条第一項の規定に基づいて労働した時間

五 休日及び有給休暇に関する次の事項

イ 法第六十二条第一項の超過時間が生じる一週間又は少なくとも一日の休日を与えられない一週間

ロ イの超過時間

ハ 休日（補償休日を除く。）が与えられた年月日及び日数

ニ 与えらるべき補償休日の日数

ホ 補償休日が与えられた年月日及び日数

ヘ 補償休日の付与の延期があつたときは、その旨及び理由

ト 与えらるべき有給休暇の日数

チ 有給休暇が与えられた年月日及び日数

六 時間外又は補償休日に労働した年月日及び一日当たりの労働時間

七 休息時間に関する次の事項

イ 一日当たりの休息時間
ロ 休息時間を分割した場合は、いずれか長い方の休息時間（法第六十五条の第三項の規定により休息時間を三回以上に分割した場合にあつては、最も長い休息時間）

前項の記録簿は、船員の死亡又は雇入契約の終了の日から五年を経過する日まで、なお備え置かなければならない。
船舶所有者は、船員に対し、その求めに応じ、第一項の記録簿の記載事項のうち船員から求められた事項について、その写しを交付しなければならぬ。

（労働時間の把握方法）
第四十五条の二 法第六十七条第三項の国土交通省令で定める方法は、パーソナルコンピュータその他の電子計算機による作業の開始及び終了の時刻の記録、タイムカードによる記録等の客観的な方法その他の適切な方法とする。
（労務管理責任者）

第四十五条の三 法第六十七条の第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 法第六十七条第一項の記録簿の作成及び備置きに関する事項
二 船員の労働時間の状況の把握に関する事項
三 船員の健康状態の把握に関する事項
四 船員からの職業生活に関する相談に関する事項

2 法第六十七条の第二項の国土交通省令で定める措置は、勤務時間の変更、作業の転換、乗下船の時期の変更、研修の実施その他の適切な措置とする。
第四十五条の四 船舶所有者は、法第六十七条の第二項の措置を講ずるに当たっては、当該船員の健康状態が良好であることが明らかである場合を除き、当該船員の健康状態その他の実情について医師の意見を聴くものとする。
（欠員）

第四十六条 船舶所有者は、左の各号の一に該当する場合には、定員数の海員を乗り組ませないことができる。但し、欠員を生じたことにより他の海員の労働が過重となる場合における欠員手当の支給については、労働協約の定めるところによる。
一 船舶が日本国外において定員に欠員ができて国内の港まで帰港するとき。
二 他船にひかれて航行するとき。

三 入きよ、修繕又はその他の事由によつて船舶を航行の用に供しないとき。
四 その他やむを得ない場合においてもよりの地方運輸局長の許可を受けたとき。
前項第一号乃至第三号の場合において定員数の海員を乗り組ませないときは、船舶所有者は、もよりの地方運輸局長に、遅滞なく、その旨を届けなければならない。この場合において地方運輸局長は必要があると認めるときは、欠員の補充を命ずることができる。

第四十七条 船舶所有者は、前条第一項第四号の規定により許可を受けようとするときは、左の事項を記載した申請書二通を提出しなければならない。
一 船舶所有者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地
二 船舶の種類、名称、総トン数及び航行区域
三 欠員の数、職名及び資格
四 許可を受けようとする事由
五 許可を受けようとする期間
（労働時間の適用除外）

第四十八条 船舶所有者は、法第七十一条第一項第二号の規定による許可を受けようとするときは、第十六号の六書式による申請書二通を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。
前項の申請書には、船舶国籍証書及び船舶検査証書の写し並びに船員が断続的作業に従事することを証する書類を添付しなければならない。
（労働時間の特例）

第四十八条の二 次に掲げる船員に係る法第七十二条の国土交通省令で定める一定の期間は、一月以内の一定の期間とする。ただし、第一号の船員のうち沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数七百トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するもの（以下「小型船」という。）に乗り組むものについては、三月以内の一定の期間とする。
一 定期的に短距離の航路に就航するため出入港が頻繁である船舶のうち所轄地方運輸局長が指定するもの（以下「組む船員」）
二 旅客の接遇の充実を図るため、食堂、娯楽施設等を有し、かつ、旅客の接遇に関する業務に相当数の船員が従事する旅客船のうち所轄地方運輸局長が指定するもの（以下「組む船員」）であつて当該業務に従事するもの

前項各号に掲げる船員の日当たりの労働時間は、十二時間以内とする。ただし、一週間当

たりの労働時間は、前項の一定の期間について平均四十時間以内としなければならない。
船舶所有者は、第一項各号に掲げる船員に、同項の一定の期間について一月当たり平均五日以上の休日を与えなければならない。
第四十八条の三 海底の掘削に従事する船舶のうち所轄地方運輸局長が指定するもの（以下「組む船員」）に係る法第七十二条の国土交通省令で定める一定の期間は、六週間とする。
前項の船員の日当たりの労働時間は、十一時間以内とする。

船舶所有者は、第一項の船員に六週間について十四日以上連続した休日を与えなければならない。
第四十八条の二 海底資源探査船に乗り組む船員に係る法第七十二条の国土交通省令で定める一定の期間は、十週間とする。
前項の船員の日当たりの労働時間は、十一時間以内とする。
船舶所有者は、第一項の船員に十週間について三十日以上連続した休日を与えなければならない。

第四十八条の四 船員の日ごとの業務に著しい繁閑の差が生ずることが多い船舶のうち所轄地方運輸局長が指定するもの（以下「組む船員」）に係る法第七十二条の国土交通省令で定める一定の期間は、一週間とする。
前項の船員の日当たりの労働時間は、十二時間以内とする。ただし、前項の一週間の労働時間は、五十六時間以内（当該一週間の労働日数が六日以下の場合にあつては、四十八時間以内）としなければならない。
船舶所有者は、第一項の船員に、法第七十二条の特例が初めて適用された同項の一週間の初日から起算して三月以内に十五日以上の休日を与えなければならない。当該三月が経過した後法第七十二条の特例が適用される場合も同様とする。

船舶所有者は、第一項の一週間の各日の労働時間を遅くとも当該一週間の開始する前に、同項の船員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、船舶所有者は、速やかに当該船員に通知することにより、あらかじめ通知した労働時間を変更することができる。
第七章 有給休暇
（有給休暇付与の延期）

第四十九条 船舶所有者は、法第七十四条第一項ただし書の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書二通を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。
一 有給休暇の付与を延期しようとする船員の氏名及び職務
二 船員が有給休暇を請求しうるに至つた日
三 船舶の名称、総トン数及び航行区域
四 船舶の工事の内容
五 延期しようとする事由
六 延期しようとする期間
（船舶における勤務に準ずる勤務）
第四十九条の二 法第七十四条第四項の国土交通省令で定める勤務は、次の勤務とする。
一 他の船舶所有者の行う事業に属する船舶における勤務（他の船舶所有者に雇用されて従事したものを除く。第三号において同じ。）
二 船舶における勤務に係る技能の習得及び向上等を目的として受ける教育訓練であつて、船舶所有者の職務上の命令に基づくもの
三 係船中の船舶における勤務
四 同一の船舶における連続した勤務のうち当該船舶が他の船舶所有者の事業に属する間に従事したものの
（有給休暇中の手当）
第四十九条の三 法第七十八条の規定による手当は、第四十条第二号及び第三号に掲げる報酬（船舶、航海又は積荷の態様により支払われる報酬を除く。）とし、食費は乗船中支給しなければならない食料の費用の額と同額とする。
第八章 食料及び衛生
第五十条 削除
（食料表）
第五十一条 法第八十条第三項の国土交通省令で定める漁船は、第二種又は第三種の従業制限を有する漁船及び第一種の従業制限を有する漁船で、さけ・ます・流網漁業、さけ・ますはえ縄漁業又は機船底びき網漁業に従事するものとする。
第五十二条 削除
（医薬品その他の衛生用品の備付け等）
第五十三条 船舶所有者は、次に掲げる船舶に、当該船舶を初めて自己のために航行の用に供するときに、当該各号に掲げる船舶の区分に応じ国土交通大臣が告示で定める数量の医薬品その他の衛生用品（以下「医薬品等」という。）を備え付けなければならない。
一 法第八十二条各号に掲げる船舶（国内各港間を航海するもの、船舶に乗り組む医師及び

衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）第二条に定める区域のみを航海するもの及び同省令第三条に定める短期間の航海を行うものであつて法第八十二条ただし書の許可を受けたものを除く。）

二 前号に掲げる船舶以外の法第八十二条の二第一項各号に掲げる船舶（国内各港間を航海するもの及び船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第六条に定める区域のみを航海するものを除く。）

三 前二号に掲げる船舶以外の遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶及び国土交通大臣の指定する漁船

四 前三号に掲げる船舶以外の船舶（まき網漁業に従事する漁船の附属漁船であつて運搬船以外の総トン数二十トン未満のものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる船舶であつて、乗組船員数が五十人を超え、若しくは航海期間が三月を超えるもの又は同項第二号若しくは第三号に掲げる船舶であつて航海期間が三月を超えるものに備え付けるべき医薬品等（医療衛生用具を除く。次項において同じ。）の数量は、当該船舶に乗り組む医師、衛生管理者又は衛生担当者（船員労働安全衛生規則第七條第一項に規定する衛生担当者という）の意見に基づき前項の告示で定める数量を適宜増加したものとす。

3 船舶所有者は、船舶が国内の港を発航してから次に国内の港に到着するまでの期間が一月を超える場合に於てはその発航前に、その他の場合に於ては船舶に備え付けている医薬品等の数量が前二項に規定する数量の二分の一に満たなくなつたときに、前二項に規定する数量に達するように医薬品等を補充しなければならぬ。

4 船舶所有者は、船舶に備え付けている医療衛生用具の数量が第一項の告示で定める数量に満たなくなつたときに、その告示で定める数量に達するように医療衛生用具を補充しなければならぬ。

5 船舶所有者は、医薬品等を医療箱、衛生用品戸だな等に使用しやすうに保管しておかなければならぬ。

第五十四条 船舶所有者は、船舶（平水区域を航行区域とする船舶及びまき網漁業に従事する漁船の附属漁船で運搬船以外の総トン数二十トン

未満のものを除く。）に国土交通省監修「日本船舶医療便覧」を備え置かなければならぬ。ただし、前条第一項第三号又は第四号に掲げる船舶にあつては、国土交通省監修「小型船医療便覧」をもつてこれに代えることができる。（健康証明書）

第五十五条 法第八十三条第一項の健康証明書は、第五十七条に掲げる医師（以下「指定医師」という。）が、次に掲げる検査（指定医師以外の医師によるものを含む。）の結果に基づき、第二号表による標準に合格した旨の判定を船員手帳の該当欄に行つたものでなければならぬ。この場合において、当該検査は、当該判定時前三月以内に受けたものでなければならぬ。

一 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）

二 業務歴の調査

三 自覚症状及び他覚所見の有無の検査

四 身長、体重及び腹囲の検査

五 BMI（次の算式により算出した値をいう。）の検査

BMI = 体重 (Kg) / 身長 (m)²

六 運動機能、視力、色覚（船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員並びに救命艇手に限る。）聴力及び握力の検査

七 ABO式及びRh式の血液型検査

八 血色素量及び赤血球数の検査

九 血糖検査

十 血中脂質検査（低比重リポ蛋白コレステロール (LDLコレステロール)、血清トリグリセライド (中性脂肪) 及び高比重リポ蛋白コレステロール (HDLコレステロール) の量の検査)

十一 肝機能検査（血清グルタミンアミナーゼ (AST)、血清アルファトランスアミナーゼ (ALT)、血清グルタミンピルビクドリンアミナーゼ (GGT) 及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ (γ-GTP) の検査)

十二 検便（虫卵及びヘモグロビンの有無の検査に限る。）及び検尿

十三 心電図検査

衛生規則第三十二条第二項による検査において受けた場合を除く。）及びかくたん検査

十六 肺活量の検査

十七 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査

十八 国際航海に従事する船舶に乗り組む船員にあつては、次に掲げる検査

イ 腹部の画像検査

ロ 血液中の尿酸の量の検査

ハ B型肝炎に係る抗体検査

ヘ 前項の検査のうち、身長、腹囲の検査、第五号の検査（年齢三十五年以上の者に係るものを除く）、第七号の検査、第八号から第十号までの検査（年齢三十五年以上の者に係るものを除く）、検便（虫卵の有無の検査にあつては調理作業に従事する者に係るものを除き、ヘモグロビンの有無の検査にあつては年齢三十五年以上の者に係るものを除く）、第十四号の検査（年齢三十五年以上の者に係るものを除く。）については、指定医師においてその必要がないと認めるものは、受けなくてもよい。

第五十六条 法第八十三条の健康証明書の有効期間は、色覚の検査については六年、その他の検査については一年とする。ただし、前条第一項の検査の際、結核を発病するおそれがあると認める者については、指定医師はその結核に関する検査についての有効期間を六月に短縮することができる。

前項の期間が航海中に満了したときは、当該期間が満了した日から起算して三月を経過する日又はその航海の終了する日のいずれか早い日まで（航海の態様その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める漁船にあつては、その航海の終了する日までの間）、当該検査について、健康証明書は、なおその効力を有するものとす。

健康証明書が記載されている船員手帳の有効期間が経過した場合においても、当該健康証明書の有効期間は、なお前二項の規定による。

船舶所有者は、緊急に欠員を補充する必要がある場合その他やむを得ない場合において、最寄りの地方運輸局長の許可を受けたときは、第一項の期間が満了した健康証明書を受有する者を当該期間が満了した日から起算して三月を超えない範囲内において、船舶に乗り組ませることができる。

（健康証明に要する費用の負担）

第五十六条の二 法第八十三条の規定による健康証明に要する費用は、雇用中の船員については、船舶所有者の負担とする。

（医師の指定）

第五十七条 法第八十三条の規定による健康証明をする医師は、次に掲げる医師とする。

一 船員である医師

二 次の表に掲げる法人の病院又は診療所の医師

名称	主たる事務所の所在地
公益社団法人日	東京都文京区湯島一丁目五番二十八号
本海員救済会	同上
一般財団法人船員保険会	東京都渋谷区渋谷一丁目五番六号

三 その他地方運輸局長が指定した医師

第九章 年少船員

第九節 年少船員の認証

第五十七条の二 船舶所有者は、法第八十五条第三項の認証を受けようとするときは、当該船員の雇入契約の成立の届出の際、船員手帳の該当欄に年齢十八年に達する年月日を朱書きし、これを地方運輸局長等に提示しなければならない。

（年少船員の夜間労働の禁止の特例）

第五十八条 法第八十六条の国土交通省令の定める場合は、船舶が高緯度の海域にあつて昼間が著しく長い場合及び所轄地方運輸局長の許可を受けて、海員を旅客の接待、物品の販売等軽易な労働に専ら従事させる場合をいう。

船舶所有者は、前項の許可を受けようとするときは、船舶ごとに左の事項を記載した申請書二通を提出しなければならない。

一 船舶所有者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地

二 船舶の種類、名称、総トン数、用途（業種）及び航路（従業制限）

三 職務の名称及び内容

四 労働の開始及び終了の時刻

五 許可を受けようとする期間

第九章の二 女子船員

第五十八条の二 法第八十七条第一項第一号の国土交通省令で定める範囲の航海は、妊娠中の女子の船員が医師による診察又は処置を必要とする場合において、最寄りの国内の港に二時間以内に入港することができる航海とする。

（妊娠中の女子が就業できる範囲の航海）

（妊婦中の女子が就業できる範囲の航海）

（妊婦中の女子が就業できる範囲の航海）

(妊産婦の夜間労働の禁止の特例)
第五十八條之三 法第八十八條の四第一項の国土交通省令で定める場合は、第五十八條第一項に定める場合とする。

第五十八條第二項の規定は、前項に定める場合について準用する。

第十章 災害補償
(標準報酬)

第五十九條 法第九十一條の標準報酬は、負傷し、疾病にかかり、行方不明となり、又は死亡した日(負傷又は疾病に因り死亡した場合に於ては、負傷し、又は疾病にかつた日)(以下基準日という。)の報酬月額に基いて第六十條により定める。

第六十條 前條の報酬月額は、左の各号の規定によつて算定するものとする。
一 一日によつて報酬を定めるときは、日額の三十倍
二 日又は月以外の期間によつて報酬を定めるときは、その報酬の額をその期間の日数で除して得た額の三十倍
三 歩合による報酬については、歩合制度の種類ごとに、労働協約又は船舶所有者とその使用する船員の過半数を代表する者との協議によつて基準日の前一年以内又はその後に定められた額。これによることができないときは、所轄地方運輸局長が定めた額

四 前各号の二以上に該当する報酬を受けるときにおいては、その各々について、前各号の規定によつて算定した額の合算額
前項第三号の額は、同額の額を定める日の前一年以上の期間中に支払われた歩合金の額を当該歩合金が支払われた期間の日数で除して得た金額の三十倍を基準とし、これが算定できないときは又は著しく不当なときは同種の業務に従事する同種の船舶において同様の業務に従事する者の報酬月額を基準として、定めなければならない。

国土交通大臣は、必要があると認めるときは、第一項第三号の額について交通政策審議会又は地方交通審議会(以下「交通政策審議会等」という。)の議を経て、最低額を定めることができる。

第六十一條 前二條の報酬月額とは、その月の報酬総額より臨時に支払われる賞与その他これに準ずる報酬を除いたものをいう。
(障害手当)

第六十二條 法第九十二條に規定する障害の程度の区分は、第七号表による。

第七号表に掲げる身体障害が二以上ある場合は、重い身体障害の該当する等級による。左に掲げる場合には、前二項の規定による等級を左の通り繰り上げる。但し、その障害手当の金額は、各々の身体障害の該当する等級による障害手当の金額を合算した額を超えてはならない。
一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合 一級
二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合 二級
三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合 三級
第七号表に掲げるもの以外の身体障害がある者については、その障害程度に応じ、第七号表に掲げる身体障害に準じて、障害手当を支払わなければならない。
既に身体障害がある者が、負傷又は疾病に因つて同一部位について障害の程度を加重した場合には、その加重された障害の該当する障害手当の金額より、既にあつた障害の該当する障害手当の金額を差し引いた金額の障害手当を支払わなければならない。
(行方不明手当)

第六十二條之二 法第九十二條の二の国土交通省令の定める被扶養者は、次に掲げる者のうち、船員の行方不明時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。
一 船員の配偶者(婚姻の届出をしないでも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む)、子、父母、孫及び祖父
二 前号に掲げる者以外の船員の三親等内の親族で船員と同居のもの
三 船員の配偶者で婚姻の届出をしないでも事実上婚姻と同様の関係にある者の子及び父母で船員と同居のもの
前項に掲げる者が行方不明手当を受ける順位は、同項各号に掲げる順位により、各号に掲げる者の間においては、各号に掲げる順位による。父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の父母を後にし、同項第二号に掲げる者については、親等の少ない者を先にし親等の多い者を後にする。
行方不明手当を受けるべき同順位の方が二人以上あるときは、行方不明手当は、その人数により等分するものとする。

(遺族手当)
第六十三條 法第九十三條の遺族は、左の通りとする。
一 船員の配偶者(婚姻の届出をしないでも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む)
二 船員の子、父母、孫及び祖父父母で船員の死亡時(失踪の宣告を受けた船員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。以下同じ。)その収入によつて生計を維持し、又はこれと生計を共にしていた者
三 前二号に掲げる者を除き船員の死亡時その収入によつて生計を維持していた者
四 船員の子、父母、孫及び祖父父母で船員の死亡時その収入によつて生計を維持し、又はこれと生計を共にしていた者
前項に掲げる者が遺族手当を受ける順位は、前項各号の順位により、各号に掲げる者の間においては、各号に掲げる順位による。但し、第二号及び第四号に掲げる父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。又、船員が遺言若しくは船舶所有者に対してした予告で、第三号又は第四号に掲げる者の中特定の者を指定した場合においては、第三号又は第四号の規定にかかわらずその者を先にする。
船員は、第一項第二号乃至第四号については、既に生れたものとみなす。

第六十四條 遺族手当を受けるべき同順位の方が二人以上あるときは、遺族手当は、その人数により等分するものとする。
第六十五條 遺族手当を受けるべきであつた者が死亡した場合においては、遺族手当を受ける権利を失う。
前項の場合においては、船舶所有者は、前二條の規定による順位の方よりその死亡者を除いて遺族手当を支払わなければならない。
(葬祭料)
第六十六條 法第九十四條の遺族は、第六十三條第一項各号に掲げるものとする。
(他の法令)
第六十六條之二 法第九十五條の国土交通省令で指定する法令とは、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)をいう。
(審査及び仲裁)
第六十七條 法第九十六條第一項の申立てをししようとする者は、第十七号書式による申請書をその住所を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。この場合においては、その住所を管轄する運輸支局長(以下「運輸支局長等」という。)を経由することができる。
第六十八條 国土交通大臣は、前條の規定による申請書の提出があつたとき、又は職権で審査若しくは仲裁をしようとするときは、関係当事者の双方に遅滞なく、文書でその旨を通知しなければならない。
第十一章 就業規則
(就業規則)
第六十九條 船舶所有者は、法第九十七條の規定により就業規則を届け出ようとするときは、就業規則二通を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。
第七十條 法第九十七條第一項各号は、次の事項を含むものとする。
一 給料その他の報酬については、決定及び支払の方法、支払の時期並びに昇給の基準
二 労働時間については、基準労働期間、休息时间、当直制及び当直の交代方法並びに交代乗船制等特殊の乗船制をとる場合における当該乗船制
三 休日及び休暇については、時期、方法及び場所
四 定員については、海員の職務及び員数並びに船舶の名称、総トン数、主機の出力、航行区域又は従業区域、就航航路又は操業海域及び用途
第十一章之二 登録検査機関
(登録の申請)
第七十條之二 法第一百條の十二第一項(法第一百條の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第一百條の二第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 登録を受けようとする者が検査を行おうとする事業所の名称及び所在地
三 登録を受けようとする者が検査業務を開始しようとする年月日
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

の住所を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。この場合においては、その住所を管轄する運輸支局長(以下「運輸支局長等」という。)を経由することができる。
第六十八條 国土交通大臣は、前條の規定による申請書の提出があつたとき、又は職権で審査若しくは仲裁をしようとするときは、関係当事者の双方に遅滞なく、文書でその旨を通知しなければならない。
第十一章 就業規則
(就業規則)
第六十九條 船舶所有者は、法第九十七條の規定により就業規則を届け出ようとするときは、就業規則二通を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。
第七十條 法第九十七條第一項各号は、次の事項を含むものとする。
一 給料その他の報酬については、決定及び支払の方法、支払の時期並びに昇給の基準
二 労働時間については、基準労働期間、休息时间、当直制及び当直の交代方法並びに交代乗船制等特殊の乗船制をとる場合における当該乗船制
三 休日及び休暇については、時期、方法及び場所
四 定員については、海員の職務及び員数並びに船舶の名称、総トン数、主機の出力、航行区域又は従業区域、就航航路又は操業海域及び用途
第十一章之二 登録検査機関
(登録の申請)
第七十條之二 法第一百條の十二第一項(法第一百條の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第一百條の二第一項の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 登録を受けようとする者が検査を行おうとする事業所の名称及び所在地
三 登録を受けようとする者が検査業務を開始しようとする年月日
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）
 - ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
- 二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあつては、これに準ずるもの）及び履歴書
- 三 検査を行う者の氏名及び経歴を記載した書類
- 四 検査を行う者が法第百条の十二第二項第一号イからハまでに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを証する書類
- 五 登録を受けようとする者が、法第百条の十二第二項第二号イからハまで及び第三項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

第七十条の三 法第百条の十二第四項第四号（法第百条の十三第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録を受けた者が検査を行う事業所の名称
- 二 登録を受けた者が検査業務を開始しようとする年月日

第七十条の四 登録検査機関は、法第百条の十五の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

第七十条の五 登録検査機関は、法第百条の十六第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る検査業務規程を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第七十条の六 登録検査機関は、法第百条の十六第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該認可に係る検査業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第七十条の七 登録検査機関は、法第百条の十七第一項前段の規定による届出をしようとするときは、選任した検査員の氏名並びにその者が検査を行う事業所の名称及び所在地を記載した届出書に、その者の経歴を記載した書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第七十条の八 登録検査機関は、役員を選任したときは、その日から十五日以内に、選任した役員の氏名及び住所を記載した届出書に、その者の経歴を記載した書類を添えて、国土交通大臣に届け出なければならない。

第七十条の九 登録検査機関は、役員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨並びにその理由及び年月日を国土交通大臣に届けなければならない。

第七十条の十 法第百条の十九第二項第四号に規定する国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録検査機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第七十条の十一 登録検査機関は、法第百条の二十の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする検査業務
- 二 検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 検査業務の全部又は一部を休止しようとする期間
- 四 検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

第七十条の十二 船員法に基づく登録検査機関に関する政令（平成二十五年政令第百二十六号）第二条の旅費の額に相当する額（次条において「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条において「旅費法」という。）第一条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

第七十条の十三 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

- 2 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

第七十条の十四 法第百条の二十七の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 船名
- 二 船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号
- 三 総トン数
- 四 船舶所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 検査の種類
- 六 検査を行った年月日及び場所
- 七 検査を行った事業所の名称
- 八 検査を行った検査員の氏名
- 九 検査の結果
- 十 その他検査の実施状況に関する事項

第七十条の十五 登録検査機関は、法第百条の二十の規定による許可を受け、検査業務を行わないこととなった場合には、遅滞なく、法第百条の二十七の帳簿を国土交通大臣に提出しなければならない。

第七十条の十六 登録検査機関は、検査を行った場合は、速やかに、当該検査に関する報告書を船舶の所在地を管轄する地方運輸局の事務所の長（船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。第三項において同じ。）に提出しなければならない。

第七十条の十七 登録検査機関は、検査を行った報告書には、第七十条の十四第一項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

第七十条の十八 登録検査機関は、検査を行った報告書には、第七十条の十四第一項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

第七十条の十九 登録検査機関は、検査を行った報告書には、第七十条の十四第一項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

第七十条の二十 登録検査機関は、検査を行った報告書には、第七十条の十四第一項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

第七十条の二十一 登録検査機関は、検査を行った報告書には、第七十条の十四第一項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

第七十条の二十二 登録検査機関は、検査を行った報告書には、第七十条の十四第一項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

第七十条の二十三 登録検査機関は、検査を行った報告書には、第七十条の十四第一項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

第七十条の二十四 登録検査機関は、検査を行った報告書には、第七十条の十四第一項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

第七十条の二十五 登録検査機関は、検査を行った報告書には、第七十条の十四第一項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

第七十条の二十六 登録検査機関は、検査を行った報告書には、第七十条の十四第一項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

第七十条の二十七 登録検査機関は、検査を行った報告書には、第七十条の十四第一項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

第七十条の二十八 登録検査機関は、検査を行った報告書には、第七十条の十四第一項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

第七十条の二十九 登録検査機関は、検査を行った報告書には、第七十条の十四第一項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

第七十条の三十 登録検査機関は、検査を行った報告書には、第七十条の十四第一項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

第七十条の三十一 登録検査機関は、検査を行った報告書には、第七十条の十四第一項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

第七十条の三十二 登録検査機関は、検査を行った報告書には、第七十条の十四第一項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

第七十条の三十三 登録検査機関は、検査を行った報告書には、第七十条の十四第一項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

の審査に当たり必要があると認めるときは、登録検査機関に対し、検査の依頼者から提出された書類その他必要な書類の提出を求めることができる。

第十二章 監督

第七十一条

次に掲げる事務は、外国にあつては日本の領事官が行う。

一 第七十三条第三項の規定による遺留品目録の受理

二 第八十条の規定による遺留品目録の証明

三 法第十九条の規定による航行に関する報告の受理

四 第十五条の規定による航行に関する報告書の証明

五 法第三十七条の規定による雇入契約の成立等の届出の受理及び法第三十八条の規定による雇入契約の確認

六 第四十六条第一項の規定による欠員の許可並びに同条第二項の規定による欠員の届出の受理及び欠員の補充命令

七 法第八十五条第三項の規定による年齢十八年未満の者の認証

八 法第二百二条の規定によるあつせん

第七十二条

法第七十二条第三項の証明書の様式は、第十八号書式による。

第七十三条

法第七十三条の報告は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める期日までに、所轄地方運輸局長にこれをしなければならぬ。

一 毎年十月一日現在の事業状況 毎年十月末日

二 前年四月一日以後一年間に発生した災害又は疾病のために船員が引き続き三日以上休業したときは、その内容、原因その他参考事項 毎年四月末日

前項第二号の報告を受けた所轄地方運輸局長は、必要と認めるときは、同号に掲げる事項に関する詳細な報告を命ずることができ、

第一項第一号及び第二号の報告の様式は、それぞれ第十九号書式及び第二十号書式によるものとする。

第七十四条

法第七十四条の三第七項において準用する場合を含む。の規定による申告は、書面又は口頭ですることができ、

第十三章 雑則

第七十五条

法第七十五条第一項の規定により船内及びその他の事業場内に掲示し、又は備え置かなければならない就業規則は、所轄地方運輸局長の届出受理証明のある有効なものではない。

海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けた特定船舶の船舶所有者は、法第七十三条第三項の規定によりこれらの証書の写しを船内及びその他の事業場内に掲示する場合において、船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）第六十条に規定する海上労働遵守措置認定書の写しを併せて掲示しなければならない。

航海当直部員を乗組すべき船舶

第七十六条 法第七十六条の二第一項の国土交通省令で定める船舶は、第三条の五第一項各号に掲げる船舶以外の船舶及び同項第一号に掲げる船舶であつて総トン数七百トン以上の船舶とする。

航海当直部員の乗組みに関する基準

第七十七条 船舶所有者は、甲板部又は機関部の航海当直部員として部員を乗組ませようとする場合には、それぞれ甲板部航海当直部員又は機関部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

第七十七条の二 船舶所有者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条の二第二項から第五項までに規定する基準に適合する船舶に乗り組む甲板部及び機関部の両部の航海当直をすべき職務を有する部員又は乗組み基準外運航士（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令別表第一第三号の表（一）の表から（四）の表までに定める運航士に加えて乗り組む運航士（一五号職務）又は運航士（二五号職務）（同令別表第一第三号の表（一）の表備考4の運航士（一五号職務）又は運航士（二五号職務）をいう。）であつて、それぞれ甲板部又は機関部の部員が行うべき作業に相当する作業を併せ行う者をいう。）として部員

を乗組ませようとする場合には、次に掲げる航海当直部員の乗組みに関する基準に従わなければならない。

一 甲種甲板・機関部航海当直部員又は乙種甲板・機関部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませること。

二 部員の過半数は甲種甲板・機関部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者とする。

航海当直部員の職務

第七十七条の二の二 甲板部の航海当直部員の職務は、船舶の位置、針路及び速力の測定、見張り、気象及び水象に関する情報の収集及び解析、船舶の操縦、航海機器の作動状態の点検、係船索及びいかりの取扱い、船内の巡回、船外との通信連絡、火災その他の災害の発生時における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する引継ぎ及び記録の作成とする。

機関部の航海当直部員の職務は、機関の作動状態の監視及び点検、機関の操作、機関区域内の巡回、機関の故障その他の機関に係る異常な事態の発生時における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する引継ぎ及び記録の作成とする。

前条に規定する船舶に乗り組む同条の航海当直部員及び乗組み基準外運航士の職務は、前二項に規定する職務とする。

前三項の航海当直部員は、その職務を上長（部員である者を除く。）の職務上の命令に従つて行うものとする。

第七十七条の三

地方運輸局の事務所の上長は、第八号表上欄に掲げる航海当直部員の資格の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件に適合する者について、法第七十七条の二第二項の規定による認定を行う。

前項の認定を申請しようとする者は、船員手帳及び認定を受けようとする資格に係る第八号表下欄に掲げる要件に適合することを証する書類を提示して、第二十二号書式による申請書を地方運輸局の事務所の上長に提出しなければならない。

法第七十七条の二第二項の規定による証印の様式は、第二十二号の二書式による。

（危険物等取扱責任者を乗組すべき船舶）

第七十七条の三 法第七十七条の三第一項の国土交通省令で定めるタンカーは、平水区域を航行

区域とするタンカー以外の石油タンカー（ばら積みの石油及び石油製品を輸送するために使用されるタンカーをいう。以下同じ。）、液体化学薬品タンカー（ばら積みの液体化学薬品を輸送するために使用されるタンカーをいう。以下同じ。）、及び液化ガスタンカー（ばら積みの液化ガスを輸送するために使用されるタンカーをいう。以下同じ。）とする。

法第七十七条の三第一項の国土交通省令で定める液化天然ガス等燃料船は、平水区域を航行区域とする液化天然ガス等燃料船以外の低引火点燃料船（低引火点燃料（引火点が摂氏六十度以下の燃料をいう。以下同じ。）を使用する船舶をいい、貨物を燃料とする液化ガスタンカーを除く。以下同じ。）とする。

（危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準）

第七十七条の四 船舶所有者は、前条第一項のタンカーには、次の表の上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

一 石油タンカーの船長、一等航海当直部員等海士又は運航士（四号職務）（船取扱責任者）

二 液体化学薬品タンカーの船甲種危険物等長、一等航海士又は運航士（四号取扱責任者職務）、機関長及び一等機関士又（液体化学薬品）は運航士（五号職務）

三 液化ガスタンカーの船長、一甲種危険物等航海士又は運航士（四号職務）、取扱責任者機関長及び一等機関士又は運航士（液化ガス）（五号職務）

四 前三号に掲げる海員以外の海甲種危険物等員であつて石油タンカー又は液体取扱責任者化学薬品タンカーに積載される危（石油）、甲種危険物又は有害物の取扱いに関し責任者等取扱責任者責任者（液体化学薬品）又は乙種危険物等取扱責任者

Table with 2 columns: 責任者 (Responsibility) and 職務 (Position). Rows include: 責任者 (液体化学薬品) 又は乙種危険物等取扱責任者; 責任者 (液体化学薬品) 又は甲種危険物等取扱責任者; 責任者 (液体化学薬品) 又は甲種危険物等取扱責任者; 責任者 (液体化学薬品) 又は甲種危険物等取扱責任者.

（石油・液体化学薬品）

五 第一号から第三号までに掲げ甲種危険物等る海員以外の海員であつて液化ガ取扱責任者スタンカーに積載される危険物又（液化ガス）又は有害物の取扱いに責任を有する乙種危険物等取扱責任者（液化ガス）

2 船舶所有者は、前条第二項の液化天然ガス等燃料船には、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者（低引火点燃料船の船長、甲種危険物等取扱機関長及び機関士又は運航士責任者（低引火点（五号職務）））

二 前号に掲げる海員以外の甲種危険物等取扱海員であつて低引火点燃料船責任者（低引火点の燃料として使用される危険燃料）又は乙種危険物又は有害物の取扱いに責任を有するもの（低引火点燃料）

（危険物等取扱責任者の職務）

第七十七條の五 第七十七條の三第一項のタンカ一に乗り組む危険物等取扱責任者の職務は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる職務とする。

一 前条第一項の液体貨物又は有害物である積み項の表第一号の液体貨物の積込み及び取卸しから第三号まで作業に関する計画の立案、当該作の上欄に掲げる指揮監督、当該作業に關し必ける船長又は要な船外との通信連絡、当該貨物海員として乗に係る保安の監督、火災その他のり組む危険物災害の発生時における応急措置の等取扱責任者 実施並びにこれらの業務に関する記録の作成

二 前条第一項の液体貨物又は有害物である積み項の表第四号の液体貨物の積込み及び取卸し又は第五号上作業に関する現場における指揮監督、当該貨物に係る保安の監督、火災その他のり組む危険物災害の発生時における応急措置の実施並びにこれらの業務に関する記録の作成

2 第七十七條の三第二項の液化天然ガス等燃料船に乗り組む危険物等取扱責任者の職務は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる職務とする。

一 前条第二項の危険物又は有害物である燃料を供項の表第一号給する作業に関する計画の立案、上欄に掲げる当該作業の指揮監督、当該作業に船長又は海員に關し必要な船外との通信連絡、当として乗り組む燃料に係る保安の監督、火災そむ危険物等取の他の災害の発生時における応急措置の実施及びこれらの業務に関する記録の作成

二 前条第二項の危険物又は有害物である燃料を供項の表第二号給する作業に関する現場における上欄に掲げる指揮監督、当該燃料に係る保安の海員として乗監督、火災その他の災害の発生時り組む危険物における応急措置の実施及びこれ等取扱責任者らの業務に関する記録の作成（危険物等取扱責任者の認定等）

第七十七條の六 地方運輸局の事務所長は、第九号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件に適合する者又は当該要件と同等の能力を有することを証する千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（第七十七條の十一及び第七十八條の二の五において「条約」という。）の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する資格証明書（次項及び第七十七條の七第一項において「締約国危険物等取扱責任者資格証明書」という。）を受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものについて、法第七十七條の三第二項の規定による認定を行う。

前項の認定を申請しようとする者は、船員手帳並びに認定を受けようとする資格に係る第九号表下欄に掲げる要件に適合することを証する書類又は締約国危険物等取扱責任者資格証明書及び前項の国土交通大臣が告示で定める基準に適合することを証する書類を提示して、第二十二号の三書式による申請書を地方運輸局の事務所長の長に提出しなければならない。

前二項の規定は、第十号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者について準用する。

法第七十七條の三第二項の規定による証印の様式は、第二十二号の四書式による。

（消防講習の登録）

第七十七條の六の二 第九号表第一号2（1）に規定する講習（以下この章において「登録消防講習」という。）の登録は、登録消防講習を行おうとする者の申請により行う。

第九号表第一号2（1）の講習の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が登録消防講習の実施に関する事務（以下「登録消防講習事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が登録消防講習事務を開始する日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ロ 役員の名簿、住所及び経歴を記載した書類

書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 講習に使用する第十一号表に掲げる機械器具の所有又は借入れの別を記載した書類

その他設備の数、性能、所在の場所及びその講師の氏名及び経歴を記載した書類

四 講師が、次条第一項第三号に該当する者であることを証する書類

六 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（登録の要件等）

第七十七條の六の三 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十一号表に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習が行われるものであること。

二 次に掲げる科目について行われるものであること。

イ 石油火災消防実習

ロ 液化ガス火災、液体化学薬品消防実習

ハ 船内捜索救助実習

ニ 検知器具及び保護具の取扱実習

ホ 洋上流出油防除実習

三 前号に掲げる科目にあつては、第十二号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それ

ぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 法第七十七條の三第一項の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら二年内を経過しない者

二 第七十七條の六の十三の規定により第九号表第一号2（1）の登録を取り消され、その取消の日から二年内を経過しない者

三 法人であつて、登録消防講習を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

第九号表第一号2（1）の登録は、登録消防講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録消防講習を行う者（以下「登録消防講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録消防講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録消防講習事務を開始する日

（登録の更新）

第七十七條の六の四 第九号表第一号2（1）の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録消防講習事務の実施に係る義務）

第七十七條の六の五 登録消防講習実施機関は、公正にかつ、第七十七條の六の三第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録消防講習事務を行わなければならない。

一 講習は、実習により行われるものであること。

二 講習は、次の表の上欄に掲げる科目に並び、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

講習科目	時間数
一 石油火災消防実習	三時間

二 液化ガス火災、液体化学薬品消防実習	三時間
三 船内捜索救助実習	二時間
四 検知器具及び保護具の取扱実習	二時間
五 洋上流出油防除実習	三時間

三 甲種危険物等取扱責任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第七十七条の六の三第一項第三号に該当する者に行わせること。

(登録事項の変更の届出)

第七十七条の六の六 登録消防講習実施機関は、第七十七条の六の三第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項
二 変更しようとする日
三 変更の理由

(登録消防講習事務規程)

第七十七条の六の七 登録消防講習実施機関は、登録消防講習事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録消防講習事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録消防講習の受講の申請に関する事項
二 登録消防講習の受講料の額及び収納の方法に関する事項
三 登録消防講習の日程、公示方法その他登録講習の実施の方法に関する事項
四 登録消防講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
五 第七十七条の六の五第三号の判定に関する事務を行う者の氏名及び経歴
六 登録消防講習事務に関する公正の確保に関する事項
七 不正受講者の処分に関する事項
八 その他登録消防講習事務に関し必要な事項

(登録講習事務の休廃止)

第七十七条の六の八 登録消防講習実施機関は、登録消防講習事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録消防講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録消防講習事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
三 登録消防講習事務を休止又は廃止しようとする日
四 登録消防講習事務を休止しようとする期間
五 登録消防講習事務を休止又は廃止しようとする理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第七十七条の六の九 登録消防講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

一 登録消防講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録消防講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録消防講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて登録消防講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第七十七条の六の十 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録消防講習実施機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送付され、受信者の使用にかかる電子計算機に備

えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(適合命令)

第七十七条の六の十一 国土交通大臣は、登録消防講習が第七十七条の六の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録消防講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第七十七条の六の十二 国土交通大臣は、登録消防講習実施機関が第七十七条の六の五の規定に違反していると認めるときは、その登録消防講習実施機関に対し、登録消防講習事務の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第七十七条の六の十三 国土交通大臣は、登録消防講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第九号表第一号2(1)の登録を取り消し、又は期間を定めて登録消防講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十七条の六の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
二 第七十七条の六の六から第七十七条の六の八まで、第七十七条の六の九第一項又は次条の規定に違反したとき。
三 正当な理由がないのに第七十七条の六の九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
四 前二条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により第九号表第一号2(1)の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第七十七条の六の十四 登録消防講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録消防講習の終了後二年間保存しなければならない。

一 登録消防講習の受講料の収納に関する事項
二 登録消防講習の受講の申請の受理に関する事項

三 登録消防講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
四 その他登録消防講習の実施状況に関する事項

登録消防講習実施機関は、登録消防講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録消防講習の終了後二年間これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第七十七条の六の十五 国土交通大臣は、登録消防講習の実施のため必要限度において、登録消防講習実施機関に対し、登録消防講習事務又は経理の状況に關し報告させることができる。

(公示)

第七十七条の六の十六 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第九号表第一号2(1)の登録をしたとき。
二 第七十七条の六の六の規定による届出があつたとき。
三 第七十七条の六の八の規定による届出があつたとき。
四 第七十七条の六の十三の規定により第九号表第一号2(1)の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

(学科講習の登録)

第七十七条の六の十七 第九号表第一号2(2)に規定する講習(以下この章において「登録タンカー学科講習」という。)の登録は、登録タンカー学科講習を行おうとする者の申請により行う。

第九号表第一号2(2)の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 登録を受けようとする者が登録タンカー学科講習の実施に関する事務(以下「登録タンカー学科講習事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地
三 登録を受けようとする者が登録タンカー学科講習事務を開始する日
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録消防講習の受講料の収納に関する事項
二 登録消防講習の受講の申請の受理に関する事項

三 登録消防講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
四 その他登録消防講習の実施状況に関する事項

登録消防講習実施機関は、登録消防講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録消防講習の終了後二年間これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第七十七条の六の十五 国土交通大臣は、登録消防講習の実施のため必要限度において、登録消防講習実施機関に対し、登録消防講習事務又は経理の状況に關し報告させることができる。

(公示)

第七十七条の六の十六 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第九号表第一号2(1)の登録をしたとき。
二 第七十七条の六の六の規定による届出があつたとき。
三 第七十七条の六の八の規定による届出があつたとき。
四 第七十七条の六の十三の規定により第九号表第一号2(1)の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

(学科講習の登録)

第七十七条の六の十七 第九号表第一号2(2)に規定する講習(以下この章において「登録タンカー学科講習」という。)の登録は、登録タンカー学科講習を行おうとする者の申請により行う。

第九号表第一号2(2)の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 登録を受けようとする者が登録タンカー学科講習の実施に関する事務(以下「登録タンカー学科講習事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地
三 登録を受けようとする者が登録タンカー学科講習事務を開始する日
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録消防講習の受講料の収納に関する事項
二 登録消防講習の受講の申請の受理に関する事項

三 登録消防講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
四 その他登録消防講習の実施状況に関する事項

登録消防講習実施機関は、登録消防講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録消防講習の終了後二年間これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第七十七条の六の十五 国土交通大臣は、登録消防講習の実施のため必要限度において、登録消防講習実施機関に対し、登録消防講習事務又は経理の状況に關し報告させることができる。

(公示)

第七十七条の六の十六 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第九号表第一号2(1)の登録をしたとき。
二 第七十七条の六の六の規定による届出があつたとき。
三 第七十七条の六の八の規定による届出があつたとき。
四 第七十七条の六の十三の規定により第九号表第一号2(1)の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

(学科講習の登録)

第七十七条の六の十七 第九号表第一号2(2)に規定する講習(以下この章において「登録タンカー学科講習」という。)の登録は、登録タンカー学科講習を行おうとする者の申請により行う。

第九号表第一号2(2)の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 登録を受けようとする者が登録タンカー学科講習の実施に関する事務(以下「登録タンカー学科講習事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地
三 登録を受けようとする者が登録タンカー学科講習事務を開始する日
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の名、住所及び経歴を記載した書類
 - 二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
 - 三 講師の氏名及び経歴を記載した書類
 - 四 講師が、次条第一項第二号に該当する者であることを証する書類
 - 五 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類
- 第七十七条の六の十八** 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。
- 一 次に掲げる科目について行われるものであること。
 - イ タンカーの構造、設備及び船内実務
 - ロ タンカーにおける火災及び爆発
 - ハ タンカーにおける火災に対する消火技術
 - ニ 引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質
 - ホ 検知器具及び保護具の取扱方法
 - ヘ 災害防止対策
 - ト 海上汚染防止対策
 - 二 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令
 - 三 前号に掲げる科目にあつては、第十三号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。
- 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。
- 一 法第七十七条の三第一項の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第七十七条の六の二十一において準用する第七十七条の六の十三の規定により第九号表第一号2(2)の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、登録タンカー学科講習を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

- 第九号表第一号2(2)の登録は、登録タンカー学科講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録タンカー学科講習を行う者(以下「登録タンカー学科講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 登録タンカー学科講習事務所を行う事務所の名称及び所在地
 - 四 登録タンカー学科講習事務を開始する日
- 第七十七条の六の十九** 第九号表第一号2(2)の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
- 第七十七条の六の二十** 登録タンカー学科講習実施機関は、公正に、かつ、第七十七条の六の十八第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録タンカー学科講習事務を行わなければならない。
- 一 講習は、講義により行われるものであること。
 - 二 講習は、次の表の上欄に掲げる科目に依り、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。
- | 講習科目 | 時間数 |
|-------------------------|-----|
| 一 タンカーの構造、設備及び船内実務 | 三時間 |
| 二 タンカーにおける火災及び爆発 | 二時間 |
| 三 タンカーにおける火災に対する消火技術 | 二時間 |
| 四 引火性危険物質の物理的性質及び化学的性質 | 二時間 |
| 五 検知器具及び保護具の取扱方法 | 一時間 |
| 六 災害防止対策 | 二時間 |
| 七 海上汚染防止対策 | 二時間 |
| 八 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令 | 二時間 |
- 甲種危険物等取扱責任者(石油)、甲種危険物等取扱責任者(液体化学薬品)又は甲種

- 危険物等取扱責任者(液化ガス)として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第七十七条の六の十八第一項第二号に該当する者に行わせること。
- 第七十七条の六の二十一** 第七十七条の六の六から第七十七条の六の十六までの規定は登録タンカー学科講習、登録タンカー学科講習実施機関及び登録タンカー学科講習事務所について準用する。
- 第七十七条の六の二十二** 第十号表第一号1(4)に規定する講習(以下この章において「登録低引火点燃料船学科講習」という。)の登録は、登録低引火点燃料船学科講習を行うとする者の申請により行う。
- 第十号表第一号1(4)の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 登録を受けようとする者が登録低引火点燃料船学科講習の実施に関する事務(以下「登録低引火点燃料船学科講習事務」という。)を行うとする事務所の名称及び所在地
 - 三 登録を受けようとする者が登録低引火点燃料船学科講習事務を開始する日
 - 四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の名、住所及び経歴を記載した書類
 - 二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
 - 三 講師の氏名及び経歴を記載した書類
 - 四 講師が、次条第一項第二号に該当する者であることを証する書類
 - 五 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類
- 第七十七条の六の二十三** 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次に掲げる科目について行われるものであること。
 - イ 低引火点燃料船の構造及び設備
 - ロ 低引火点燃料船の燃料の貯蔵等に関するシステム
 - ハ 低引火点燃料船の推進に関するシステム
 - ニ 低引火点燃料船の機関の取扱方法及び燃料の補給方法
 - ホ 低引火点燃料の物理的性質及び化学的性質
 - ヘ 災害防止対策及び海上汚染防止対策
 - ト 船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令
 - 二 前号に掲げる科目にあつては、第十四号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。
- 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。
- 一 法第七十七条の三第一項の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第七十七条の六の二十六において準用する第七十七条の六の十三の規定により第十号表第一号1(4)の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、登録低引火点燃料船学科講習を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 第十号表第一号1(4)の登録は、登録低引火点燃料船学科講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録低引火点燃料船学科講習を行う者(以下「登録低引火点燃料船学科講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 登録低引火点燃料船学科講習事務所を行う事務所の名称及び所在地
 - 四 登録低引火点燃料船学科講習事務を開始する日
- 第七十七条の六の二十四** 第十号表第一号1(4)の登録は、五年ごとにその更新を受けな

ければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録学科講習事務の実施に係る義務)

第七十七条の六の二十五 登録低引火点燃料船学科講習実施機関は、公正に、かつ、第七十七条の六の二十三第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録低引火点燃料船学科講習事務を行わなければならない。

一 講習は、講義により行われるものであること。

二 講習は、第七十七条の六の二十三第一項第一号イからトまでに掲げる科目ごとに、それぞれ一時間以上行うこと。

三 甲種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第七十七条の六の二十三第一項第二号に該当する者に行わせること。

(準用)

第七十七条の六の二十六 第七十七条の六の六から第七十七条の六の十六までの規定は登録低引火点燃料船学科講習、登録低引火点燃料船学科講習実施機関及び登録低引火点燃料船学科講習事務について準用する。

(認定の有効期間等)

第七十七条の七 第七十七条の六第一項の認定の有効期間は、当該認定を受けた日から起算して五年を経過する日(縮約国危険物等取扱責任者資格証明書を受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合しているものに係る最初の認定にあつては、当該認定を受けた日から起算して五年を経過する日又は当該縮約国危険物等取扱責任者資格証明書が効力を失う日のいずれか早い日)までとする。

前項の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前六月以内(以下この項において「更新申請期間」という。)に、船員手帳及び第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合することを証する書類を提示して、第二十二号の五書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。ただし、更新申請期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在することその他のやむを得ない事由により当該期間にその提出をすることができなるときは、当該期間前にその提出をすることができると。

前二項の規定は、第七十七条の六第三項において準用する同条第一項の規定による第十号表の危険物等取扱責任者の認定について準用する。

地方運輸局の事務所の長は、第二項の規定による申請書の提出があつたときは、第九号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する者について、第一項の有効期間の更新を行う。

一 当該有効期間が満了する日以前五年以内に第九号表下欄に規定する経験を有すること。

二 当該有効期間が満了する日以前五年以内に消火、タンカーの安全の確保、海洋汚染の防止等に関し国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。

地方運輸局の事務所の長は、第三項において準用する第二項の規定による申請書の提出があつたときは、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する者について、第三項において準用する第一項の有効期間の更新を行う。

一 当該有効期間が満了する日以前五年以内に、低引火点燃料船において、船長又は甲板部若しくは機関部の職員若しくは機関部の部員であつて機関部の部員が行うべき作業全般に関し責任を有するものとしてその職務に一月以上従事した経験を有し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 低引火点燃料船における燃料の補給作業(ロ並びに次号イ及びロにおいて「補給作業」という。)に三回以上従事した経験を有すること。

ロ 補給作業に一回又は二回従事した経験を有すること及び第十号表第一号1(3)に規定する講習の課程を修了したこと。

二 当該有効期間が満了する日以前五年以内に、低引火点燃料船又は液化ガスタンカーに三月以上乗組んだ履歴を有し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 補給作業に三回以上従事した経験を有すること。

ロ 補給作業に一回又は二回従事した経験を有すること及び第十号表第一号2(3)に規定する講習の課程を修了したこと。

ハ 液化ガスタンカーにおいて積荷又は揚荷作業に三回以上従事した経験を有すること。

三 当該有効期間が満了する日以前五年以内に消火、液化天然ガス等燃料船の安全の確保、海洋汚染の防止等に関し国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。

前二項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間が満了する日の翌日(第二項ただし書の場合にあつては、従前の認定の有効期間の更新を受けた日)から起算するものとする。

地方運輸局の事務所の長は、第四項又は第五項の規定による有効期間の更新を受けた者に対し、その者の船員手帳に第七十七条の六第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の認定がな効力を有する旨の証印をする。

第七十七条の六第四項の規定は、前項に規定する証印について準用する。

(特定海域運航責任者を乗組むべき海域)

第七十七条の八 法第七十七条の四第一項の国土交通省令で定める特定海域は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一の五に掲げる南極海域又は北極海域とする。

(特定海域運航責任者の乗組みに関する基準)

第七十七条の九 船舶所有者は、前条の特定海域を航行する船舶(以下「特定海域航行船舶」という。)には、次の表の上欄に掲げる特定海域の海水の状況(海水が存在しない場合を除く)に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表の下欄に掲げる特定海域運航責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗組ませなければならない。

ただし、国土交通大臣が定める基準に適合する場合にあつてはこの限りでない。

一 海水の特定海域航行船舶の船長乙種特定密度度が十及び甲板部の当直を行う海域運航責任者

二 一に掲げる特定海域航行船舶の船長甲種特定密度度及び一等航海士又は運航海域運航責任者

二 一に掲げる特定海域航行船舶の船長甲種特定密度度及び一等航海士又は運航海域運航責任者(四号職務)

特定海域航行船舶の甲板乙種特定部の当直を行う職員(一海域運航等航海士及び運航士(四責任者(号職務)を除く。))

特定海域運航責任者の職務は、次の表の上欄に掲

げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる職務とする。

一 甲種特定海域を安全に航行するための指定海域運航監督、非常の場合における適切な措置の実施及びこれらの業務に関する記録の作成

二 乙種特定海域を安全に航行するための指定海域運航士(二の二第一項に定める職務の指揮監督)

(特定海域運航責任者の認定等)

第七十七条の十一 地方運輸局の事務所の長は、第十五号表上欄に掲げる特定海域運航責任者の資格の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件に適合する者又は当該要件と同等の能力を有することとを証する条約の締結国が発給した条約に適合する海域の特性に応じた運航に関する資格証明書(次項及び第七十七条の十二第一項において「縮約国特定海域運航責任者資格証明書」という。)を受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものについて、法第七十七条の四第二項の規定による認定を行う。

前項の認定を申請しようとする者は、船員手帳並びに認定を受けようとする資格に係る第十五号表下欄に掲げる要件に適合することを証する書類又は縮約国特定海域運航責任者資格証明書及び前項の国土交通大臣が告示で定める基準に適合することを証する書類を提示して、第二十二号の六書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

法第七十七条の四第二項の規定による証印の様式は、第二十二号の七書式による。

(学科講習の登録)

第七十七条の十一の二 第十五号表第一号3に規定する講習(以下この章において「登録特定海域運航責任者学科講習」という。)の登録は、登録特定海域運航責任者学科講習を行おうとする者の申請により行う。

第十五号表第一号3の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が登録特定海域運航責任者学科講習の実施に関する事務(以下「登録特定海域運航責任者学科講習事務」と

い。を)を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が登録特定海域運航責任者学科講習事務を開始する日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
ロ 役員の名簿、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 講師の氏名及び経歴を記載した書類

四 講師が、次条第一項第二号に該当する者であることを証する書類

五 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録の要件等)

第七十七条の十一の三 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。

一 次に掲げる科目について行われるものであること。

イ 特定海域における船舶設備の使用限界

ロ 海水における船舶の操縦性能

ハ 航海計画の監督及び報告方法

ニ 特定海域における安全運航

二 前号に掲げる科目にあつては、第十六号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 法第七十七条の四第一項の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七十七条の十一の六において準用する第七十七条の六の十三の規定により第十五号表第一号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録特定海域運航責任者学科講習を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

第十五号表第一号の登録は、登録特定海域運航責任者学科講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録特定海域運航責任者学科講習を行う者(以下「登録特定海域運航責任者学科講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録特定海域運航責任者学科講習事務所を行う事務所の名称及び所在地

四 登録特定海域運航責任者学科講習事務を開始する日

(登録の更新)

第七十七条の十一の四 第十五号表第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録学科講習事務の実施に係る義務)

第七十七条の十一の五 登録特定海域運航責任者学科講習実施機関は、公正に、かつ、第七十七条の十一の三第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録特定海域運航責任者学科講習事務を行わなければならない。

一 講習は、講義により行われるものであること。

二 講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

Table with 4 columns: 講習科目, 時間数, 使用限界, 能. Rows include 特定海域における船舶設備, 海水における船舶の操縦性能, 航海計画の監督及び報告方法, 特定海域における安全運航.

三 甲種特定海域運航責任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、第七十七条の十一の三第一項第二号に該当する者に行わせること。

(準用)

第七十七条の十一の六 第七十七条の六の六から第七十七条の六の十六までの規定は登録特定海域運航責任者学科講習、登録特定海域運航責任者学科講習実施機関及び登録特定海域運航責任者学科講習事務について準用する。

第七十七条の十一の六 第七十七条の六の六から第七十七条の六の十六までの規定は登録特定海域運航責任者学科講習、登録特定海域運航責任者学科講習実施機関及び登録特定海域運航責任者学科講習事務について準用する。

(認定の有効期間等)

第七十七条の十二 第七十七条の十一第一項の認定の有効期間は、当該認定を受けた日から起算して五年を経過する日(締約国特定海域運航責任者資格証明書を受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合しているものに係る最初の認定にあつては、当該認定を受けた日から起算して五年を経過する日又は当該締約国特定海域運航責任者資格証明書が効力を失う日のいずれか早い日)までとする。

前項の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日(以下「更新申請期間」という。)において「更新申請期間」という。)に、船員手帳及び第三項各号又は第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合することを証する書類を提示して、第二十二号の八書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。ただし、更新申請期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在することその他のやむを得ない事由により当該期間にその提出をすることができないときは、当該期間前にその提出をすることができる。

地方運輸局の事務所の長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、第十五号表上欄に掲げる甲種特定海域運航責任者の資格に関する次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する者について、第一項の有効期間の更新を行う。

一 当該有効期間が満了する日以前五年以内に特定海域航行船舶において船長又は一等航海士若しくは運航士(四号職務)として二月以上従事した経験を有すること。

二 当該有効期間が満了する日以前五年以内に特定海域航行船舶の安全運航等に関し国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。

地方運輸局の事務所の長は、第二項の規定による申請書の提出があつたときは、第十五号表上欄に掲げる乙種特定海域運航責任者の資格に関する次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する者について、第一項の有効期間の更新を行う。

一 当該有効期間が満了する日以前五年以内に特定海域航行船舶において船長又は甲板部の当直を行う職員として二月以上従事した経験を有すること。

二 当該有効期間が満了する日以前五年以内に特定海域航行船舶の安全運航等に関し国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。

通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。

前二項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間が満了する日の翌日(第二項ただし書の場合にあつては、従前の認定の有効期間の更新を受けた日)から起算するものとする。

地方運輸局の事務所の長は、第三項又は第四項の規定による有効期間の更新を受けた者に対し、その者の船員手帳に第七十七条の十一第一項の認定がなお効力を有する旨の証印をする。

第七十七条の十一第三項の規定は、前項に規定する証印について準用する。

(教育訓練を修了した船員を乗り組ませるべき旅客船)

第七十七条の十三 法第八十八条の二の国土交通省令で定める旅客船は、第三条の三第一項第一号に掲げる旅客船とする。

(旅客船に乗り組む船員の教育訓練)

第七十七条の十四 法第八十八条の二の航海の安全に関する教育訓練は、次の表の上欄に掲げる旅客船の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる事項を内容とする教育訓練であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならない。

Table with 2 columns: 第一号, 第二号. Rows include 命胴衣の着用及び誘導、救命胴衣の着用、非常時における旅客の安全の確保に関する事項、荷役に関する事項、水密の保持に関する事項.

前条の旅客船の船舶所有者は、当該旅客船の乗組員に対し、五年以内ごとに前項に規定する教育訓練を実施しなければならない。

(教育訓練を修了した船員を乗り組ませるべき高速船)

第七十八条 法第八十八条の三の国土交通省令で定める高速船は、次に掲げるものとする。

一 特定高速船

二 水中翼船及びエアクッション艇(特定高速船を除く)

(高速船に乗り組む船員の教育訓練)

第七十八条の二 特定高速船に乗り組もうとする者が修了しなければならない法第八十八条の三

の航海の安全に関する教育訓練は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる事項を内容とする教育訓練であつて国土交通大臣が高速船コードに従つて告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

一 船舶の特性及び航行上の条件に応じ長及びた操船方法に関する事項
甲板部 2 操船設備その他の船舶の航行のための職員に必要な設備(機関を除く。)の操作に関する事項

3 脱出設備、排水設備、救命設備及び消防設備の操作に関する事項
4 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用、支障その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項
5 船舶の復原性を確保するために必要な事項

二 機関の操作に関する事項
前号3から5までに掲げる事項

三 前号1から5までに掲げる事項
二号に掲げる者以外

特定高速船の船舶所有者は、当該特定高速船の乗組員に対し、二年以内ごとに前項に規定する教育訓練を実施しなければならない。
特定高速船の船舶所有者は、その実施する教育訓練の内容を記載した書類を提出して、当該教育訓練が第一項の告示で定める基準に適合していることについて、所轄地方運輸局長の承認を受けなければならない。

第七十八條の二の二 第七十八條第二号に掲げる高速船に乗り組もうとする者が修了しなければならない法第百十八條の三の航海の安全に関する教育訓練は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる事項を内容とする教育訓練であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

一 船長及び甲板部前号第一項の表第一号1、2及び5に掲げる事項
二 機関部の職員前号第一項の表第一号5及び第二号1に掲げる事項
三 前二号に掲げる前号第一項の表第一号5に掲げる者以外の者

前項の高速船の船舶所有者は、当該高速船の乗組員に対し、二年以内ごとに同項に規定する教育訓練を実施しなければならない。
(国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶)

第七十八條の二の二 法第百十八條の四の国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶は、人の運送をする船舶運航事業(海上運送法第二條第二項に規定する船舶運航事業をいう。)の用に供する総トン数二十トン未満の船舶(次条及び第七十八條の二の二の四において「旅客事業用小型船舶」という。)とする。
(船舶所有者による旅客事業用小型船舶の乗組員等に対する教育訓練)

第七十八條の二の三 船舶所有者は、旅客事業用小型船舶の乗組員(当該旅客事業用小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。以下この条及び次条において「乗組員等」という。)を次の表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合であつて、当該乗組員等がそれぞれ同表の下欄に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該乗組員等について、特定教育訓練を実施しなければならない。

一 その旅客事業用小型船舶において初めて上欄第一号に掲げる乗組員の職務(以下この項において「第一号職務」という。)に従事するとき。

二 その旅客事業用小型船舶に係る船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該旅客事業用小型船舶において初めて第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該海域において初めて第二号職務に従事するとき。

三 その旅客事業用小型船舶の航行する海域(当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域)において初めて第一号職務に従事するとき。

四 その旅客事業用小型船舶において最後に第一号職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該海域において初めて第一号職務に従事するとき。

五 その旅客事業用小型船舶の航行する海域(当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域)において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該海域において初めて第二号職務に従事するとき。

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項
二 前項の2 輸送の安全の確保のための定め

域及び航海の態様を勘案して国土交通大臣が告示で定める者に限る。以下この項において「第一種特定乗組員」という。について特定教育訓練を実施するときは、当該第一種特定乗組員が当該旅客事業用小型船舶の航行する海域の特性に関して十分な知識を有していることその他の国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることを確認しなければならぬ。

(記録の作成等)

第七十八條の二の二の四 船舶所有者は、旅客事業用小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成し、当該特定教育訓練を終了した日から三年間これを保存しなければならない。

- 一 当該特定教育訓練の実施年月日
- 二 当該特定教育訓練を受けた者の氏名
- 三 当該特定教育訓練の内容(保存する必要があるものとして国土交通大臣が告示で定める内容に限る。)

四 前条第三項の確認をした場合にあつては、その結果

第七十八條の二の二の五 特定小型船舶所有者は、特定小型船舶の乗組員(当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。以下この条及び次条において「乗組員等」という。)を次の表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合であつて、当該乗組員等がそれぞれ同表の表の下欄に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該乗組員等について、特定教育訓練を実施しなければならない。

一	その特定小型船舶において初めて上欄長第一号に掲げる乗組員の職務(以下この項に相対して「第一号職務」という。)に従事する者
二	その特定小型船舶に係る特定小型船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき
三	その特定小型船舶の航行する水域(当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれその水域)において初めて第一号職務に従事するとき
四	その特定小型船舶において最後に第一号職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小

型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。

五 その特定小型船舶の航行する水域(当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれその水域)において最後に第一号職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第一号職務に従事するとき。

第七十八條の二の二の六 特定小型船舶所有者は、特定小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成し、当該特定教育訓練を終了した日から三年間これを保存しなければならない。

- 一 特定教育訓練の実施年月日
- 二 特定教育訓練を受けた者の氏名
- 三 当該特定教育訓練の内容(保存する必要があるものとして国土交通大臣が告示で定める内容に限る。)

四 前条第三項の確認をした場合にあつては、その結果

第七十八條の二の三 法第百十八條の六第一項の船内苦情処理手続は、次に掲げる事項について、船員の苦情が公正かつ適正に処理されるよう定められたものではない。

一	その特定小型船舶において初めて上欄長第一号に掲げる乗組員の職務(以下この項に相対して「第一号職務」という。)に従事する者
二	その特定小型船舶に係る特定小型船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき
三	その特定小型船舶の航行する水域(当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれその水域)において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき
四	その特定小型船舶において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき
五	その特定小型船舶の航行する水域(当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれその水域)において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第二号職務に従事するとき

あ当該特定小型船舶において初めて第三号職務に従事するとき(当該変更後に当該特定小型船舶において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。)

三 その特定小型船舶の航行する水域(当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれその水域)において初めて第三号職務に従事するとき(当該水域において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。)

第七十八條の二の二の六 特定小型船舶所有者は、特定小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成し、当該特定教育訓練を終了した日から三年間これを保存しなければならない。

- 一 特定教育訓練の実施年月日
- 二 特定教育訓練を受けた者の氏名
- 三 当該特定教育訓練の内容(保存する必要があるものとして国土交通大臣が告示で定める内容に限る。)

四 前条第三項の確認をした場合にあつては、その結果

第七十八條の二の三 法第百十八條の六第一項の船内苦情処理手続は、次に掲げる事項について、船員の苦情が公正かつ適正に処理されるよう定められたものではない。

一	前項の表の上欄第一号及び第二号に掲げる乗組員の職務に従事する者
二	前項の表の上欄第三号に掲げる乗組員の職務に従事する者
三	前項の表の上欄第一号及び第二号に掲げる乗組員の職務に従事した日又は最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第二号職務に従事するとき
四	前項の表の上欄第一号及び第二号に掲げる乗組員の職務に従事した日又は最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第一号職務に従事するとき
五	その特定小型船舶の航行する水域(当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれその水域)において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第二号職務に従事するとき

とする者(当該者が乗り組む特定小型船舶の航行する水域及び航海の態様を勘案して国土交通大臣が告示で定める者に限る。以下この項において「第二種特定乗組員」という。について特定教育訓練を実施するときは、当該第二種特定乗組員が当該特定小型船舶の航行する水域の特性に関して十分な知識を有していることその他の国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることを確認しなければならぬ。

(記録の作成等)

第七十八條の二の二の六 特定小型船舶所有者は、特定小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成し、当該特定教育訓練を終了した日から三年間これを保存しなければならない。

- 一 特定教育訓練の実施年月日
- 二 特定教育訓練を受けた者の氏名
- 三 当該特定教育訓練の内容(保存する必要があるものとして国土交通大臣が告示で定める内容に限る。)

四 前条第三項の確認をした場合にあつては、その結果

第七十八條の二の三 法第百十八條の六第一項の船内苦情処理手続は、次に掲げる事項について、船員の苦情が公正かつ適正に処理されるよう定められたものではない。

一	前項の表の上欄第一号及び第二号に掲げる乗組員の職務に従事する者
二	前項の表の上欄第三号に掲げる乗組員の職務に従事する者
三	前項の表の上欄第一号及び第二号に掲げる乗組員の職務に従事した日又は最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第二号職務に従事するとき
四	前項の表の上欄第一号及び第二号に掲げる乗組員の職務に従事した日又は最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第一号職務に従事するとき
五	その特定小型船舶の航行する水域(当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれその水域)において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第二号職務に従事するとき

第七十八條の二の六 法第二百十條の三第一項第二号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 操舵設備、航海用具又は機関の操作
- 二 救命設備、消防設備その他の非常時において必要な設備の操作
- 三 非常配置表に定める作業

第七十八條の三 法第二百十條の三第六項において準用する法第七條第三項の法第二百十條の三第一項の規定により立入検査をする職員的身分を示す証明書の様式は、第二十三号書式による。

(権限の委任)

第七十八條の三の二 この省令で地方運輸局長が法に規定する国土交通大臣の権限を行うことを定めている場合は、法第二百一十一條の四第一項の規定に基づいて国土交通大臣の権限が当該地方運輸局長に委任されたものとする。

前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第一百七條の二第三項(法第一百七條の三第三項及び第一百七條の四第三項)において準用する場合を含む。の規定による証印の拒否及び法第一百七條の二第四項(法第一百七條の三第三項及び第一百七條の四第三項)において準用する場合を含む。の規定による証印の抹消は、地方運輸局長に行わせる。

前二項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第六十四條の二第四項の規定による助言及び指導、法第九十九條各項の規定による就業規則の変更命令、法第一百一条各項の規定による監督命令、法第一百二條の規定によるあつせん、法第一百五條の規定による船員労務官の任命、法第一百十條第一項の規定による交通政策審議会等への諮問、法第一百八條の五第二項から第四項までの規定による監督命令並びに法第二百十條の三各項の規定による外国船舶の監督は、地方運輸局長も行うことができる。

この省令で運輸支局長等も第一項の規定に基づき地方運輸局長に委任された権限を行うことを定めている場合は、法第二百一十一條の四第二項の規定に基づいて地方運輸局長の権限が当該運輸支局長等に委任されたものとする。

前項の規定により運輸支局長等に委任された権限のほか、第二項に規定する権限は、運輸支局長等も行うことができる。

(經由)

第七十八條の四 船舶所有者は、この省令の規定により所轄地方運輸局長に申請、届出又は報告

をしよととする場合において、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地の運輸支局長等を経由して行うことができる。

(手数料)

第七十九條 次に掲げる証明を申請する者は、領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。)に對して第一号又は第二号に掲げる証明を申請する場合を除き、証明書一通につき、当該各号に定める額の手料を納付しなければならない。

- 一 第八條の規定による遺留品目録の証明 千八百五十円
- 二 第十五條の規定による航行に関する報告書の証明 二千六百円
- 三 第二十四條第一項の規定による船長の就退職等の証明 八百七十円
- 四 第三十九條第一項の規定による船員手帳の記載事項の証明 八百七十円

地方運輸局長に對して申請する場合における法第二百一十一條の二の規定による手数料及び前項の規定による手数料は、収入印紙を申請書にはつて納付しなければならない。

附則

第一條 この省令は、昭和二十二年法律第百号(船員法を改正する法律)の施行の日から、これを施行する。

第二條 第十條第五項、第十六條の四第一項、第四十二條第二項及び第四十五條第二項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「五年」とあるのは、「三年」とする。

第三條 第四十八條の二第一項第一号の規定により所轄地方運輸局長が指定する船舶のうち、離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二條第二項に規定する離島航路事業に従事する船舶その他の船舶(十二人を超える旅客定員を有する小型船又は旅客定員十二人以下の船舶で海上運送法第二條第十項に規定する自動車航路に従事する小型船に限る。)であつて、その運航の維持を図ることにより旅客の利便を確保するためには、当該船舶に乗り組む船員に係る第四十八條の二第二項本文の規定の適用を当分の間猶予することがやむを得ないと所轄地方運輸局長が特に認めるものにより組む船員に係る同條の規定の適用については、当分の間、同條第一項中「次に掲げる」とあるのは「附則第二條に規定する」と、一月以内の一定の期間とする。ただし、第一号の船員のうち沿海区

域又は平水区域を航行区域とする総トン数七百トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するもの(以下「小型船」という。)に乗り組むものについては、三月以内の一定の期間とあるのは「三月」と、同條第二項中「前項各号に掲げる」とあるのは「附則第二條に規定する」と、「一定の期間」とあるのは「十四時間」と、「一定の期間」とあるのは「三月」と、同條第三項中「第一項各号に掲げる」とあるのは「附則第二條に規定する」と、「同項の一定の期間」とあるのは「第一項の三月」とする。

附則 (昭和二十二年二月二七日運輸省令第三十六号) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十四年二月一八日運輸省令第四号) この省令は、公布の日から施行し、船員法を改正する法律(昭和二十二年法律第百号)第十條の規定施行の日(昭和二十二年十二月一日)から適用する。

附則 (昭和二十五年六月一〇日運輸省令第四〇号) この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年五月八日運輸省令第二六号) 抄 この省令は、昭和二十七年六月一日から施行する。

附則 (昭和二十八年五月三〇日運輸省令第二八号) 抄 この省令は、昭和二十八年七月一日から施行する。

附則 (昭和二十九年九月二九日運輸省令第四八号) この省令は、昭和二十九年十月一日から施行する。

附則 (昭和三十年八月三日運輸省令第三八号) 抄 この省令は、昭和三十年八月十日から施行する。

附則 (昭和三十三年九月二五日運輸省令第三八号) この省令は、昭和三十三年十月一日から施行する。

附則 (昭和三十三年一月三日運輸省令第四三号) この省令は、昭和三十三年一月三日から施行する。

この省令は、昭和三十三年十一月一日から施行する。

附則 (昭和三十七年九月二六日運輸省令第四六号) 抄 (施行期日) この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

6 改正前の第九條第二項の規定により受けた許可は、改正後の第十二條第三項の規定により受けた許可とみなす。

16 改正前の船員法施行規則の規定により船舶所有者の住所を管轄する海運局長がした許可は、所轄海運局長がした許可とみなす。

附則 (昭和三十八年三月三〇日運輸省令第二号) 抄 (施行期日) この省令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十九年二月五日運輸省令第三号) この省令は、昭和三十九年二月十五日から施行する。

附則 (昭和三十九年七月三一日運輸省令第五三三号) 抄 (施行期日) この省令は、昭和三十九年十月一日から施行する。

附則 (昭和三十九年八月二七日運輸省令第五八号) この省令は、昭和三十九年十月一日から施行する。

附則 (昭和四〇年五月一九日運輸省令第三〇号) 抄 (施行期日) この省令は、昭和四〇年五月二十六日から施行する。

附則 (昭和四〇年五月一九日運輸省令第三六号) 抄 (施行期日) この省令は、昭和四十年五月二十六日から施行する。

附則 (昭和四一年四月六日運輸省令第一九号) 抄 (施行期日) この省令は、昭和四十一年七月一日から施行する。

1 この省令は、昭和三十三年十月一日から施行する。

附則（昭和四一年一月二九日運輸省令第六一號）抄
1 この省令は、昭和四十一年十二月一日から施行する。

3 改正後の第十六条の二第四項の規定は、昭和四十一年四月一日以後一年間における預金の管理の状況に係る報告から適用する。

附則（昭和四二年一月九日運輸省令第八一號）抄
この省令は、昭和四十二年十一月十日から施行する。ただし、第一条の規定（第二号書式に係る部分に限る。）は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附則（昭和四三年八月一〇日運輸省令第三三號）抄
1 この省令は、昭和四十三年八月十五日から施行する。

附則（昭和四三年一月二〇日運輸省令第五五號）抄
1 この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。

附則（昭和四五年九月二二日運輸省令第八四號）抄
この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附則（昭和四六年三月三一日運輸省令第一五五號）抄
1 この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附則（昭和四七年五月一日運輸省令第一六六號）抄
1 この省令は、昭和四十七年五月四日から施行する。

3 この省令の施行前の期間に係る乗船履歴については、この省令による改正後の船舶職員法施行規則第三十二条の規定にかかわらず、この省令の施行前に受けたこの省令による改正前の船舶法施行規則第二十三条第一項の規定による運輸省船員局長の証明により証明されれば足りる。

附則（昭和四八年三月二七日運輸省令第九號）抄
1 この省令は、法の施行の日（昭和四十八年七月一日）から施行する。

附則（昭和四八年六月六日運輸省令第一九號）抄
1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四八年二月一九日運輸省令第四二號）抄
1 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定（同条に三項を加える部分を除く。）及び附則第三項の規定は、昭和四十九年十二月一日から施行する。

附則（昭和四八年二月二二日運輸省令第五七號）抄
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三号表から第五号表の二までの改正規定は、昭和四十九年五月一日から施行する。

2 第三号表から第五号表の二までの改正規定の施行の際現に航海中の船舶については、改正後の第三号表から第五号表の二までにかかわらず、当該航海が終了するまでは、なお改正前の第三号表、第四号表、第五号表又は第五号表の二によることができる。

附則（昭和五〇年三月三一日運輸省令第三三號）抄
1 この省令は、昭和五十年四月十日から施行する。ただし、第五十五条の改正規定、第十六号書式第十二表及び第十三表の改正規定並びに附則第三項の規定は、昭和五十年五月一日から施行する。

2 改正前の第十六号書式による船員手帳は、改正後の第十六号書式にかかわらずなおこれを使用することができる。この場合においては、改正後の第十六号書式第十三表の指示事項欄に記載すべき事項は、改正前の第十六号書式第十三表のその他の所見欄に記載しなければならぬ。

附則（昭和五一年五月二七日運輸省令第一九號）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五一年七月二七日運輸省令第三〇號）抄
この省令は、昭和五十一年八月一日から施行する。

附則（昭和五三年一月二四日運輸省令第二二號）抄
この省令は、昭和五十三年一月二十五日から施行する。

附則（昭和五三年二月一日運輸省令第四〇號）抄
1 この省令は、昭和五十三年二月十五日から施行する。

2 この省令の施行の際現に航海中である船舶については、当該航海が終了するまでは、なお従前の例によることができる。

附則（昭和五三年四月二五日運輸省令第二一號）抄
この省令は、昭和五十三年五月一日から施行する。

附則（昭和五五年四月一日運輸省令第六〇號）抄
1 この省令は、昭和五十五年五月二十五日から施行する。

2 この省令の施行の際現に航海中である船舶については、当該航海が終了するまでは、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行前に建造され、又は建造に着手された旅客船の非常配置表については、改正後の第三条の三第七項の規定は適用しない。

附則（昭和五五年一〇月三〇日運輸省令第三六號）抄
この省令は、公布の日から施行し、昭和五十五年十月一日から適用する。

附則（昭和五六年一月三〇日運輸省令第三三號）抄
この省令は、昭和五十六年二月一日から施行する。

附則（昭和五六年三月三〇日運輸省令第二二號）抄
1 この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

附則（昭和五八年三月二三日運輸省令第九號）抄
1 この省令は、昭和五十八年四月三十日から施行する。

行規則、救命艇手規則、船員労働安全衛生規則又は小型船等（以下この条において「船員法施行規則等」という。）の規定により新潟海運局長がした許可、認定その他の処分又は証明その他の行為は、改正後の船員法施行規則等の規定により新潟海運監理部長がした許可、認定その他の処分又は証明その他の行為とみなす。

3 附則（昭和五七年九月三〇日運輸省令第三〇號）抄
この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則（昭和五七年三月二二日運輸省令第三三號）抄
この省令は、昭和五十七年三月一日から施行する。

附則（昭和五七年三月二二日運輸省令第三三號）抄
この省令は、昭和五十七年三月一日から施行する。

附則（昭和五七年三月二二日運輸省令第三三號）抄
この省令は、昭和五十七年三月一日から施行する。

附則（昭和五七年三月二二日運輸省令第三三號）抄
この省令は、昭和五十七年三月一日から施行する。

附則（昭和五七年三月二二日運輸省令第三三號）抄
この省令は、昭和五十七年三月一日から施行する。

附則（昭和五七年三月二二日運輸省令第三三號）抄
この省令は、昭和五十七年三月一日から施行する。

附則（昭和五七年三月二二日運輸省令第三三號）抄
この省令は、昭和五十七年三月一日から施行する。

附則（昭和五七年三月二二日運輸省令第三三號）抄
この省令は、昭和五十七年三月一日から施行する。

の規定の適用については、この省令による改正後の船員法施行規則（以下「新規規則」という。）第三条の三第一項第三号の規定にかかわらず、当該航海が終了するまでは、なお従前の例によることができる。

3 新規規則第四十八条の三の規定の適用については、海員学校の高専科を昭和五十六年三月から昭和五十八年三月までの間に卒業後、一年以上甲板部又は機関部の勤務に従事し、かつ、六月以上船内において同条第一項第三号の部員となるための教育訓練を受けた者は、同項第四号の要件に適合する者とみなす。

4 この省令の施行後三月以内に新規規則第四十八条の四の規定による指定の申請をした船舶に係る新規規則第四十八条の三第一項第四号の規定の適用については、当該指定を受けた後の最初の航海が終了するまでは、同号中「いづれかに適合することについて最寄りの海運局の事務所の長の確認を受けていること」とあるのは、「いづれかに適合すること」とする。

5 昭和五十七年四月一日以後一年間についての災害疾病発生状況報告に係る新規規則第七十三条の規定の適用については、同条第一項第二号中「四月末日」とあるのは、「五月末日」とする。

6 新規規則第七十六条の船舶（新規規則第三条の五各号に掲げる船舶以外の船舶に限る。）の船舶所有者は、この省令の施行後一年以内に限り、新規規則第七十七条第一項又は第七十七条の二第一項の規定にかかわらず、これらの規定による確認を受けていない部員を当該船舶の甲板部又は機関部の部員であつて航海当直をすべき職務を有するものとして乗り組ませることができ

7 この省令の施行前五年間に一年以上新規規則第七十七条の四のタンカーに船長、一等航海士、機関長又は一等機関士として乗り組んだ者は、昭和六十一年四月三十日までの間は、新規規則第七十七条の五第二項第二号の要件に適合する者とみなす。

8 この省令の施行の際現に使用することの省令による改正前の船員法施行規則（次項において「旧規則」という。）第一号書式による海員名簿又は第二号書式による航海日誌は、新規規則第一号書式又は第二号書式に従い適宜補正して使用することができる。

規則第十六号書式によるものは、新規規則第十六号書式にかかわらずなおこれを使用することができる。この場合において、新規規則第十六号書式第五表において記載しなければならぬこととなつた主機の出力、従業区域及び船舶の用途は、それぞれ旧規則第十六号書式第五表主機の種類の欄、航行区域又は従業制限の欄及び船名の欄に記載することとし、その変更があつたときには、旧規則第十六号書式第六表の更新・変更の欄に記載するものとする。

附則（昭和五十九年五月一日運輸省令第一号）

この省令は、昭和五十九年五月二十一日から施行する。

附則（昭和五十九年六月二日運輸省令第一八号）抄

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海道運輸局長	北海道運輸局長
東北運輸局長	東北運輸局長
関東運輸局長	関東運輸局長
中部運輸局長	中部運輸局長
近畿運輸局長	近畿運輸局長
中国運輸局長	中国運輸局長
四国運輸局長	四国運輸局長
九州運輸局長	九州運輸局長
神戸海運監督局長	神戸海運監督局長

附則（昭和五十九年八月三日運輸省令第二八号）抄

第一条 この省令は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附則（昭和五十九年八月三〇日運輸省令第二九号）抄

第一条 この省令は、昭和五十九年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和五十九年九月二八日運輸省令第三二号）

札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

第三条 この省令の施行前に海運支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監督部の海運支局長に對してした申請等とみなす。

第六条 この省令による改正前の船員法施行規則第十六号書式による海技従事者免許申請書、第五号様式による海技免状、第六号様式による登録事項（海技免状）訂正申請書、第七号様式による海技免状更新申請書及び第九号様式による海技免状再交付申請書、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令様式第二号による海技免状引換え（就業範囲変更）申請書及び様式第三号による海技従事者免許申請書（旧試験合格者用）、自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書並びに自動車の登録及び検査に関する申請書の様式等を定める省令第十三号様式による備考欄補助シート・自動車検査証記入申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

1 この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

2 船員法第九十二条の規定による障害手当及び同法第九十三条の規定による遺族手当であつて、その基準日（船員法施行規則第五十九条の基準日をいう。次項において同じ。）が昭和六十年九月三十日以前であるものの額を算定する場合の標準報酬については、この省令による改正後の第六号表にかかわらず、なお従前の例による。

3 船員法第九十二条の規定による障害手当及び同法第九十三条の規定による遺族手当であつて、その基準日が昭和六十年十月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間であるものの額を算定する場合の標準報酬については、その月額が四十七万円を超えるときは四十七万円、その日額が一万五千六百七十円を超えるときは一万五千六百七十円とする。

附則（昭和六〇年六月一日運輸省令第二二号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年九月三〇日運輸省令第三三号）

この省令は、昭和六十年十月一日から施行する。

附則（昭和六一年三月二八日運輸省令第二号）

第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年三月二七日運輸省令第八号）抄

第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年六月二七日運輸省令第二五号）抄

第一条 この省令は、昭和六十一年六月二七日から施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、昭和六十一年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第十条 この省令の施行の際現に航海中である船舶については、第十三条の規定による改正後の船員法施行規則の規定にかかわらず、当該航海が終了するまでは、なお従前の例によることのできる。

附則（昭和六十二年一月一四日運輸省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十二年三月二五五五五運輸省令第五号）抄
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則（昭和六十二年三月二七七日運輸省令第二九号）抄
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六十二年四月一日運輸省令第三四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十二年四月一日運輸省令第三六号）抄
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（平成元年二月七日運輸省令第三号）抄
この省令は、平成元年四月一日から施行する。

(船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この省令の施行の際現に航海中である船舶に乗り組む海員であつて当該航海が終了する日（専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあつては、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいずれかの港に入港した日又はいずれか遅い日。以下「航海終了日」という。）

以後も引き続き当該船舶に乗り組むものに係る基準労働期間の最初の起算日については、第一条の規定による改正後の船員法施行規則（以下「新規則」という。）第四十二条の二第二項の規定にかかわらず、航海終了日の翌日とする。

平成元年三月三十一日までに交付又は再交付された船員手帳は、新規則第十六号書式にかかわらず、なおこれを使用することができる。この場合においては、新規則第十六号書式第八表に記載すべき事項は、第一条の規定による改正前の船員法施行規則第十六号書式第八表を適宜補正してこれに記載するものとする。

附則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年一〇月二二日運輸省令第二八号）抄
この省令は、平成元年十月二十二日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二年三月二七七日運輸省令第六号）
この省令は、平成二年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この省令による改正前の船員法施行規則第二十九条第四項の規定によりされた表示は、この省令による改正後の船員法施行規則第二十九条第五項の規定によりされた表示とみなす。

附則（平成二年三月二九日運輸省令第七号）抄
この省令は、平成二年四月二十九日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二年八月一七七日運輸省令第二六号）抄
この省令は、平成二年八月二十日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成三年三月二二日運輸省令第二号）
この省令は、平成三年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則（平成三年八月二八日運輸省令第二七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条ただし書の政令に定める日（平成三年九月一日）から施行する。ただし、第六十条の十一を第六十条の十二とし、第六十条の十を第六十条の十一とし、第六十条の九の次に一条を加える改正規定及び別表第一の三の改正規定並びに附則第四条及び第九条の規定は、平成四年二月一日から施行する。

附則（平成三年二月一〇日運輸省令第四一号）
この省令は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 その基準労働期間が平成四年三月三十一日を含む海員については、この省令による改正後の船員法施行規則第四十二条の五第一項第二号及び第四十八条の二の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることのできる。

附則（平成四年一月一八日運輸省令第三号）抄
この省令は、平成四年二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成四年一月二七七日運輸省令第五号）抄
この省令は、平成四年二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成四年九月二五五五五運輸省令第二八号）
この省令は、平成四年十月一日から施行する。

附則（平成四年二月二二日運輸省令第三六号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数七百トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するもの（以下「小型船」という。）に乗り組む海員及び小型船に乗り組むため雇用されている予備船員に係るこの省令による改正後の船員法施行規則（以下「新規則」という。）第四十二条の二第二項の規定の適用については、同項第一号中「基準労働期間」とあるのは、「基準労働期間（船員法施行規則の一部を改正する等の省令（平成四年運輸省令第三十六号）第二条の規定による廃止前の小型船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令（昭和四十二年運輸省令第三十一号）第三条第三項の基準労働期間を含む。次号において同じ。）」とする。

第三条 この省令による改正前の船員法施行規則第四十八条の三第一項第四号、第七十七号第一項又は第七十七号の二第二項の規定による地方運輸局の事務所の長の確認を受けた者は、それぞれ新規則第七十七号の三第一項の規定による地方運輸局の事務所の長の確認を受けたものとみなす。

第四条 改正法附則第二条第一項の規定による協定の届出については、新規則第四十二条の九の二の規定の例によるものとする。

第五条 改正法附則第三条の規定により海員の労働時間についてなお従前の例によることとされる場合（改正法附則第四条の規定により当該海員の労働時間及び休日についてなお従前の例によることとされる場合を除く。）における当該海員に係る新規則第四十五条の規定の適用については、同条第三号ハ中「割増手当」とあるのは、「割増手当（船員法施行規則の一部を改正する等の省令（平成四年運輸省令第二十六号）第二条の規定による廃止前の小型船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令（昭和四十二年運輸省令第三十一号）第十二条の割増手当を含む。）」とする。

改正法附則第四条の規定により海員の労働時間及び休日についてなお従前の例によることとされる場合における当該海員に係る新規則第四十五条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分本文中「次のとおりとする」とある

改正法附則第四条の規定により海員の労働時間及び休日についてなお従前の例によることとされる場合における当該海員に係る新規則第四十五条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分本文中「次のとおりとする」とある

のは「次のとおりとする（超過時間に関する部分を除く。）」と、同条各号列記以外の部分ただし書中「第四十二条の二第三項」とあるのは「船員法施行規則の一部を改正する等の省令（平成四年運輸省令第三十六号）第二条の規定による廃止前の小型船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令（昭和四十二年運輸省令第三十一号。以下この条において「旧小型船省令」という。）第三条第五項」と、「イ及びロ」とあるのは「イ」と、同条第二号及び第三号中「補償休日」とあるのは「旧小型船省令中「割増手当」とあるのは「割増手当（旧小型船省令第十二条の割増手当を含む。）」とする。

第六条 改正法附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における休日付与簿に記載すべき事項は、新規規則第十六号の五書式を適宜補正してこれに記載するものとする。

附則（平成五年二月一日運輸省令第二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

附則（平成五年二月二八日運輸省令第四二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

第二条
5 施行日に現に航行中である船舶における船上教育及び船上訓練については、第四条の規定による改正後の船員法施行規則第三条の十一及び第三十二条の規定にかかわらず、当該航海が終了するまでは、なお従前の例によることとされる。

附則（平成六年三月二九日運輸省令第九号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則（平成六年三月三〇日運輸省令第一二号）抄
1 この省令は、公布の日から施行する。

3 第二十九条の規定は、提出すべき期限が平成七年四月一日以降である船員法施行規則第五号の二書式及び第二十号書式による報告書について適用する。

4 この省令の施行の際現に使用する改正前の船員法施行規則第一号書式による海員名簿又は第二号書式による航海日誌については、なお従前の例による。

附則（平成六年三月三〇日運輸省令第一四号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成六年九月二六日運輸省令第四二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成六年十月一日から施行する。

附則（平成七年一月二〇日運輸省令第三号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。ただし、第二号書式第六表、第七表及び第八表の改正規定は、公布の日から施行する。

第二条 この省令による改正後の船員法施行規則（以下「新規規則」という。）第四十二条の二第二号に掲げる船舶及び平水区域を航行区域とする総トン数七百トン未満の船舶であつて定期航路事業に従事するものに係る平成七年三月三十一日を含む基準労働期間については、新規規則第四十二条の二第一号及び第二号の規定にかかわらず、なお従前の例によることとされる。

第三条 沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数七百トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するもの（以下「小型船」という。）以外の船舶に乗り組む海員の平成七年三月三十一日を含む基準労働期間に係る補償休日の日数については、新規規則第四十二条の五第一項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 小型船に乗り組む海員の平成九年三月三十一日を含む基準労働期間に係る補償休日の日数については、新規規則第四十二条の五第一項第二号の規定にかかわらず、新規規則第八十六条の規定により読み替えて適用する新規規則第四十二条の五第一項第二号の規定の例による。

3 新規規則第八十六条の三に規定する海員の平成九年三月三十一日を含む法第七十二条の二の一定の期間に係る一週間当たりの労働時間については、新規規則第四十八条の二の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新規規則第八十七条を含む法第七十二条の二の一定の期間については、新規規則第八十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 新規規則第四十八条の二の二第一号各号列記以外の部分ただし書に規定する海員（新規規則第八十七条に規定する海員を除く。）に係る平成七年三月三十一日を含む船員法（以下「法」という。）第七十二条の二の一定の期間については、新規規則第四十八条の二の二第一号各号列記以外の部分ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例によることとされる。

2 新規規則第四十八条の二の二第一号各号に掲げる海員（新規規則第八十六条の三に規定する海員を除く。）の平成七年三月三十一日を含む法第七十二条の二の一定の期間に係る一週間当たりの労働時間については、新規規則第四十八条の二の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新規規則第八十六条の三に規定する海員の平成九年三月三十一日を含む法第七十二条の二の一定の期間に係る一週間当たりの労働時間については、新規規則第四十八条の二の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新規規則第八十七条を含む法第七十二条の二の一定の期間については、新規規則第八十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この省令の施行の際現に使用する改正前の船員法施行規則第二号書式による航海日誌については、なお従前の例による。

附則（平成七年八月一日運輸省令第四九号）抄
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五十五条及び第五十六条の改正規定、第二号表の改正規定並びに第十六号書式第十四表及び第十五表の改正規定は、平成七年十一月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令による改正前の船員法施行規則（以下「旧規則」という。）第五十五条に基づく健康証明書は、その有効期間内に限り、同条の改正規定の施行後も、なお効力を有するものとする。

3 改正後の船員法施行規則（以下「新規規則」という。）第七十七条の三のタンカーの船舶所有者は、平成七年十二月三十一日までの間は、新規規則第七十七条の四第二項若しくは第三項又は第七十七条の五第一項の規定にかかわらず、旧規則第七十七条の五第二項又は第三項に規定する要件を備えた者を当該タンカーに乗り組むべき船員の要件を備えた者として乗り組ませることが出来る。

4 平成七年十月三十一日までに交付又は再交付された船員手帳は、新規規則第十六号書式にかかわらず、なおこれを使用することが出来る。この場合においては、新規規則第十六号書式第十四表及び第十五表に記載すべき事項は、旧規則第十六号書式第十四表及び第十五表を適宜補正してこれに記載するものとする。

附則（平成七年十一月一七日運輸省令第六二号）抄
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成七年二月二日運輸省令第六九号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第一条中船員法施行規則第十六条の二第三項の改正規定は、平成八年一月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行前に交付、再交付又は書換えを受けた外国人の受有する船員手帳の有効期間については、改正後の船員法施行規則（以下「新規規則」という。）第三十五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現に航海中である船舶に備え付ける医薬品等については、新規規則第五十三条の規定にかかわらず、当該航海が終了するまでは、なお従前の例によることとされる。

附則（平成八年六月一四日運輸省令第三六号）抄
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成八年七月二五日運輸省令第四六号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成八年八月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行前にこの省令による改正前の船員法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十二号第一項の規定により受けた許可は、こ

3 新規規則第八十六条の三に規定する海員の平成九年三月三十一日を含む法第七十二条の二の一定の期間に係る一週間当たりの労働時間については、新規規則第四十八条の二の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新規規則第八十七条を含む法第七十二条の二の一定の期間については、新規規則第八十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

の省令による改正後の船員法施行規則第二十二
 条第一項の規定により受けた許可とみなす。
 3 この省令の施行の際現に旧規則第二十二條第
 一項の規定によりされている申請に係る許可に
 ついては、なお従前の例による。

附 則 (平成八年八月二八日運輸省令第
 四八号)

この省令は、船員法及び海洋汚染及び海上災
 害の防止に関する法律の一部を改正する法律
 (平成八年法律第八十四号。以下「改正法」と
 いう。)附則第一条第一号に定める日(平成八
 年九月一日)から施行する。ただし、第七十六
 条から第七十七條の二の二までの改正規定、第
 七十七條の三及び第七十七條の四の改正規定、
 第七十七條の五の次に四條を加える改正規定
 (第七十七條の七から第七十七條の九までを加
 える部分に限る。)、第一号書式及び第十六号書
 式の改正規定並びに第二十一号の四書式の次に
 五書式を加える改正規定(第二十二号の五書式
 を加える部分に限る。)、は、改正法附則第一條
 第二号に定める日(平成九年二月一日)から施
 行する。

附 則 (平成九年一月一六日運輸省令第
 二八号) 抄

1 この省令は、船員法及び海洋汚染及び海上災
 害の防止に関する法律の一部を改正する法律
 (平成八年法律第八十四号)附則第一条第二号
 に定める日(平成九年二月一日)から施行す
 る。

附 則 (平成九年一月二二日運輸省令第
 四号)

この省令は、平成九年二月一日から施行す
 る。

附 則 (平成九年一月二七日運輸省令第
 六号)

この省令は、船員法及び海洋汚染及び海上災
 害の防止に関する法律の一部を改正する法律
 (平成八年法律第八十四号)附則第一条第二号
 に定める日(平成九年二月一日)から施行す
 る。

附 則 (平成九年三月二二日運輸省令第
 一五号)

(施行期日)
 1 この省令は、平成九年四月一日から施行す
 る。(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に
 関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成九年二月一五日運輸省令
 第七八号) 抄

1 この省令は、平成十年一月一日から施行す
 る。

附 則 (平成一〇年七月一日運輸省令第
 四六号)

(施行期日)
 第一条 この省令は、公布の日(以下「施行日」
 という。)から施行する。

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手さ
 れた船舶の船長が船舶の水密の保持に遵守
 すべき事項については、改正後の第三條の七の
 規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年二月二六日運輸省
 令第七四号)

この省令は、平成十一年四月一日から施行す
 る。

附 則 (平成一二年三月一六日運輸省令
 第八号)

この省令は、平成十一年四月一日から施行す
 る。

附 則 (平成一二年七月一五日運輸省令
 第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日運輸省令
 第九号)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行す
 る。(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に
 関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年九月一日運輸省令第
 三〇号) 抄

(施行期日)
 第一条 この省令は、海上運送法の一部を改正す
 る法律(平成十一年法律第七十一号。以下「改
 正法」という。)の施行の日(平成十二年十月
 一日)から施行する。

附 則 (平成一二年一月二九日運輸省
 令第三九号)

(施行期日)
 第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施
 行する。

(経過措置)
 第二條 この省令による改正前の船員法施行規則
 第二十七号書式による災害補償審査(仲裁)申請
 書、水先法施行規則第一号様式による水先人免
 許申請書、第三号様式による水先人免状再交付申
 請書、第四号様式による水先人免許更新申請
 書、第五号様式による水先人試験/第一次/第
 二次/受験申請書並びに第十二号様式による納
 付書、自動車登録番号標交付代行者規則別記様
 式による標識、自動車整備士技能検定規則第一
 号様式による自動車整備士技能検定申請書、自
 動車事故報告規則別記様式による自動車事故報
 告書、道路運送車両法施行規則第一号様式によ
 るの封印取付受託者の標識、第四号様式によ
 るの回送運行許可証、第十二号様式の三による検
 査標章、第十五号様式による軽自動車届出書
 第十六号様式による軽自動車届出済証、第十七
 号様式の二による臨時運転番号標貸与証並びに
 第十七号様式の三による軽自動車届出済証記入
 申請書、船舶職員法施行規則の一部を改正する
 省令(平成十一年運輸省令第四号)別記様式に
 よる海技免状引換え申請書、第二号様式による
 海技従事者免許申請書、第三号様式による限定
 解除申請書、第六号様式による登録事項(海技
 免状)訂正申請書、第七号様式による海技免状
 更新申請書、第九号様式による海技免状再交付
 申請書、第十一号様式その一による海技士(航
 海)・海技士(機関)・海技士(通信)及び海技
 士(電子通信)の資格に係る海技従事者国家試
 験申請書(一)、第十一号様式その二による小
 型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験
 申請書、第十三号様式による船舶職員養成の実
 施状況報告書、第十五号様式による乗組み基準
 特例許可申請書、第十五号様式の二による締約
 国資格受有者承認申請書・登録事項(承認証)
 訂正申請書・承認証再交付申請書、第十六号様
 式その一による納付書並びに第十六号様式その
 二による納付書、船舶に乗り組む医師及び衛生
 管理者に関する省令第一号様式による衛生管理
 者資格認定申請書、道路交通に関する条約の実
 施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律
 施行規則第三号様式による登録証書、自動車の
 登録及び検査に関する申請書等の様式等を定め
 る省令第十号様式による登録事項等通知書、第
 十一号様式による抹消登録証明書、第十二号様
 式から第十四号様式までによる登録事項等証明
 書、第十五号様式による自動車検査証、第十六

号様式による自動車検査証返納証明書、第十七
 号様式による自動車予備検査証並びに第十八号
 様式による限定自動車検査証、旅行業法施行規
 則第一号様式による新規登録申請書、変更登録
 申請書及び更新登録申請書、第三号様式による
 旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿
 第四号様式による登録事項変更届出書、第五号
 様式による変更届出添付書類、第六号様式によ
 る取引額報告書、第十一号様式及び第十二号様
 式による旅行業登録票並びに第十三号様式及び
 第十四号様式による旅行業者代理業登録票、船
 舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する
 規則第十号様式による変更承認申請書並びに船
 舶料理士に関する省令第一号様式による船舶料
 理士資格証明書交付申請書及び第三号様式によ
 る船舶料理士資格証明書再交付申請書は、この
 省令による改正後のそれぞれの書式又は様式に
 かかわらず、当分の間、なおこれを使用するこ
 とができる。

附 則 (平成一三年三月一五日国土交通
 省令第三八号)

(施行期日)
 第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施
 行する。

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。
 一 海技大学校規則(昭和二十四年運輸省令第
 五十六号)
 二 海員学校規則(昭和二十四年運輸省令第五
 十八号)
 三 航海訓練所規則(昭和二十四年運輸省令第
 六十一号)

附 則 (平成一三年一〇月一〇日国土交
 通省令第一三四号) 抄

(施行期日)
 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行前に第一条の規定による
 改正前の船員法施行規則(以下「旧施行規則」
 という。)第七十七條の七第二項第二号に規定
 する講習の課程を修了した者は、第一条の規定
 による改正後の船員法施行規則(以下「新施行
 規則」という。)第七十七條の七第二項第二号
 に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

2 この省令の施行前に旧施行規則第九号表第一
 号2の規定による指定を受けた講習の課程を修
 了した者は、新施行規則第九号表第一号2の規

定による講習の課程を修了した者とみなす。

定による認定を受けた講習の課程を修了した者とみなす。

附則（平成一四年二月一日国土交通省令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、小型船舶の登録等に関する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

第三条 船籍票受有現存船に係る船員法（昭和二十二年法律第百号）第十八条第一項の規定による船内の書類の備置きについては、当該船籍票受有現存船が新規登録を受ける日又は法附則第二条第一号に定める日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この省令の施行前にした行為並びに附則第二条から前条までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一四年六月二五日国土交通省令第七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

第三条 この省令の施行の際現に航行中である船舶については、第二条の規定による改正後の船員法施行規則の規定にかかわらず、当該航海が終了するまでは、なお従前の例による。

附則（平成一四年七月一日国土交通省令第八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができ。

附則（平成一四年七月一日国土交通省令第八三号）抄

この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附則（平成一四年七月一六日国土交通省令第八八号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に航海中である船舶に備え置く旅客名簿及び海員名簿については、改正後の船員法施行規則第十二条の規定及び第一号書式にかかわらず、当該航海が終了するまでは、なお従前の例によることとすることができる。

附則（平成一四年二月一日国土交通省令第一一三三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の二第三項の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の船員法施行規則第六条の二第三項第一号の適用については、施行の日から平成十六年三月三十一日までの間は、同項中「同月において適用される下限利率」とあるのは、「年五厘」とする。

附則（平成一五年三月二〇日国土交通省令第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、船舶職員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十五年六月一日）から施行する。

附則（平成一五年一月一日国土交通省令第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行前に海上災害防止センターが実施した第一条の規定による改正前の船員法施行規則第九号表第一号2の規定による認定を受けた講習の課程を修了した者は、独立行政法人海上災害防止センターが実施する第一条の規定による改正後の船員法施行規則第九号表第一号2の規定による認定を受けた講習の課程を修了した者とみなす。

附則（平成一五年一月五日国土交通省令第一一三三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この改正前の船員法施行規則第一号書式による海員名簿については、なお従前の例によることとすることができる。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の船員法施行規則第六号書式による申請書及び第九号書式による申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができ。

附則（平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年五月二一日国土交通省令第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

2 船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置（船員法施行規則の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の船員法施行規則（以下この条において「旧船員法施行規則」という。）第九号表第一号2の認定を受けている講習のうち、独立行政法人海上災害防止センター又は財団法人日本船員福利雇用促進センターにより実施されるものについては、第一条の規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、第一条の規定による改正後の船員法施行規則（以下この条において「新船員法施行規則」という。）第九号表第一号2（1）の登録を受けた講習とみなす。

附則（平成一七年二月二三日国土交通省令第九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

2 第一条の規定の施行の際現に旧船員法施行規則第九号表第一号2の認定を受けている講習のうち、船員災害防止協会、財団法人日本船舶職業養成協会、財団法人尾道海技学院、財団法人関門海技協会、日本タンカー協会若しくは財団法人日本船員福利雇用促進センターにより実施されるもの又は独立行政法人海上災害防止センターにより実施される海上防災訓練標準コース若しくは海上防災訓練指揮運用コースについては、第一条の規定の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、新船員法施行規則第九号表第一号2（2）の登録を受けた講習とみなす。

附則（平成一六年六月三〇日国土交通省令第七五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

2 船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置（船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置）（船員法施行規則の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の船員法施行規則（以下「旧規則」という。）第九号表第一号2（2）の認定を受けた講習とみなす。

附則（平成一六年六月三〇日国土交通省令第七五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

2 船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置（船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置）（船員法施行規則の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の船員法施行規則（以下「旧規則」という。）第九号表第一号2（2）の認定を受けた講習とみなす。

4 第一条の規定の施行前に受講した旧船員法施行規則第九号表第一号2の認定を受けた講習であって第二項に規定するものは、新船員法施行規則第九号表第一号2（2）の登録を受けた講習とみなす。

附則（平成一六年六月三〇日国土交通省令第七五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

2 船員の職務上の負傷又は疾病がこの省令の施行前に治ったとき身体に障害が存する場合において船員法の規定により船舶所有者が支払うべき障害手当については、なお従前の例による。

附則（平成一六年一〇月二八日国土交通省令第九三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附則（平成一七年二月二三日国土交通省令第九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

2 第一条の規定の施行の際現にこの省令による改正前の船員法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十二号又は第二十三号の規定により受けた許可は、それぞれこの省令による改正後の船員法施行規則（以下「新規則」という。）第二十二号又は第二十三号の規定により受けた許可とみなす。

3 第一条の規定の施行の際現に旧船員法施行規則第九号表第一号2（1）の登録を受けた講習とみなす。

4 第一条の規定の施行前に受講した旧船員法施行規則第九号表第一号2の認定を受けた講習であって第二項に規定するものは、新船員法施行規則第九号表第一号2（2）の登録を受けた講習とみなす。

5 第一条の規定の施行の際現に航海中である船舶に備え置く海員名簿については、新規則第一号書式による。

6 第一条の規定の施行の際現に航海中である船舶に備え置く海員名簿については、新規則第一号書式による。

7 第一条の規定の施行の際現に航海中である船舶に備え置く海員名簿については、新規則第一号書式による。

8 第一条の規定の施行の際現に航海中である船舶に備え置く海員名簿については、新規則第一号書式による。

9 第一条の規定の施行の際現に航海中である船舶に備え置く海員名簿については、新規則第一号書式による。

10 第一条の規定の施行の際現に航海中である船舶に備え置く海員名簿については、新規則第一号書式による。

11 第一条の規定の施行の際現に航海中である船舶に備え置く海員名簿については、新規則第一号書式による。

12 第一条の規定の施行の際現に航海中である船舶に備え置く海員名簿については、新規則第一号書式による。

13 第一条の規定の施行の際現に航海中である船舶に備え置く海員名簿については、新規則第一号書式による。

14 第一条の規定の施行の際現に航海中である船舶に備え置く海員名簿については、新規則第一号書式による。

式第六表にかかわらず、当該航海が終了するまでは、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行前に交付又は再交付された船員手帳は、新規則第十六号書式にかかわらず、なおこれを使用することができる。

附則（平成一七年三月七日国土交通省令第一二二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日国土交通省令第九号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成一八年四月一日）から施行する。

附則（平成一八年四月一日国土交通省令第五四号）
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

2 船員の職務上の負傷又は疾病がこの省令の施行前に治ったとき身体に障害が存する場合において船員法の規定により船舶所有者が支払うべき障害手当については、なお従前の例による。

附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成一八年五月一日）から施行する。

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によってしたものとみなす。

附則（平成一八年五月一日国土交通省令第六二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年六月二二日国土交通省令第七一号）
この省令は、平成一八年七月一日から施行する。

附則（平成一八年一月八日国土交通省令第一〇五号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成一八年十一月二十二日から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定は、平成一十九年十一月二十二日から施行する。

附則（平成一八年一月二二日国土交通省令第一〇六号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成一八年十一月二十二日から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定は、平成一十九年十一月二十二日から施行する。

附則（平成一八年一月二二日国土交通省令第一〇七号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成一八年十一月二十二日から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定は、平成一十九年十一月二十二日から施行する。

附則（平成一八年一月二二日国土交通省令第一〇八号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成一八年十一月二十二日から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定は、平成一十九年十一月二十二日から施行する。

定は、平成一十九年十一月二十二日から施行する。

附則（平成一八年一月二二日国土交通省令第一二二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成一十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年一月一日国土交通省令第八六号）
この省令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成一九年一月二二日国土交通省令第九二号）
この省令は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、第五十五条及び第十六号書式第十四表の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この省令による改正前の船員法施行規則（以下「旧規則」という。）第五十五条に基づく健康証明書は、その有効期間内に限り、同条の改正規定の施行後も、なおその効力を有するものとする。

3 平成二十年三月三十一日までに交付又は再交付された船員手帳は、改正後の船員法施行規則（以下「新規則」という。）第十六号書式にかかわらず、なおこれを使用することができる。

この場合においては、新規則第十六号書式第十四表に記載すべき事項は、旧規則第十六号書式第十四表を適宜補正してこれに記載するものとする。

附則（平成二〇年七月一六日国土交通省令第六三三号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行の日（平成二十年七月十七日）から施行する。ただし、第四十二条の九の二から第四十四条まで及び第七十八条の三の二の改正規定は、同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附則（平成二〇年八月八日国土交通省令第七三三号）
（施行期日）
1 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

2（経過措置）
この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の船員法施行規則第十六号書式による船員手帳、第十八号書式による証明書、第十二号の二書式による証印、第二十二号の四書式による証印及び第二十三号書式による証明書、第二条の規定による改正前の水先免状、第三条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四号様式による証票、第四条の規定による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四号様式による海技免状、第十六号様式による航空機操縦練習許可書、第二十七号様式による航空機操縦練習許可書、第二十九号様式による運航管理者技能検定合格証明書及び第三十号様式による証票、第六条の規定による改正前の連合国財産の返還の請求の手続等に関する命令様式第一号による現状調査請求書及び様式第二号による返還請求書、第七条の規定による改正前の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による衛生管理者適任証書、第八条の規定による改正前の道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、第九条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式による輸出届出証明書、第十号様式による改正前の船舶料理士に関する省令第二号様式による船舶料理士資格証明書並びに第十一条に規定する改正前の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保証契約証明書及び第十号様式による証票とみなす。

附則（平成二〇年八月八日国土交通省令第七三三号）
（施行期日）
1 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

2（経過措置）
この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の船員法施行規則第十六号書式による船員手帳、第十八号書式による証明書、第十二号の二書式による証印及び第二十三号書式による証明書、第二条の規定による改正前の水先免状、第三条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四号様式による証票、第四条の規定による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四号様式による海技免状、第十六号様式による航空機操縦練習許可書、第二十七号様式による航空機操縦練習許可書、第二十九号様式による運航管理者技能検定合格証明書及び第二十九号様式による証票、第六条の規定による改正後の連合国財産の返還の請求の手続等に関する命令様式第一号による現状調査請求書及び様式第二号による返還請求書、第七条の規定による改正後の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による衛生管理者適任証書、第八条の規定による改正後の道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、第九条の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式による輸出届出証明書、第十号様式による改正後の船舶料理士に関する省令第二号様式による船舶料理士資格証明書並びに第十一条に規定する改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保証契約証明書及び第十号様式による証票とみなす。

附則（平成二〇年八月八日国土交通省令第七三三号）
（施行期日）
1 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

2（経過措置）
この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の船員法施行規則第十六号書式による船員手帳、第十八号書式による証明書、第十二号の二書式による証印及び第二十三号書式による証明書、第二条の規定による改正前の水先免状、第三条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四号様式による証票、第四条の規定による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四号様式による海技免状、第十六号様式による航空機操縦練習許可書、第二十七号様式による航空機操縦練習許可書、第二十九号様式による運航管理者技能検定合格証明書及び第二十九号様式による証票、第六条の規定による改正後の連合国財産の返還の請求の手続等に関する命令様式第一号による現状調査請求書及び様式第二号による返還請求書、第七条の規定による改正後の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による衛生管理者適任証書、第八条の規定による改正後の道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、第九条の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式による輸出届出証明書、第十号様式による改正後の船舶料理士に関する省令第二号様式による船舶料理士資格証明書並びに第十一条に規定する改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保証契約証明書及び第十号様式による証票とみなす。

許証、第五条の規定による改正後の航空法施行規則第三号様式による航空機登録証明書、第八号様式による航空機登録証明書、第二十号様式による航空機登録証明書、第二十四号様式による航空機操縦練習許可書、第二十七号様式による航空機操縦練習許可書、第二十九号様式による運航管理者技能検定合格証明書及び第二十九号様式による証票、第六条の規定による改正後の連合国財産の返還の請求の手続等に関する命令様式第一号による現状調査請求書及び様式第二号による返還請求書、第七条の規定による改正後の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による衛生管理者適任証書、第八条の規定による改正後の道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、第九条の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式による輸出届出証明書、第十号様式による改正後の船舶料理士に関する省令第二号様式による船舶料理士資格証明書並びに第十一条に規定する改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保証契約証明書及び第十号様式による証票とみなす。

附則（平成二〇年八月八日国土交通省令第七四号）
この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

附則（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
（施行期日）
第一条（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
（施行期日）
第一条（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
（施行期日）
第一条（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
（施行期日）
第一条（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
（施行期日）
第一条（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
（施行期日）
第一条（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
（施行期日）
第一条（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
（施行期日）
第一条（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
（施行期日）
第一条（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
（施行期日）
第一条（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
（施行期日）
第一条（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
（施行期日）
第一条（平成二〇年九月一日国土交通省令第七七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）
第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶の船長が当該船舶の水密の保持に關し遵守すべき事項については、この省令による改正後の船員法施行規則（以下「新規則」という。）第三条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 船舶区画規程等の一部を改正する省令（平成二十年国土交通省令第八十八号）附則第二条第二項の指示を受けた船舶の船長が当該船舶の水密の保持に關し遵守すべき事項については、当該指示により同令第一条による改正後の船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）の適用を受ける部分に係るもの限り、前項の規定にかかわらず、新規則第三条の七の規定を適用する。

附則（平成二十二年二月二十八日国土交通省令第七一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の日前までに交付又は再交付された船員手帳は、第一条の規定による改正後の船員法施行規則（以下「新規則」という。）第十六号書式にかかわらず、なおこれを適用することができる。この場合においては、新規則第十六号書式第十二表及び第十三表に記載すべき事項は、第一条の規定による改正前の船員法施行規則第十六号書式第十二表及び第十三表を適宜補正してこれに記載するものとする。

附則（平成二十二年一月九日国土交通省令第五二号）

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 平成二十二年十月一日現在の事業状況に係る船員法第十一号の報告の様式については、なお従前の例によることができる。

附則（平成二十三年二月二十五日国土交通省令第八号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 船員の職務上の負傷又は疾病がこの省令の施行前に治つたとき身体に障害が存する場合において船員法の規定により船舶所有者が支払うべき障害手当については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年五月三十一日国土交通省令第四五号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条
3 前項の規定にかかわらず、平成二十三年七月一日に現に船舶航海当直警報装置を備え付けている現存船については、新規則第四百六条の四十九、第二百九十九条（同条第二項第三十三号に掲げる設備に係る規定に限る。）及び第三百条（新規則第二百九十九条第二項第三十三号に掲げる設備に係る規定に限る。）の規定にかかわらず、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、管海官庁の指示するところによることができる。

附則（平成二十三年二月二日国土交通省令第九三号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の船員法施行規則第十六号書式による船員手帳、第二十二号の二書式による証印、第二十二号の四書式による第九号表第一号から第三号までの上欄に掲げる資格の区分ごとの甲種危険物等取扱責任者の証印及び同書式による乙種危険物等取扱責任者の証印並びに第二条の規定による改正前の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による衛生管理者適任証書は、それぞれ第一条の規定による改正後の船員法施行規則第十六号書式による船員手帳、第二十二号の二書式による証印、第二十二号の四書式による第九号表第一号から

第三号までの上欄に掲げる資格の区分ごとの甲種危険物等取扱責任者の証印並びに同書式による乙種危険物等取扱責任者（石油・液体化学薬品）及び乙種危険物等取扱責任者（液化ガス）の証印並びに第二条の規定による改正後の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による衛生管理者適任証書とみなす。
附則（平成二十四年七月六日国土交通省令第七一号）
（施行期日）
第一条 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）
第二条 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者については、第一条の規定による改正後の船員法施行規則第二十九号第二項及び第四項、第三十一条第二項ただし書、第三十三号第四項並びに第三十四条第三項の規定の適用に関しては、それぞれ改正法附則第十五条第二項各号に規定する期間又は改正法附則第二十八条第二項各号に規定する期間は、なお従前の例によることことができる。

附則（平成二十四年一月九日国土交通省令第八三号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に改正前の船員法施行規則第七十七条の二の四第一項の規定による甲種甲板部航海当直部員、乙種甲板部航海当直部員又は丙種甲板部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者は、改正後の船員法施行規則第七十七条の二の三第一項の規定による甲板部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者とみなす。

附則（平成二十四年二月二十八日国土交通省令第九一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二十五年二月二十八日国土交通省令第八号）
（施行期日）
第一条 この省令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。ただし、附則第二条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 船員法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定による協定の届出については、第一条の規定による改正後の船員法施行規則第四十二条の九の二、第四十二条の十又は第四十二条の十三の規定の例によるものとする。

第三条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の船員法施行規則第一号書式による海員名簿、第十六号書式による船員手帳及び第十六号の六書式による申請書並びに第三条の規定による改正前の船舶料理士に関する省令第一号様式による申請書、第二号様式による船舶料理士資格証明書及び第三号様式による申請書は、それぞれ第一条の規定による改正後の船員法施行規則第一号書式による海員名簿、第十六号書式による船員手帳及び第十六号の六書式による申請書並びに第三号様式による申請書は、それぞれ第一条の規定による改正後の船舶料理士資格証明書及び第三号様式による申請書とみなす。

附則（平成二十五年五月一日国土交通省令第三一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、二十六年の海上の労働に關する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成二十六年五月一日国土交通省令第五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二十六年二月八日国土交通省令第九二号）
この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第一条中船員法施行規則第二号表第一号の改正規定及び第二条中船員労働安全衛生規則別表第一の改正規定は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二十七年八月二日国土交通省令第五九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十八年三月三十一日国土交通省令第二五号）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年五月二六日国土交通省令第四八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年一月三十一日国土交通省令第四四号）
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年九月一日国土交通省令第五〇号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十九年九月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の船員法施行規則第十一條第二項（第十九号に係る部分に限る。）の規定及び第二条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二條の五の二の規定は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百九十五号）附則第二項各号に掲げる原動機については、適用しない。

附則（平成二十九年九月二九日国土交通省令第五五号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

第六条 船舶機関規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第八十八号）附則第二条第一項の船舶（以下「現存船」という。）については、第二条の規定による改正後の船員法施行規則第七十七條の三第二項の低引火点燃料船に含まれないものとする。ただし、改正法の施行の日以降主要な変更又は改造を行う現存船については、当該変更又は改造後は、この限りでない。

（低引火点燃料船に関する経過措置）
（船員法施行規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 現存船については、第二条の規定による改正後の船員法施行規則第十一條第二項第十五号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正法の施行の日以降主要な変更又は改造を行う現存船については、当該変更又は改造後は、この限りでない。

附則（平成二十九年九月二九日国土交通省令第五六号）
この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附則（平成二十九年一月二五日国土交通省令第六四号）抄
この省令は、平成三十年一月三十一日から施行する。

附則（平成三〇年六月一五日国土交通省令第四九号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

第二条 施行日前に行われた講習の課程（この省令による改正後の船員法施行規則（以下「改正規則」という。）第十五号表第二号下欄の講習の課程と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認めたものに限る。以下「同等課程」という。）を修了した者は、改正規則第十五号表第二号下欄の講習の課程を修了した者とみなす。この場合において、改正規則第七十七條の十一第二項の規定により提出する申請書には、改正規則第十五号表第二号下欄の講習の課程を修了したことを証する書類に代えて、同等課程を修了したことを証明する書類を添付しなければならない。

第三条 この省令の施行日から起算して二年を経過する日までの間は、次の表上欄に掲げる資格の区分に応じて、同表下欄に掲げる要件を満たしている者は、当該資格を有しているものとみなす。

Table with 2 columns: 甲 (Category A) and 乙 (Category B). Category A includes '種次のいずれかに適合すること。' and '特定1 施行日前五年以内に、特定海域を航行する船舶（以下「特定海域航行船舶」という。）」 regarding maritime safety. Category B includes '種次のいずれかに適合すること。' and '特定1 施行日前五年以内に、特定海域航行船舶において、船長又は甲板部の当直を行う運航職員として三月以上従事した経験を有する責任者。' regarding maritime safety and experience requirements.

責任者は運航士（四号職務）として三月以上従事した経験を有すること。

2 同等課程を修了し、かつ、施行日前五年以内に、特定海域を航行する船舶において、船長又は一等航海士若しくは運航士（四号職務）として二月以上従事した経験を有すること。

附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年八月二七日国土交通省令第三一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年二月二六日国土交通省令第四六号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、令和二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（令和元年二月二六日国土交通省令第四七号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年三月五日国土交通省令第二二号）
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年四月一日国土交通省令第三九号）
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年六月二六日国土交通省令第六一号）
この省令は、令和二年十二月二十六日から施行する。

附則（令和二年八月三十一日国土交通省令第七二号）
この省令は、令和二年十月一日から施行する。

附則（令和二年一月三〇日国土交通省令第九六号）
この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）
（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年三月五日国土交通省令第八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年六月二三日国土交通省令第四二号）
この省令は、令和三年七月一日から施行する。

附則（令和三年一月〇月一日国土交通省令第六三号）
この省令は、令和三年十一月一日から施行する。

附則（令和四年一月七日国土交通省令第二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、海事産業の基盤強化のため海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。ただし、第五条中船員法施行規則第四十二條の九の改正規定及び第九条中指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令第十一条第一項の改正規定は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

第三条 この省令の施行の際現に第五条の規定による改正前の船員法施行規則第四十五條の二第二項の定めるところにより備え置いている休日付与簿は、最後の記載をした日から三年を経過する日まで、なお備え置かなければならない。

（様式等に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の航海運業法施行規則第十一号様式による証明書、第五条の規定による改正前の船員法施行規則第一号書式による海員名簿、第二号書式による航海日誌、第六号書式による届出書、第八号書式による届出書、第十二号書式による申請書、第十三号書式による申請書、第十四号書式による申請書、第十六号書式による船員手帳、第十六号の二書式による申請書、第十六号の三書式による報酬支払簿、第十七号の二書式による証明書及び第十八号書式による証明書、第六条の規定による改正後の船員職業安定法施行規則第三号様式による申請書及び第六号様式による申請書、第七条の規定による改正後の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による申請書及び第二号様式による衛生管理者適任証書、第八条の規定による改正後の救命艇手規則第一号様式による申請書、第二号様式による申請書、第三号様式による申請書、第四号様式による申請書、第五号様式による救命艇手適任証書及び第六号様式による救命艇手適任証書並びに第十条の規定による改正後の船内における食料の支給を行う者に関する省令第一号様式による申請書、第二号様式による船舶料理士資格証明書及び第三号様式による申請書は、それぞれ第一条の規定による改正後の航海運業法施行規則第十号様式による証明書、第五条の規定による改正後の船員法施行規則第一号書式による海員名簿、第二号書式による航海日誌、第六号書式による届出書、第八号書式による届出書、第十二号書式による申請書、第十三号書式による申請書、第十四号書式による申請書、第十六号の二書式による報酬支払簿、第十七号の二書式による証明書及び第十八号書式による証明書、第六条の規定による改正後の船員職業安定法施行規則第三号様式による申請書及び第六号様式による申請書、第七条の規定による改正後の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による申請書及び第二号様式による衛生管理者適任証書、第八条の規定による改正後の救命艇手規則第一号様式による申請書、第二号様式による申請書、第三号様式による申請書、第四号様式による申請書、第五号様式による救命艇手適任証書及び第六号様式による救命艇手適任証書並びに第十条の規定による改正後の船内における食料の支給を行う者に関する省令第一号様式による申請書、第二号様式による船舶料理士資格証明書及び第三号様式による申請書は、それぞれ第一条の規定による改正後の航海運業法施行規則第十号様式による証明書、第五条の規定による改正後の船員法施行規則第一号書式による海員名簿、第二号書式による航海日誌、第六号書式による届出書、第八号書式による届出書、第十二号書式による申請書、第十三号書式による申請書、第十四号書式による申請書、第十六号の二書式による報酬支払簿、第十七号の二書式による証明書及び第十八号書式による証明書、第六条の規定による改正後の船員職業安定法施行規則第三号様式による申請書及び第六号様式による申請書、第七条の規定による改正後の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による申請書及び第二号様式による衛生管理者適任証書、第八条の規定による改正後の救命艇手規則第一号様式による申請書、第二号様式による申請書、第三号様式による申請書、第四号様式による申請書、第五号様式による救命艇手適任証書及び第六号様式による救命艇手適任証書並びに第十条の規定による改正後の船内における食料の支給を行う者に関する省令第一号様式による申請書、第二号様式による船舶料理士資格証明書及び第三号様式による申請書とみなす。

この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。
附則（令和四年二月二十八日国土交通省令第七号）抄
（施行期日）
1 この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。
附則（令和四年四月一五日国土交通省令第四二二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令による改正前の船員法施行規則（以下「旧規則」という。）第五十五条に基づく健康証明書は、その有効期間内に限り、この省令の施行後も、なおその効力を有するものとする。
第三条 令和五年三月三十一日までに交付又は再交付された船員手帳は、改正後の船員法施行規則（以下「新規則」という。）第十六号書式にかかわらず、なおこれを使用することができ、この場合においては、新規則第十六号書式第十四表から第十六表までに記載すべき事項は、旧規則第十六号書式第十四表及び第十五表を適宜補正してこれに記載するものとする。
附則（令和五年六月三〇日国土交通省令第五二二号）抄
この省令は、令和五年七月一日から施行する。
附則（令和五年七月三一日国土交通省令第六〇号）抄
この省令は、公布の日から施行する。
附則（令和五年二月一日国土交通省令第九一〇号）抄
この省令は、公布の日から施行する。
附則（令和六年一月一九日国土交通省令第三三〇号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

Table with 2 columns: Left column contains specific provisions and definitions (e.g., '特定乗組員等', '特定乗組員等が、その特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。'), and the right column contains transitional provisions (e.g., 'この省令による改正前の...'). The table is organized into sections corresponding to the text above.

7級										6級					
0	1	9	8	7	6	5	4	3	2	1	8	7	6	5	4
<p>一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>両耳の聴力が四十センチメートル以上では尋常の話しを解することができない程度になったもの</p> <p>一耳を全く聾し、他耳の聴力が一メートル以上では尋常の話しを解することができない程度になったもの</p> <p>胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な職務の外服することができないもの</p> <p>一手の拇指を併せ三指又は拇指以外の四指を失ったもの</p> <p>一手の五指又は拇指を併せ四指の用を廃したものを</p> <p>一足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p>										<p>両眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>両耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>一耳を全く聾し、他耳の聴力が四十センチメートル以上では尋常の話しを解することができない程度になったもの</p> <p>脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの</p> <p>一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したものを</p> <p>一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したものを</p> <p>一手の五指又は拇指を併せ四指を失ったもの</p>					

9級										8級																	
0	1	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	1	9	8	7	6	5	4	3	2	1	3	1	2	1	1	1
<p>両眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>一眼の視力が0.06以下になったもの</p> <p>両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>両眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの</p> <p>鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>両耳の聴力が一メートル以上では尋常の話しを解することができない程度になったもの</p> <p>一耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上では尋常の話しを解することが困難である程度になったもの</p> <p>一耳を全く聾したものを</p> <p>神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができ職務が相当な程度に制限されるもの</p>										<p>両側の睾丸を失ったもの</p> <p>外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>十趾の用を廃したものを</p>																	

1級										0級																								
5	4	3	2	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	1	6	1	5	1	4	1	3	1	2	1	1	1
<p>胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することのできる職務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>一手の拇指又は拇指以外の二指を失ったもの</p> <p>一手の拇指を併せ二指又は拇指以外の三指の用を廃したものを</p> <p>一足の第一趾を併せ二趾以上を失ったもの</p> <p>一足の五趾の用を廃したものを</p> <p>外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>生殖器に著しい障害を残すもの</p> <p>一眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>正面視で複視を残すもの</p> <p>咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>両耳の聴力が一メートル以上では尋常の話しを解することが困難である程度になったもの</p> <p>一耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>一手の拇指又は拇指以外の二指の用を廃したものを</p> <p>一下肢を三センチメートル以上短縮したものを</p> <p>一足の第一趾又は他の四趾を失ったもの</p> <p>一上肢の三大関節の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>一下肢の三大関節の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>両眼の眼瞼に著しい運動障害を残すもの</p> <p>一眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの</p> <p>十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>両耳の聴力が一メートル以上では小声を解することができない程度になったもの</p>										<p>両眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>一眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>胸腹部臓器の機能に障害を残し、職務の遂行に相当程度の支障があるもの</p> <p>一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>一眼の眼瞼に著しい運動障害を残すもの</p> <p>七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>一耳の耳殻の大部分を欠損したものを</p> <p>鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの</p> <p>一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>長管骨の畸形を残すもの</p> <p>一手の小指を失ったもの</p> <p>一手の示指、中指又は環指の用を廃したものを</p> <p>一足の第二趾を失ったもの、第二趾を併せ二趾を失ったもの又は第三趾以下三趾を失ったもの</p> <p>一足の第一趾又は他の四趾の用を廃したものを</p> <p>局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>外貌に醜状を残すもの</p>																								

1級										2級																								
8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	4	1	3	1	2	1	1	1	0	1	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	1	9	8	7	6
<p>一眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>正面視以外で複視を残すもの</p> <p>両眼の眼瞼の一部に欠損を残し又は睫毛秃を残すもの</p> <p>五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>一手の小指の用を廃したものを</p> <p>一手の拇指の指骨の一部を失ったもの</p>										<p>一耳の聴力が四十センチメートル以上では尋常の話しを解することができない程度になったもの</p> <p>脊柱に奇形を残すもの</p> <p>一手の示指、中指又は環指を失ったもの</p> <p>一足の第一趾を併せ二趾以上の用を廃したものを</p>																								

1	9	一下肢を一センチメートル以上短縮したもの
2	1	一足の第三趾以下の一趾又は二趾を失ったもの
3	0	一足の第二趾の用を廃したもの、第二趾を併せ二趾の用を廃したもの又は第二趾以下の三趾の用を廃したもの
4	1	一眼の眼瞼の一部に欠損を残し又は睫毛を残すもの
5	1	三齒以上に対し歯科補綴を加えたもの
6	2	一耳の聴力が一メートル以上では小声を解することができない程度になつたもの
7	3	上肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの
8	4	下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの
9	5	手の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの
	6	一手の拇指以外の指骨の一部を失つたもの
	7	一手の拇指以外の指の末関節を屈伸することができなくなつたもの
	8	一足の第三趾以下の一趾又は二趾の用を廃したもの
	9	局部に神経症状を残すもの

一	二	三
甲1	機	甲
年齢十六年以上であること。	前号1及び2に掲げる事項に適合すること。	第一号及び前号2に掲げる事項に適合すること。
法第八十三条の健康証明書を受有し海当直していること。	次のいずれかに適合すること。 (1) 機関部の航海当直又はこれに準ずる業務に六月以上従事した経験を有すること。 (2) 船内における業務に二月以上従事した経験を有し、かつ、甲板部の航海当直に従事するための教育を修めたこと。	次のいずれかに適合すること。 (1) 三年以上甲板部の勤務に従事し、かつ、海技大学の講習科の課程であつて国土交通大臣が告示で定めるものを修了後、六月以上機関部の勤務に従事した者。 (2) 三年以上機関部の勤務に従事し、かつ、海技大学の講習科の課程であつて国土交通大臣が告示で定めるものを修了後、六月以上甲板部の勤務に従事した者。 (3) 三年以上甲板部の勤務に従事し、かつ、独立行政法人海技大学の講習科の課程であつて国土交通大臣が告示で定めるものを修了後、六月以上機関部の勤務に従事した者。 (4) 三年以上機関部の勤務に従事し、かつ、独立行政法人海技大学の講習科の課程であつて国土交通大臣が告示で定めるものを修了後、六月以上甲板部の勤務に従事した者。 (5) 海員学校の高等科又は専修科を卒業後、三年以上甲板部の勤務に従事し、かつ、三年以上機関部の勤務に従事した者。 (6) 海員学校の高等科又は専修科を卒業後、三年以上甲板部の勤務に従事し、かつ、三年以上機関部の勤務に従事した者。 (7) 海員学校の高等科又は専修科を卒業後、六月以上船内において甲板部及び

一	二	三	四
甲	乙	丙	丁
第一号の経験又は教育には、次に掲げる事項を含まなければならない。	第一号、第二号及び前号2に掲げる事項に適合すること。	第一号から(6)までに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者	第一号、第二号及び前号2に掲げる事項に適合すること。
海難発生時その他の非常の際における措置及び海洋汚染の防止についての基礎的な事項	視覚及び聴覚による見張り 船内通信及び警報に関する装置の使用 第二号2の経験又は教育には、次に掲げる事項を含まなければならない。 イ 海難発生時その他の非常の際における措置及び海洋汚染の防止についての基礎的な事項	機関部の両部の航海当直をすべき職務を有する部員となるための教育訓練を受けた者(高等科を卒業した者にあつては、昭和五十九年以後に卒業した者に限る。) (8) 海員学校の本科を卒業した者(昭和六十三年以後に卒業した者に限る。) 又は専修科を卒業した者(平成六年以後に卒業した者に限る。) (9) 独立行政法人海員学校の本科又は専修科を卒業した者 (10) 独立行政法人海技教育機構の海技士教育科海技課程本科又は専修科を卒業した者 (11) (1) から(6)までに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者 3 甲板部又は機関部の勤務に従事した期間(次号上欄に掲げる航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けて部員として勤務した期間を除く。)の二分の一の期間及び次号上欄に掲げる航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けて部員として勤務した期間が通算して四年以上あること。	第一号、第二号及び前号2に掲げる事項に適合すること。

一	二	三	四
甲種1	乙種1	丙種1	丁種1
石油タンカーにおいて、第七十七條危険物等条の六第二項の規定による認定の申請取扱責任の日(以下「申請日」という。)以前五者(五年以内に、次の(1)又は(2)に掲げる船員の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める職務に三月以上従事した経験を有すること又は国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有するものとして告示で定める基準に適合すること。	船舶又は一等航海士若しくは運航士(四号職務) 船長又は甲板部の職員若しくは甲板部の部員であつて甲板部の部員が行うべき作業全般に関し責任を有するもの	機関長又は一等機関士若しくは運航士(五号職務) 機関部の職員又は機関部の部員であつて機関部の部員が行うべき作業全般に関し責任を有するもの	申請日以前五年以内に、消火、タンカーの安全の確保、海洋汚染の防止等に関する講習であつて次に掲げるものの課程を修了したこと。 (1) 第七十七條の六の二及び第七十七條の六の三の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習 (2) 第七十七條の六の十七及び第七十七條の六の十八の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習

第八号表(第七十七條の二の三関係)

一 甲板部航2 法第八十三条の健康証明書を受有し海当直していること。
二 年齢十六年以上であること。
三 次のいずれかに適合すること。

一 甲板部の航海当直又はこれに準ずる業務に六月以上従事した経験を有すること。
二 船内における業務に二月以上従事した経験を有し、かつ、甲板部の航海当直に従事するための教育を修めたこと。
三 前号1及び2に掲げる事項に適合すること。

一 第一号の経験又は教育には、次に掲げる事項を含まなければならない。
イ 海難発生時その他の非常の際における措置及び海洋汚染の防止についての基礎的な事項

一 甲種1 液体化学薬品タンカーにおいて、危険物等申請日以前五年以内に、前号1に規定取扱責任する経験を有すること又は国土交通大臣の登録を受けた講習

者(液体臣がこれと同等以上の経験を有するも化学薬のとして告示で定める基準に適合すること。)	2 申請日以前五年以内に、前号2に規定する講習の課程を修了したこと。
三 甲種 1 液化ガスタンカーにおいて、申請日以前五年以内に、第一号1に規定する経験を有すること又は国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有するものとして告示で定める基準に適合すること。	2 申請日以前五年以内に、第一号2に規定する講習の課程を修了したこと。
四 乙種 1 次のいずれかに適合すること。 取扱責任者(五(1) 消火に関する訓練を修了し、か油・液体、石油タンカー又は液体化学薬品タンカーにおいて、申請日以前五年以内に、船長、一等航海士、運航士(四号職務)、機関長、二等機関士又は運航士(五号職務)の監督の下に危険物又は有害物の取扱いに関する作業を三月以上行った経験を有すること。 (2) (1)に規定する経験の内容が国土交通大臣が告示で定める基準に適合すると船長が認めること。 2 申請日以前五年以内に、消火並びにタンカーの安全の確保及び海洋汚染の防止のための基本的な措置に関し国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。	
五 乙種 1 次の(1)及び(2)に適合する取扱責任者(液化ガス) 1 次の(1)及び(2)に適合すること。 (1) 消火に関する訓練を終了し、かつ、液化ガスタンカーにおいて、申請日以前五年以内に、前号1(1)に規定する経験を有すること。 (2) (1)に規定する経験の内容が国土交通大臣が告示で定める基準に適合すると船長が認めること。 2 申請日以前五年以内に、前号2に規定する講習の課程を修了したこと。	

第十号表(第七十七条の六、第七十七条の六の二、第七十七条の六の二十四、第七十七条の七(関係))	甲申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 一 危険物等取扱責任者(低(1) 乙種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)の資格の認定をした旨の証印を受けていること。 (2) 低引火点燃料船において、船長又は甲板部若しくは機関部の職員若しくは機関部の部員であつて機関部の部員が行うべき作業全般に関し責任を有するものとしてその職務に一月以上従事した経験を有すること。 (3) 低引火点燃料船における燃料の補給作業に三回以上従事した経験を有すること又は当該作業に一回若しくは二回従事した経験を有すること及び国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと又は液化ガスタンカーにおいて積荷若しくは揚荷作業に三回以上従事した経験を有すること。
---	--

第十一号表(第七十七条の六の二、第七十七条の六の三(関係))	乙申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 (4) 低引火点燃料船又は液化ガスタンカーに三月以上乗り組んだ履歴を有すること。 一 模範船橋 二 模範機関室 三 模範船室 四 模範タンク破口及び模範タンク噴出設備 五 模範船舶載貨設備 六 模範亀裂甲板設備 七 模範タンク設備 八 消火ポンプ 九 消火栓 十 消火ホース 十一 ノズル 十二 水噴霧放射器 十三 国際陸上施設連結具 十四 液体消火器 十五 泡消火器 十六 鎮火性ガス消火器 十七 粉末消火器 十八 消火剤 十九 個人装具 二十 自蔵式呼吸具 二十一 命綱 二十二 手袋 二十三 長靴 二十四 ヘルメット 二十五 安全灯 二十六 実習用モデル人形 二十七 発煙筒 二十八 酸素濃度測定器 二十九 可燃性ガス検定器 三十 ガス検知器 三十一
--------------------------------	---

第十二号表(第七十七条の六の三(関係))	講習条件 科目 一 三級海技士(航海)若しくは三級海技士(石油(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格)の資格を有する者であつて、当該資格を受けた後二年以上船舶職員として実習タンカーに乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者で、液化危険物に関する研究又は実務に二年以上従事した経験を有するものであること。 二 送気マスク 三 空気呼吸器 四 酸素呼吸器 五 墜落制止用器具 六 防毒マスク 七 オイルフェンス 八 油回収装置 九 油処理剤 十 油吸着材 十一 ひしやく 十二 パケツ 十三 実習用舟艇 十四
四 一 三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の器具の資格についての免許を有する者であつて、及び当該免許を受けた後一年以上船舶職員として保護して船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又は具のこれらと同等以上の能力を有する者である取扱者。	実習 一 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十

(二)

種 別	事 項
本 籍 地	
生 誕 地	ソト
執行役員又は専任執務員に就任の年	
職 名	伊 保
主 務 の 種 類 及 び 級 別	
主 務 の 地 域	中(ソト)
職務担当者(内部及び外部)又は出席	
職員の住所及び氏名	
備 考	

- 記載の項
1. (四)の2に規定する又は(四)の3に規定するの交付を受けている日本船舶にあっては、船主少数者に当該船舶主の数を付記すること。
 2. 船中の役員職には、船務長、船務副長、船務員、船務主任、船務主任の補佐及び船務主任の補佐の職名を記載すること。
 3. 当該船舶の船主は、船務主任の職名を記載すること。
 4. 船中の役員及び出席者において船務主任の職務を充てる場合は、氏名中の船主の職名を付した上で、船務主任を記載すること。
 5. 年頭に当該船舶に就任した又は昇任した場合は、就任前の船務主任の職名を併記するように記載して付記し、その職所に就任年月日を付記すること。

(三)

付 録 事	

(四)

年 月 日 時	航 程 の 概 要

- 記載の項
1. 航程の概要欄には、出入した港の名称及び船務主任の船中の職務を記載すること。
 2. 船中の船務主任の職名は、船務主任に於いては、船務主任の職名を記載すること。船務主任の職名を記載する場合に、当該船務主任の職名を記載すること。ただし、当該船務主任の職名を記載する場合に、船務主任の職名を記載すること。ただし、当該船務主任の職名を記載する場合に、船務主任の職名を記載すること。
 3. 船中の船務主任の職名は、船務主任に於いては、船務主任の職名を記載すること。ただし、当該船務主任の職名を記載する場合に、船務主任の職名を記載すること。
 4. 船中の船務主任の職名は、船務主任に於いては、船務主任の職名を記載すること。ただし、当該船務主任の職名を記載する場合に、船務主任の職名を記載すること。

(五)

年 月 日 時	航 程 の 概 要

- 記載の項
1. 本表は、船務主任の職務は、船務主任の職名を記載すること。
 2. 本表欄には、「船務主任の職名」を記載すること。
 3. 船務主任には、当該船務主任の職名を記載すること。
 4. 船務主任の職名は、船務主任の職名を記載すること。
 5. 船務主任の職名は、船務主任の職名を記載すること。
 6. 船務主任の職名は、船務主任の職名を記載すること。
 7. 船務主任の職名は、船務主任の職名を記載すること。

(B)

1. 氏名	姓	名	別名
2. 生年月日	年	月	日
3. 生れたところ	都道府県	市町村	番地
4. 性別	男	女	
5. 職業	業種		
6. 職名	職種		
7. 所属する労働組合	労働組合		
8. 労働組合の代表者	代表者		
9. 労働組合の代表者の氏名	代表者の氏名		
10. 労働組合の代表者の職名	代表者の職名		
11. 労働組合の代表者の生年月日	年	月	日
12. 労働組合の代表者の生れたところ	都道府県	市町村	番地
13. 労働組合の代表者の性別	男	女	
14. 労働組合の代表者の職業	業種		
15. 労働組合の代表者の職名	職種		

備考 生れたところは、国籍中については記載を省略して表示すること。

(B)

1. 氏名	姓	名	別名
2. 生年月日	年	月	日
3. 生れたところ	都道府県	市町村	番地
4. 性別	男	女	
5. 職業	業種		
6. 職名	職種		
7. 所属する労働組合	労働組合		
8. 労働組合の代表者	代表者		
9. 労働組合の代表者の氏名	代表者の氏名		
10. 労働組合の代表者の職名	代表者の職名		
11. 労働組合の代表者の生年月日	年	月	日
12. 労働組合の代表者の生れたところ	都道府県	市町村	番地
13. 労働組合の代表者の性別	男	女	
14. 労働組合の代表者の職業	業種		
15. 労働組合の代表者の職名	職種		

備考 氏名以外のところは、国籍中については記載を省略して表示すること。

(A)

1. 氏名	姓	名	別名
2. 生年月日	年	月	日
3. 生れたところ	都道府県	市町村	番地
4. 性別	男	女	
5. 職業	業種		
6. 職名	職種		
7. 所属する労働組合	労働組合		
8. 労働組合の代表者	代表者		
9. 労働組合の代表者の氏名	代表者の氏名		
10. 労働組合の代表者の職名	代表者の職名		
11. 労働組合の代表者の生年月日	年	月	日
12. 労働組合の代表者の生れたところ	都道府県	市町村	番地
13. 労働組合の代表者の性別	男	女	
14. 労働組合の代表者の職業	業種		
15. 労働組合の代表者の職名	職種		

備考 氏名以外のところは、国籍中については記載を省略して表示すること。

第三号書式 削除
 第四号書式 (第十四条関係) (日本産業規格A列)

第四号書式 (第十四条関係) (日本産業規格A列) (99000007-A08, A09) 2001-08-01

1. 氏名	姓	名	別名
2. 生年月日	年	月	日
3. 生れたところ	都道府県	市町村	番地
4. 性別	男	女	
5. 職業	業種		
6. 職名	職種		
7. 所属する労働組合	労働組合		
8. 労働組合の代表者	代表者		
9. 労働組合の代表者の氏名	代表者の氏名		
10. 労働組合の代表者の職名	代表者の職名		
11. 労働組合の代表者の生年月日	年	月	日
12. 労働組合の代表者の生れたところ	都道府県	市町村	番地
13. 労働組合の代表者の性別	男	女	
14. 労働組合の代表者の職業	業種		
15. 労働組合の代表者の職名	職種		

備考 (1)には、「(姓)」、「(名)」、「(別名)」等報告者本人の氏名を記載すること。
 (2)には、報告者が報告した労働組合の名称を記載すること。報告者が報告した労働組合の名称が報告者の氏名と同一である場合は、「(姓)」、「(名)」、「(別名)」を記載すること。
 (3)には、報告者が報告した労働組合の名称を記載すること。報告者が報告した労働組合の名称が報告者の氏名と同一である場合は、「(姓)」、「(名)」、「(別名)」を記載すること。
 (4)には、報告者が報告した労働組合の名称を記載すること。報告者が報告した労働組合の名称が報告者の氏名と同一である場合は、「(姓)」、「(名)」、「(別名)」を記載すること。
 (5)には、報告者が報告した労働組合の名称を記載すること。報告者が報告した労働組合の名称が報告者の氏名と同一である場合は、「(姓)」、「(名)」、「(別名)」を記載すること。
 (6)には、報告者が報告した労働組合の名称を記載すること。報告者が報告した労働組合の名称が報告者の氏名と同一である場合は、「(姓)」、「(名)」、「(別名)」を記載すること。
 (7)には、報告者が報告した労働組合の名称を記載すること。報告者が報告した労働組合の名称が報告者の氏名と同一である場合は、「(姓)」、「(名)」、「(別名)」を記載すること。

第四号の二書式（第十五条関係）（日本産業規格A列4番）

第五号の二書式（第十五条関係）（日本産業規格A列4番） 規格番号：JIS S 5010 規格名：株式会社設立申請書（申請書）

種別	株式会社設立申請書	年 月 日
種別	申請者氏名	
種別	住所	

本表は、株式会社設立申請書（申請書）を提出するに際して、申請者が提出するべき事項を記載するための書式です。申請者は、本表を提出する前に、本表の記載事項を正確に記入し、必要書類を添付して提出してください。

1 申請書の提出日 年 月 日

2 申請書の届出先 所 年 月 日

3 申請書の届出先 所 年 月 日

申請書は、申請者本人、申請者代表者（取締役）又は「取締役等」が署名しなくてはなりません。

第五号書式（第十六条の三関係）（日本産業規格A列4番）

第五号書式（第十六条の三関係）（日本産業規格A列4番） 規格番号：JIS S 5010 規格名：株式会社設立申請書（申請書）

種別	株式会社設立申請書	年 月 日
種別	申請者氏名	
種別	住所	

本表は、株式会社設立申請書（申請書）を提出するに際して、申請者が提出するべき事項を記載するための書式です。申請者は、本表を提出する前に、本表の記載事項を正確に記入し、必要書類を添付して提出してください。

1 申請書の提出日 年 月 日

2 申請書の届出先 所 年 月 日

3 申請書の届出先 所 年 月 日

申請書は、申請者本人、申請者代表者（取締役）又は「取締役等」が署名しなくてはなりません。

第五号の二書式（第十六条の三関係）（日本産業規格A列3番）

第五号の二書式（第十六条の三関係）（日本産業規格A列3番） 規格番号：JIS S 5010 規格名：株式会社設立申請書（申請書）

種別	株式会社設立申請書	年 月 日
種別	申請者氏名	
種別	住所	

本表は、株式会社設立申請書（申請書）を提出するに際して、申請者が提出するべき事項を記載するための書式です。申請者は、本表を提出する前に、本表の記載事項を正確に記入し、必要書類を添付して提出してください。

1 申請書の提出日 年 月 日

2 申請書の届出先 所 年 月 日

3 申請書の届出先 所 年 月 日

申請書は、申請者本人、申請者代表者（取締役）又は「取締役等」が署名しなくてはなりません。

第五号の二書式（第十六条の三関係）（日本産業規格A列3番） 規格番号：JIS S 5010 規格名：株式会社設立申請書（申請書）

種別	株式会社設立申請書	年 月 日
種別	申請者氏名	
種別	住所	

本表は、株式会社設立申請書（申請書）を提出するに際して、申請者が提出するべき事項を記載するための書式です。申請者は、本表を提出する前に、本表の記載事項を正確に記入し、必要書類を添付して提出してください。

1 申請書の提出日 年 月 日

2 申請書の届出先 所 年 月 日

3 申請書の届出先 所 年 月 日

申請書は、申請者本人、申請者代表者（取締役）又は「取締役等」が署名しなくてはなりません。

第六号書式(第十九条、第二十条関係)(日本産業規格A列3番)
業規格A列3番

第六号書式(第十九条、第二十条関係)(日本産業規格A列3番)

提出年月日		年	月	日	船舶番号	船名及び船主名	種	号
提出者氏名		船舶の用途			航行区域又は従務船長及び乗組員名			
		提出者の住所			船舶の種類			
船舶検査官の住所及び氏名又は氏名		出願の届出		出願の届出		出願の届出		
船舶検査官の住所及び氏名又は氏名		出願の届出		出願の届出		出願の届出		
船舶検査官の住所及び氏名又は氏名	氏名	種別	種別		種別	種別	種別	種別
			種別	種別				
種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別
種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別
種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別
種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別
種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別
計	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別

記載の例

- 1 船舶の用途、主機の種類及び圧力種別は、請求するものをご記入のこと。
- 2 一級船長の住所を記入する場合は、船舶番号、船名及び船主名欄に「一級船長」を記載すること。
- 3 同船長として記載する船舶の航行区域は、船舶検査官の住所を記入する日本船舶にあつては、船主の住所に記入すること。
- 4 船主の住所は、居住又は事務所を以て記入せず、その他の寄居所を以て記入する場合は、居住又は事務所を記載すること。
- 5 寄居所の場合は、住所を記載すること。
- 6 種別の場合は、「乗務員」、「船内職員」、「予備船長の種別」等の別記の船舶検査官及び船舶検査官(船主)の住所を記入する場合は、船舶検査官及び船舶検査官(船主)の住所を記入すること。
- 7 種別の場合は、「運搬」、「運搬」、「船舶検査官」、「予備船長(種別)」等の別記、更に、船舶検査官(船主)の住所を記入する場合は、船舶検査官及び船舶検査官(船主)の住所を記入すること。
- 8 その他の事項については、商船検査官の記載の例を参照すること。

第七号書式(第十九条関係)(日本産業規格A列3番)
第八号書式(第十九条関係)(日本産業規格A列3番)

第八号書式(第十九条関係)(日本産業規格A列3番)

提出年月日		年	月	日	船舶番号	船名及び船主名	種	号
提出者氏名		船舶の用途			航行区域又は従務船長及び乗組員名			
		提出者の住所			船舶の種類			
船舶検査官の住所及び氏名又は氏名		出願の届出		出願の届出		出願の届出		
船舶検査官の住所及び氏名又は氏名		出願の届出		出願の届出		出願の届出		
船舶検査官の住所及び氏名又は氏名	氏名	種別	種別		種別	種別	種別	種別
			種別	種別				
種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別
種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別
種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別
種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別
計	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別

記載の例

- 1 変更事項欄には、「船種」、「船舶種別」、「種別」、「種別」等の変更する事項の種別を、変更欄にはその変更の内容を全て記載すること。
- 2 船主名、船舶の用途、航行区域又は従務船長及び乗組員名欄は、船舶検査官又は船舶検査官(船主)の住所を記入する場合は、船舶検査官及び船舶検査官(船主)の住所を記入すること。
- 3 同船長として記載する船舶の航行区域は、船舶検査官の住所を記入する日本船舶にあつては、船主の住所に記入すること。
- 4 その他の事項については、商船検査官の記載の例を参照すること。

第九号書式(第二十二条関係)(日本産業規格A列3番)
第九号書式(第二十二条関係)(日本産業規格A列3番)

第九号書式(第二十二条関係)(日本産業規格A列3番)

提出年月日	年	月	日	船舶番号	船名及び船主名	種	号	
提出者氏名		船舶の用途			航行区域又は従務船長及び乗組員名			
		提出者の住所			船舶の種類			
船舶検査官の住所及び氏名又は氏名		出願の届出		出願の届出		出願の届出		
船舶検査官の住所及び氏名又は氏名		出願の届出		出願の届出		出願の届出		
船舶検査官の住所及び氏名又は氏名	氏名	種別	種別		種別	種別	種別	種別
			種別	種別				
種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別
種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別
種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別
計	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別

記載の例

- 1 船舶検査官には、船主名、船舶の用途、航行区域又は従務船長及び乗組員名欄に「船舶検査官」を記載すること。
- 2 船主名、船舶の用途、航行区域又は従務船長及び乗組員名欄は、船舶検査官又は船舶検査官(船主)の住所を記入する場合は、船舶検査官及び船舶検査官(船主)の住所を記入すること。
- 3 同船長として記載する船舶の航行区域は、船舶検査官の住所を記入する日本船舶にあつては、船主の住所に記入すること。
- 4 船種の種別は、「運搬」、「運搬」、「船舶検査官」、「予備船長(種別)」等の別記、更に、船舶検査官(船主)の住所を記入する場合は、船舶検査官及び船舶検査官(船主)の住所を記入すること。
- 5 寄居所の場合は、住所を記載すること。
- 6 その他の事項については、商船検査官の記載の例を参照すること。

第十号書式（第二十三条関係）（日本産業規格 A 列3番）

第十号書式（第二十三条関係）（日本産業規格 A 列3番）（JIS規格コード：A 列3番）
 郵務省告示（郵務省告示第100号）（郵務省告示第100号）（郵務省告示第100号）

一 部 目 録 可 申 請 書

郵務省告示第100号
 郵務省告示第100号

郵便番号	〒	〒
住所	〒	〒
所在地	(電報)	(電報)
所在地	(電報)	(電報)
所在地	(電報)	(電報)
所在地	(電報)	(電報)

郵務省告示第100号
 郵務省告示第100号

郵務省告示第100号
 郵務省告示第100号

第十一号書式（第二十四条関係）（日本産業規格 A 列4番）

第十一号書式（第二十四条関係）（日本産業規格 A 列4番）（JIS規格コード：A 列4番）
 郵務省告示（郵務省告示第100号）（郵務省告示第100号）（郵務省告示第100号）

郵務省告示第100号
 郵務省告示第100号

郵便番号	〒	〒
住所	〒	〒
所在地	(電報)	(電報)
所在地	(電報)	(電報)
所在地	(電報)	(電報)
所在地	(電報)	(電報)

郵務省告示第100号
 郵務省告示第100号

郵務省告示第100号
 郵務省告示第100号

第十二号書式（第二十九条関係）（日本産業規格 A 列4番）

第十二号書式（第二十九条関係）（日本産業規格 A 列4番）
 郵務省告示（郵務省告示第100号）（郵務省告示第100号）

郵務省告示第100号
 郵務省告示第100号

郵便番号	〒	〒
住所	〒	〒
所在地	(電報)	(電報)
所在地	(電報)	(電報)
所在地	(電報)	(電報)
所在地	(電報)	(電報)

郵務省告示第100号
 郵務省告示第100号

郵務省告示第100号
 郵務省告示第100号

第十三号書式（第三十一条関係）（日本産業規格 A列4番）

第十三号書式(第三十一条関係) (日本産業規格A列4番)

届出	郵便手帳訂正申請書	年 月 日
届出	届	
	郵便番号	
	住所	
	郵便手帳の訂正を受けた日	
	郵便手帳の訂正を受けた日	

郵便手帳の訂正を受けた日

- 訂正を受けた日
- 訂正を受けた日
- 訂正を受けた日

第十四号書式（第三十三条、第三十四条関係）（日本産業規格 A列4番）

第十四号書式(第三十三号、第三十四号関係) (日本産業規格A列4番)

届出	郵便手帳交付(換入)申請書	年 月 日
届出	届	
	郵便番号	
	住所	
	郵便手帳の交付(換入)を受けた日	
	郵便手帳の交付(換入)を受けた日	

郵便手帳の交付(換入)を受けた日

- 郵便手帳の交付(換入)を受けた日
- 郵便手帳の交付(換入)を受けた日
- 郵便手帳の交付(換入)を受けた日

第十五号書式（第三十三条関係）（日本産業規格 A列4番）

第十五号書式(第三十三号関係) (日本産業規格A列4番)

届出	郵便手帳交付(換入)届出事項説明書	年 月 日
届出	届	
	郵便番号	
	住所	
	郵便手帳の交付(換入)を受けた日	
	郵便手帳の交付(換入)を受けた日	

郵便手帳の交付(換入)を受けた日

- 郵便手帳の交付(換入)を受けた日
- 郵便手帳の交付(換入)を受けた日
- 郵便手帳の交付(換入)を受けた日

第十六号書式（第三十八条関係）

第十六号書式(第三十八号関係)

届出	郵便手帳	年 月 日
届出	届	
	郵便番号	
	住所	
	郵便手帳の交付(換入)を受けた日	
	郵便手帳の交付(換入)を受けた日	

郵便手帳の交付(換入)を受けた日

- 郵便手帳の交付(換入)を受けた日
- 郵便手帳の交付(換入)を受けた日
- 郵便手帳の交付(換入)を受けた日

- 2 When the holder of this pocket ledger insures employment insurance, "The insured No." and "Insured date" shall be entered.
- 3 When the holder of this pocket ledger insures employment insurance, "Preferred date" shall be entered.
- 4 Table 14, Table 15 and Table 16 (Medical Certificate)
- 5 Table 14 and 15 shall be entered by the doctor to be listed in Article 57 of the Regulations for the Enforcement of Maritime Law.
- 6 Table 17 (The certificate for certificate of competency etc.) and Table 18 (Use by holder of this pocket ledger)
- As applicable, table 17 and 18 are entered by the holder of this pocket ledger. Notice to the holder of this pocket ledger
 - 1 You shall hold this pocket ledger.
 - 2 You need this pocket ledger to record satisfaction of entrance into or termination of the articles of agreement, etc., and to apply for a job. Additionally, it is evidence of your experience of seafaring service and your identification. Therefore, keep this pocket ledger carefully.
 - 3 When your name, nationality or date of birth specified in this pocket ledger is changed or found mistaken, you shall go to "the office of District Transport Bureau etc." as soon as possible and apply for correction.
 - 4 If you lose this pocket ledger, or you cannot use it because of water, so white paper, and other reasons, or your photograph in Table 2 proved not to be recognizable, you shall go to "the office of District Transport Bureau etc." as soon as possible, and apply to have a new master's pocket ledger issued or have a new photograph be supplied in Table 2.
 - 5 Replacement of the entire sheet, this pocket ledger is effective when you apply for a job. Additionally, it is the evidence of your experience of seafaring service. Therefore, keep this pocket ledger carefully.
 - 6 If you use the master's pocket ledger of others, exercise it for your own convenience. Destroy it, or do not carry out legal procedures, you may be subject to applicable legal punishment.
 - 7 While you are on board, the master shall keep this pocket ledger, and when you disembark, you shall receive this pocket ledger from the master.
 - 8 However you have a question about the certification of entering into the articles of agreement or seafarers insurance, etc., you can ask "the office of District Transport Bureau etc."
 - 9 "The office of District Transport Bureau etc." means the District Transport Bureau, the Transport Branch of the District Transport Bureau, or the maritime office of the District Transport Bureau of Japanese control government, or the city, town or village office in charge of legal procedure prescribed in Maritime Law.

第十六号の二書式（第三十九条関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

第十六号の二書式(第三十九条関係)(日本産業規格A列4番)

(一)

船員手帳記載事項証明申請書		年 月 日
地方運輸局長 運輸使用部長	申 請 者 氏 名 現在所	
別紙の船員手帳記載事項について説明を受けた上で、船員法施行規則第36条の規定により申請します。		
記		
1	船員を受けようとする船舶に記載されている船員手帳の番号及び交付年月日	
2	説明書の添付	進
3	説明書の明細	

(二)

船員手帳記載事項証明書

氏 名		年 月 日				
水 籍						
船員手帳の番号及び交付年月日						
交付	年月日	船 名	船トン数	主積の種類及び積載品	船主又は船長の氏名	船員
………						
………						
………						

記載心所

- 1 記載事項が船員手帳と異なる船舶乗務の船員に付記されている場合は、船員の乗務の申請書に署名し得る。また記載事項は船員法施行規則第36条の規定に照準して記載すること。
- 2 記載事項が多いときは、縦式二欄以上に分けて記載すること。
- 3 船員手帳の記載事項については、付記欄に記入すること。
- 4 氏名欄には、漢字(姓)、漢字(名)又は漢字(姓)と漢字(名)を併記すること。
- 5 船名、船トン数、主積の種類及び積載品は、船名簿記載の船名、船トン数、主積の種類及び積載品を記載し、必要にわたらない事項の欄に併記すること。
- 6 船主(船員)の氏名を記入するときは、船名簿、船主簿、船長簿に記載の氏名、船主(船員)又は船長の氏名を併記し、併記欄に記入すること。
- 7 国境上と船員法施行規則第36条の規定に照準して交付されている船舶乗務の交付年月日は、船主簿に記載されている年月日とする。

第十六号の三書式（第四十二条関係）

第十六号の三書式(第四十二条関係)

帳 附 支 払 簿

氏 名	船 名	職 務	報 酬 額			控 除 額			現 金 支 払 額	家 族 支 払 額	備 考
			給 与	調 理	その他	合 計	租 税	立 替			
			円 角	円 角	円 角	円 角	円 角	円 角	円 角		
………											
			円 角	円 角	円 角	円 角	円 角	円 角	円 角		
………											
			円 角	円 角	円 角	円 角	円 角	円 角	円 角		
………											

記載心所

- 1 船料は、伊合則によるときは、船員法第38条第1項の加入契約に定められた額を記載すること。
- 2 領収印は、これを得られないときは、受領書をもって代えることができる。
- 3 船員が旧姓帯名を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。

第十六号の三の二書式（第四十二条の九の二関係）（日本産業規格A列4番）

第十六号の三の二書式（第四十二条の九の二関係）（日本産業規格A列4番）
 規格名：日本産業規格A列4番
 規格番号：JIS A 4

規格名	日本産業規格A列4番
規格番号	JIS A 4
規格の趣旨	本規格は、日本産業規格A列4番の規格を定めることとする。
規格の適用範囲	本規格は、日本産業規格A列4番の規格を適用することとする。
規格の構成	本規格は、以下の構成とする。
1. 規格の趣旨	
2. 規格の適用範囲	
3. 規格の構成	

本規格は、日本産業規格A列4番の規格を定めることとする。

第十六号の四書式（第四十二条の十関係）（日本産業規格A列4番）

第十六号の四書式（第四十二条の十関係）（日本産業規格A列4番）
 規格名：日本産業規格A列4番
 規格番号：JIS A 4

規格名	日本産業規格A列4番
規格番号	JIS A 4
規格の趣旨	本規格は、日本産業規格A列4番の規格を定めることとする。
規格の適用範囲	本規格は、日本産業規格A列4番の規格を適用することとする。
規格の構成	本規格は、以下の構成とする。
1. 規格の趣旨	
2. 規格の適用範囲	
3. 規格の構成	

本規格は、日本産業規格A列4番の規格を定めることとする。

第十六号の四の二書式（第四十二条の十三関係）（日本産業規格A列4番）

第十六号の四の二書式（第四十二条の十三関係）（日本産業規格A列4番）
 規格名：日本産業規格A列4番
 規格番号：JIS A 4

規格名	日本産業規格A列4番
規格番号	JIS A 4
規格の趣旨	本規格は、日本産業規格A列4番の規格を定めることとする。
規格の適用範囲	本規格は、日本産業規格A列4番の規格を適用することとする。
規格の構成	本規格は、以下の構成とする。
1. 規格の趣旨	
2. 規格の適用範囲	
3. 規格の構成	

本規格は、日本産業規格A列4番の規格を定めることとする。

が規定する数値の値を記録すること。
 本規格は、日本産業規格A列4番の規格を定めることとする。

第十六号の五書式（第四十五条関係）

第十六号の五書式（第四十五条関係）

労働管理記録簿

氏名

所属部署	職位	職名

労働管理記録簿

日付	出勤		欠勤		遅刻		早退		休暇		その他	
	開始	終了	理由	時間	理由	時間	理由	時間	理由	時間	理由	

労働管理記録簿

氏名	理由
氏名	理由
氏名	理由

労働管理記録簿

氏名	理由
氏名	理由
氏名	理由

第十六号の六書式（第四十八条関係）（日本産業規格 A 列 3 番）

第十六号の六書式（第四十八条関係）（日本産業規格 A 列 3 番）

労働管理記録簿

氏名

所属部署	職位	職名

労働管理記録簿

日付	出勤		欠勤		遅刻		早退		休暇		その他	
	開始	終了	理由	時間	理由	時間	理由	時間	理由	時間	理由	

労働管理記録簿

氏名	理由
氏名	理由
氏名	理由

労働管理記録簿

氏名	理由
氏名	理由
氏名	理由

第十七号書式（第六十七条関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

第十七号書式（第六十七条関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

労働管理記録簿

氏名

所属部署	職位	職名

労働管理記録簿

日付	出勤		欠勤		遅刻		早退		休暇		その他	
	開始	終了	理由	時間	理由	時間	理由	時間	理由	時間	理由	

労働管理記録簿

氏名	理由
氏名	理由
氏名	理由

労働管理記録簿

氏名	理由
氏名	理由
氏名	理由

第十八号書式(第七十二条関係)

第十八号書式(第七十二条関係) (縦5.5cm 横8.5cm)

(一)

字 船員 労務 官 証 明 書
真 Identification Card of Mariners' Labor Inspector

第 号 年 月 日 交 付
No. Issued on :

船 員 労 務 官 氏 名
Mariners' Labor Inspector Name
国土交通省印

国 土 交 通 省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Japan

(二)

船員法(抄)

第107条 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者、船員その他の関係者に出席を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員その他の関係者に質問をすることができ、

船員労務官は、必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に質問をすることができ、

第108条の2 船員労務官は、その身分を示す証明書携帯し、関係者に提示しなければならない。

第109条 船員労務官は、この法律、労働基準法及びこの法律に基づいて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う。

第109条の2 船員労務官は、第101条第2項に規定する場合において、船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

第135条 (雑)

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反をした者は、30万円以下の罰金に処する。

五 第107条第1項の規定による出席の命令に応ぜず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第十九号書式(第七十三条関係)

船舶検査報告書

船名: _____ 検査場所: _____

検査日: _____ 検査時間: _____

検査官: _____

検査項目	検査結果
船体構造	
機関	
舵機	
電気設備	
航海設備	
安全設備	
衛生設備	
その他	

項目	内容
検査官	
検査場所	
検査日	
検査時間	
検査結果	
備考	

船名		船種		航行区域		航行期		航路	
船名	船種	航行区域	航行期	航路	船名	船種	航行区域	航行期	航路
船名	船種	航行区域	航行期	航路	船名	船種	航行区域	航行期	航路
船名	船種	航行区域	航行期	航路	船名	船種	航行区域	航行期	航路

船名		船種		航行区域		航行期		航路	
船名	船種	航行区域	航行期	航路	船名	船種	航行区域	航行期	航路
船名	船種	航行区域	航行期	航路	船名	船種	航行区域	航行期	航路
船名	船種	航行区域	航行期	航路	船名	船種	航行区域	航行期	航路

※ 船名、船種、航行区域、航行期、航路は、本報告書提出時における最新の状況で記述すること。

※ 船名、船種、航行区域、航行期、航路は、本報告書提出時における最新の状況で記述すること。

※ 船名、船種、航行区域、航行期、航路は、本報告書提出時における最新の状況で記述すること。

※ 船名、船種、航行区域、航行期、航路は、本報告書提出時における最新の状況で記述すること。

※ 船名、船種、航行区域、航行期、航路は、本報告書提出時における最新の状況で記述すること。

※ 船名、船種、航行区域、航行期、航路は、本報告書提出時における最新の状況で記述すること。

第二十号書式（第七十三条関係）（日本産業規格）
A 列 4 番

第二十号書式(第七十三条関係)(日本産業規格A列4番)

災害疾病発生状況報告書(年4月1日から 年3月31日まで) [①災害・疾病]

地方運輸局長 運輸総務部長	年 月 日提出							
主たる船員の労務管理を行う事務所								
所在地 (電話)	住所(所在地) (電話)							
名称	氏名(名称)							
担当者氏名	常時使用する船員数							
発生年月日	年月日	船員の年齢	職 性	別	男・女	職名	国籍	日本人・外国人
②船舶の用途		総トン数	トン	船名	船作業員数 人			
③								
1) 災害発生場所								
2) 災害発生時の作業								
3) 災害発生の要因(1 気象、海象 2 船舶・船内設備、積荷等 3 船作業行動、船内における作業環境)								

人 米	発生した災害の内容		
	災害を防止するために講じた措置又は講じようとする措置		
②休業日数	日	①身体障害	③下船・退航等

- 記載心得
- 1 前年4月1日から当年3月31日までに、船舶内及び船内作業に関連して船舶と密接した場所で発生した災害・疾病のため、発生当日を含めて3日以上休業した船舶員(死亡又は行方不明となった者を含む。)について記載し、4月末日までに提出すること。
 - 2 災害と疾病の別に区分し、それぞれ別欄に記載すること。また、①災害・疾病欄は、記載した災害又は疾病のうちいずれか該当するものを○で囲むこと。
 - 3 ②の欄には、首善船、貨物船、漁業船、旅客船、遊覧船、防波艇、防波艇、防波艇、防波艇、防波艇等の別(漁船にあつては、従事する漁業の種類(例えば、まぐらなどはなな、かつお一本釣り、突縁等)を含む。)を記載すること。
 - 4 ③の欄には、損部箇所、半身火傷、虫咬咬、咬傷等と記載し、傷病名が不明な場合は、下雨、腹痛等主な症状を記載すること。
 - 5 ④の欄には、てん発の欄の②災害発生時の作業に従事していた人数を記載すること。
 - 6 ⑤の欄には、次のイからハまでの規定に従って記載すること。ただし、疾病の原因については、それが明白な場合を除き、記載すること。

- とを要しない。
- イ ②には、主機整備、クレーン装置操作、荒天準備、揚投網、漁獲物の冷凍処理等の災害発生時に船員が従事していた作業の態様について記載し、作業に従事していなかった場合は、「作業時間外」と記載すること。
 - ロ ③の1からロまでは、災害発生の原因となったもの全てについて記載すること。また、1からロまでの事項に、どのような不安全又は有害な状態があったのか詳細に記載すること。
 - ハ ③の④の「作業行動」は、船員の船内、船外、及び作業者、命綱、浸漬制止用具、作業用救命衣及び作業衣の使用その他の作業の実施に係る行動について記載し、「作業環境」は、船内作業の設備、機械、器具、用具等の整備及び整頓と人の状態並びに換気、採光、照明、温度、騒音、振動その他の作業場所における環境について記載すること。
- 7 ④の欄には、災害・疾病のため職務に従事することができなかった日数(発生当日を含む。なお、治療中であつて医師の診断により見込日数不明な場合はその日数とする。)を記載すること。ただし、死亡又は行方不明の場合は記載することを要しない。
 - 8 ⑤の欄には、疾病がおつた後に7日以内の回復が有するときはその程度及び病名を、病名を記載し、死亡(即死のみならず、傷病が原因で死亡した者を含む。)又は行方不明の場合はその旨を記載すること。ただし、提出時に傷病がおつていないときであつて、障害が明らかでない場合は、本欄に記載することを要しない。この場合において、障害の程度が明らかになつたときは、遅滞なく別にその旨を報告すること。(書式は任意とする。)
 - 9 ⑤の欄には、療養のため下船した場合は「下船」と、傷病がなおる以前に退航した場合は「退航」と、治療のため外国で下船し、又は入院した場合はその地名及びその旨を記載すること。

第二十一号書式 削除
第二十二号書式 (第七十七条の二の三関係) (日
本産業規格A列4番)

第二十二号書式 (第七十七條の二の三關係) (日本產業規格A列4番) (1979年)

船員名簿表 (船舶) (船員名簿表(船員)の記載) (船員名簿表)

船 名	申 請 者 氏 名	種 別	日 付
船 種	船 種	種 別	日 付

船員名簿表の欄の記載を受け付けるに、船員名簿表の欄の下の二欄の欄の記載より所定します。

船 員 名 簿 表 号	種 別	号
船 員 名 簿 表 号	種 別	号

船 員 名 簿 表 号 種 別 号

船 員 名 簿 表 号 種 別 号

船 員 名 簿 表 号 種 別 号

船 員 名 簿 表 号 種 別 号

船 員 名 簿 表 号 種 別 号

記載心得

- 1 船員名簿表を受け付けるに、船員名簿表の欄の下の二欄の欄の記載より所定します。
- 2 船員名簿表の欄には、船員名簿表の欄の下の二欄の欄の記載より所定します。
- 3 船員名簿表の欄には、船員名簿表の欄の下の二欄の欄の記載より所定します。
- 4 船員名簿表の欄には、船員名簿表の欄の下の二欄の欄の記載より所定します。

第二十二号の二書式 (第七十七条の二の三関係)

第二十二号の二書式 (第七十七條の二の三關係) (1979年10月20日現在)

License No. _____

Date _____

CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Rating for the part of a (single/two) engine (two) vessel

(船舶の名称)

Rating is accordance with regulation of JTBW convention, as amended

MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN

船名(ローマ字)

第二十二号の三書式（第七十七条の六関係）（目 第二十二号の四書式（第七十七条の六関係））
本産業規格A列4番

第二十二号の三書式（第七十七条の六関係）（日本産業規格A列4番）（JIS S 4001）
第1版、第1刷発行、平成25年4月1日現在、JIS規格センター発行

免許			年 月 日
申請者氏名			
住 所			
免許種別			
免許取得の経路			
備考			

免許取得の経路は、認められた試験科目に合格した科目を記載する。

科目	種別	号
認定を受けたようとする	甲種（石油、甲種（有機化学専攻））	%
試験の区分	甲種（石油）	%
	甲種（石油）	%
	乙種（石油・有機化学専攻）	%
	乙種（石油）	%
	乙種（石油）	%

- 記載必須
1. 認定を受けたようとする資格の区分の欄には、該当するものを○で囲むこと。
 2. 免許取得の経路は、認定に必要な試験科目が完了した科目を記載すること。
 3. 試験科目の欄には、認定に必要な科目を完了した試験科目の名称、科目番号を記載すること。
 4. 申請には記載しないこと。

第二十二号の四書式（第七十七条の六関係）（JIS S 4001）

License No. _____	
Certificate _____	
Valid until _____	
CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Persons engaged with transportation for handling dangerous substances	
No. _____	
資格の名称	
Subject matter of regulation and paragraph of regulation and paragraph of regulation of regulation, as provided, as set forth in the schedule of the Code of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism	
MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM	
JIS S 4001	

第二十二号の五書式（第七十七条の七関係）（目 第二十二号の六書式（第七十七条の七関係））
本産業規格A列4番

第二十二号の五書式（第七十七条の七関係）（日本産業規格A列4番）（JIS S 4002）
第1版、第1刷発行、平成25年4月1日現在、JIS規格センター発行

免許			年 月 日
申請者氏名			
住 所			
免許種別			
免許取得の経路			
備考			

免許取得の経路は、認められた試験科目に合格した科目を記載する。

科目	種別	号
認定を受けたようとする	甲種（石油）	%
試験の区分	甲種（石油）	%
	甲種（石油）	%
	乙種（石油・有機化学専攻）	%
	乙種（石油）	%
	乙種（石油）	%

- 記載必須
1. 認定を受けたようとする資格の区分の欄には、該当するものを○で囲むこと。
 2. 免許取得の経路は、認定に必要な試験科目が完了した科目を記載すること。
 3. 試験科目の欄には、認定に必要な科目を完了した試験科目の名称、科目番号を記載すること。
 4. 申請には記載しないこと。

第二十二号の六書式（第七十七条の七関係）（日本産業規格A列4番）（JIS S 4003）
第1版、第1刷発行、平成25年4月1日現在、JIS規格センター発行

免許			年 月 日
申請者氏名			
住 所			
免許種別			
免許取得の経路			
備考			

免許取得の経路は、認められた試験科目に合格した科目を記載する。

科目	種別	号
認定を受けたようとする	甲種（石油）	%
試験の区分	甲種（石油）	%
	甲種（石油）	%
	乙種（石油・有機化学専攻）	%
	乙種（石油）	%
	乙種（石油）	%

- 記載必須
1. 認定を受けたようとする資格の区分の欄には、該当するものを○で囲むこと。
 2. 免許取得の経路は、認定に必要な試験科目が完了した科目を記載すること。
 3. 試験科目の欄には、認定に必要な科目を完了した試験科目の名称、科目番号を記載すること。
 4. 申請には記載しないこと。

第二十二号の七書式（第七十七条の十一関係）

第二十二号の七書式（第七十七条の十一関係）（昭和34年4月1日）

No. 7 シロ	Letter No. Certificate Title cert.
	CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Person assigned with responsibility for the duty specified in the specification annex
	(資格の名称) Believer qualified to accompany with assignment of regulation of ETCW operation, as provided, in the direction of the specifying to other cities. MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN 昭和34年4月1日

第二十二号の八書式（第七十七条の十二関係）
（日本産業規格A列4番）

第二十二号の八書式（第七十七条の十二関係）（日本産業規格A列4番）（昭和34年4月1日）

特別技能者技能検定試験合格認定書申請書

年月日

申請者
氏名
住所

特別技能者技能検定試験の合格の認定の申請を受けたいので、認定書発行の申請書の提出を希望いたします。

認定書の提出を希望しようとする試験科目の区分	申請種別	申請種別
区分	種別	種別
種別	種別	種別

特別技能者技能検定試験の合格の認定の申請書の提出を希望する場合は、以下の事項を記載してください。

1. 認定書の提出を受けようとする試験科目の区分の種別等の欄には、該当する区分の区分、種別等を記載してください。
2. 申請書提出の欄には、認定書のために必要な書類を提出したことを記載してください。
3. 認定書提出の欄には、認定書に必要書類を提出したことを記載してください。
4. 申請書提出の欄には、

第二十三号書式（第七十八条の三関係）

第二十三号書式（第七十八条の三関係）（昭和34年4月1日）

INVESTIGATION CARD

NAME: _____

POST: _____

STATUS: _____

DATE OF BIRTH: _____

EDUCATION: _____

PROFESSION: _____

REASON FOR INVESTIGATION: _____

REMARKS: _____

INVESTIGATOR: _____

DATE OF INVESTIGATION: _____